

「明教新誌」・「日出国新聞」における

仏骨奉迎の記事について(下)

川口 高風

明治仏教界において空前絶後の盛況で、大ニュースでもあった仏骨奉迎は、明治三十三年五月に暹羅国へ奉迎使及び随行人を派遣して奉迎されたものである。その報告書が政治家やジャーナリスト、海外事業家などによって刊行されているが、仏教界側では莫大な費用がかかり、奉迎の中心的人物が中傷誹謗されたり、負債償却の責任をとったり、宗門の公用金を流用したことから罷免されて投獄されたり悲惨な結末であった。そのため後世では特にとりあげられることなく、奉迎の副使や随行人らの報告書をみると失敗であったとか、事件であったとか、贅沢三昧の奉迎であったとか良いことは述べられていない。

そこで、筆者は当時の各宗の事情や意見などをながめ、各宗のとった対応を明らかにしてきたが、本稿では明治期の仏教新聞である「明教新誌」をとりあげてみよう。「明教新誌」は明治三十

四年二月二十八日発行の第四六〇三号で、「日出国新聞」との合併を発表し廃刊したが、「日出国新聞」には「明教」の欄が設けられ、仏教関係の記事を掲載しているところから「日出国新聞」よりもとりあげた。

「明教新誌」は「准官教会新聞」が前身で、明治七年二月一日に神仏合併大教院の新聞課から隔日に発行された機関紙である。

「准官教会新聞」は縦三十一・五センチメートル、横四十四・五センチメートルの一枚刷で、一枚一錢五厘、一カ月前金二十錢で、東京府下外はすべて郵便税一カ月十五錢、一年一円八十錢が必要であり、合わせて前金を納めることになっている。編輯人は中講義西浜正熙で、掛員には鴻春侂もいた。印務者は辻金太郎、印刷所は更新社（東京京橋銀座一丁目五番地）である。

構成は公文、本院布達、本院録事、をしへのたね、府県新報、東京近事、海外新聞、論説、辨駁、投書、稟告などで、仏教と神道両方の記事が掲載されている。大教院の法規令達がすべて発表されているため、教導職は購読するべき義務があり、曹洞宗でも同七年五月二十日に宗務支局へ布達し、教部省及び大教院よりの達書は、すべて「准官教会新聞」に告示されているから、あらためて宗務局より支局へ布達せず、必らず購求して達書を書写し配下寺院へ触示することをいう。なお、新聞は中教院や合議所へまめて送られていることもいつている。しかし、「准官教会新聞」は大教院の廃止とともに、同八年四月三十日付第一三四号をもって休刊となった。

その後、同八年七月十二日、明教社（東京銀座二丁目三番地）が譲り受けて、編輯印刷総長大内青巒の名で第一三五号より同題名で再刊することになった。再刊は佐久間貞一、宏仏海、鶴飼大俊、鴻春俣らの計らいによるもので、価格も一枚一錢七厘、一カ月前金二拾三錢と改定され、売捌所として明教分社（大阪高麗橋通一丁目と三河国府の二社）でも販売することになった。新聞名は従来通りであったが、装丁は大教院発行時代の一枚刷より八頁の冊子と変わり、官報、各宗の録事、論説、雑報、寄書、稟告などの構成になっている。官報は従来公文、本院布達、本院録事あたり、府県新報、東京近事が各宗ごとの録事をあげることに変わった。なお、第一三八号（明治八年七月十八日発行）より売捌所を明教社の支局として大阪、三河の明教分社以外に山口屋佐七（東京芝赤羽）も加わっている。

神仏合併大教院の機関紙として出発した「准教会新聞」であったが、大教院は廃止され、民間の書肆である明教社が事業として経営しているのに、依然として「官准」の問題名で刊行を続けていることは不相応であるところから、八月五日発行の第一四七号の「本社広告」で広告し、第一四八号より「明教新誌」と解題して旧面目を一洗することになった。第一四八号のタイトルには「教会新聞改題明教新誌」とあり、しばらくこの形で進んだ。旧「准教会新聞」を譲り受けて体裁や編集の目的などを一洗し、仏教各宗の新聞にしようとしたが、旧名のままでは神仏合併大教院を再興せんためものと思ひ誤る人も多い。教義を世に明らかに

することを目的とするため、「明教新誌」と改題したことをいつている。

こうして「明教新誌」は、大内青巒を編集長として日本仏教新聞の嚆矢となった。発行部数は明治二十二年二月十四日付の「官報」によれば、月十五回で二七、三七二部を数えており、他の宗教関係の定期刊行物に比べると格段と多い部数であった。しかし、同三十四年二月二十八日の第四六〇三号を以て廃刊されることになった。廃刊されるに至った原因は、第四五六三号（明治三十三年十二月二日発行）で公告しているように、日刊を計画し、組織の変更や増資して株式会社となった。しかし、株券の募集を行ったが、全国的な金融恐慌で財界が不況となり、予期した資金募集の成績は上がらず、そのため独自の新聞を作るよりも既設の新聞と合併し日刊にする方が得策となった。第四六〇三号（明治三十四年二月二十八日発行）に「明教新誌と日出国新聞の合同に就て満天下の読者に告ぐ」と「日出国新聞」との合併を発表し、「明教新誌」を廃刊したのであった。（拙稿「明教新誌」における曹洞宗関係記事（一）（平成八年七月「愛知学院大学教養部紀要」第四十四巻第一号）参照。）

ここでは「日出国新聞」の明治三十四年三月四日発行の第四三五九号より同三十七年三月十一日発行の第五四三四号までに掲載されている仏骨関係の記事を採録した。翻刻にあたり、仮名使用は原文のままとし、旧漢字は新漢字に、変体仮名はすべて平仮名に改め句読点を付した。また、明らかな誤植は訂正した。

「日出国新聞」

拝瞻会各部署務開始（明治34年3月4日 第四三五九号）

大菩提会の拝瞻会は、法要、供養、庶務、会計、協賛の五部を置き、委員を各宗派より選出せしを以て、去る一日より各部委員室を妙法院内に設立し、同日午後各部署務開始式を行へり。委員には法要部五名、供養部七名、庶務部五名、会計七名、協賛部九名選定せられたる由なるが、会計委員小栗憲一、北条周篤両師の提議に依り、妙法院内に委員の職を執るものは、来賓に對する時と雖も、一切酒を用ゐざることに申合せたりと。おそいく。

大菩提会発会式（明治34年3月13日 第四三六八号）

日本大菩提会にては、来四月拝瞻会を執行し、同時に発会式をも挙ぐる由にて、其日取りは多分同月十八日なるべしと。

○大菩提会部長の確定 各部署務開始の爲め、此程各部長を選任せり。即ち法要部長には天台宗の名和精良師、供養部長には浄土宗西山派の岩瀬靈雲師、庶務部長には曹洞宗の有沢香庵師、会計部長には大谷派の小栗憲一師、協賛部長には菅居光賢師充てられたりと。

仏舍利拝瞻会に就て（明治34年3月15日 第四三七〇号）

日本大菩提会にては、来る四月八日より向ふ三週間、京都に於て

仏舍利拝瞻会を修行することとなるが、右につき去る十一日午後五時より、京都府知事代理青木書記官、兼田内務部第一課長、及び内貴市長、大菩提会より会長村田寂順、理事小栗憲一（大谷派）、北条周篤（天竜寺派）、芦名信光（仏光寺派）の諸氏会合し、拝瞻会執行中京都市に於て、相當の尽力ありたき事、及び大菩提会員募集の件等依囑の提案ありしも、結局大仏附近の有志者を奨励して賑を添ゆる事、並に大谷派本願寺の紀念法要の爲め多数参拝人あるべきにつき、同寺と妙法院の治道に賑を添ゆるの設備を爲す事等を評議し、同九時頃散会したりと。

大菩提会評議員（明治34年3月16日 第四三七一号）

改正会別の結果、新に各宗派より評議員十五名を選定すること、なれる大菩提会は、来る二十日頃迄に評議員会を開く筈にて、去る十日迄に各宗派より評議員を定め、本部へ届出しは左の十一名なりと。なほ真言宗は例の紛擾の爲め、當分欠員を爲す由なるが、天台、日蓮、曹洞の三宗は、未だ選定を了らざる由。

天竜寺派執事、北条周篤○妙心寺派執事、後藤禪提○黄檗宗執事、鈴木恵眠○仏光寺派執事、芦名信光○融通念仏宗執事、黒田覚洲○高田派執事、長岡大仁○大谷派庶務部長、和田円什○興正寺派執事、原俊栄○時宗執事、河野良心○誠照寺派執事、小林清深○西山派執事、小松真隆

各宗派拝瞻法要〔明治34年3月19日 第四三七四号〕

仏舎利拝瞻会は、来四月八日より同廿八日まで、大仏妙法院宸殿の仮奉安殿に行ふこととなりしが、右期間内三十二宗派より各次法要ある筈にて、其順序左の如しと。

- 八日 天台宗及真盛派
- 九日 真言宗
- 十日 南禅寺派、東福寺、建仁寺派
- 十一日 相国寺派、大徳寺派
- 十二日 真宗高田派
- 十三日 天竜寺派、永源寺派
- 十四日 黄檗宗、円覚寺派、建長寺派
- 十五日 曹洞宗
- 十六日 妙心寺派
- 十七日 本願寺派、及木辺派
- 十八日 大日本菩提会発会式
- 十九日 出雲寺派、誠照寺派、山元派
- 二十日 仏光寺派
- 廿一日 興正寺派
- 廿二日 日蓮宗
- 廿三日 時宗
- 廿四日 融通念仏宗
- 廿五日 真言律宗
- 廿六日 華嚴宗、及法相宗

- 廿七日 浄土宗西山派
- 廿八日 大谷派本願寺

仏骨拝瞻会の余興〔明治34年3月27日 第四三八二号〕

丹羽圭介氏の提議なりといふを聞くに、(一) 日々更替にて附近各郡村の齋念仏を奉納せしむる事、(二) 空也堂念仏を行ふ事、(三) 全市寺院の鐘を撞かしむる事、(四) 拝瞻会執行中日を期して大文字を点火する事、の四ヶ条なりしと。

○大菩提会の財政 同会の財政は、凡て寄附金を以て充つるの規定なれば、よし負債ありたればとて強ちに驚くに足らざるが如きも、其寄附金容易に集まらずして、負債既に山の如くあり。この俛にて打ち過ぎなば、覚王殿の建築所か現在三万円の負債すら其跡片付けに窮するならんといふ。

覚王殿建築地調査委員〔明治34年3月29日 第四三八四号〕

或は京都、或は東京、或は奈良、或は叡山等、異説紛々たる覚王殿建築地は、遂に孰れに決すべきや。京都通信員は報じて曰く、大菩提会は今回会則を改正し刷新し、大に為すあらんとし、先づ拝瞻会を来月八日より大仏妙法院に挙行することとなるが、同会に取りて最も重要な覚王殿の位置未だ確定せず。これにては、自然世の批難攻撃を免れざるべしとて、今回真言各派委員、三原俊栄、天台宗委員、菅井光賢、臨濟宗委員、後藤禅提の三師を覚王殿建築地位置調査委員に選挙し、拝瞻会の済み次第、着々其調

査に従事せしむることゝなれりと。三師の任や重し、願はくは公平に其位置を選定せよ。

大菩提会出張所〔明治34年3月30日 第四三八五号〕

日本大菩提会にては、来四月八日より拝瞻会執行に付、諸国よりの参拝者及び入会者便宜の爲め、京都烏丸通七条上る東側空地へ、同会出張事務所を建築する事に可決せし由。

大菩提会の刷新〔明治34年4月1日 第四三八七号〕

日本大菩提会にて、爾來の組織を一変し、大刷新を計るの目的を以て、種々協議する所ありしが、今回弥々総裁には某宮方を奉戴し、副総裁には名譽ある高僧若しくは貴紳を推薦し、役員に大更迭を爲し、金銭出納其他の事務は、凡て名望ある紳士数名に囑托することゝなり、高崎京都府知事、内貴京都市長、其他の人々挙つて此挙を賛せしといふ。

拝瞻会の余興〔明治34年4月2日 第四三八八号〕

日本大菩提会に於ては、去月廿八日午後一時より、空也堂執事、浄土寺村の有志者、明暗教會員、誓願寺、真如堂、並に十夜講中等を妙法院に招き、仏骨拝瞻会執行中、余興として各村の六齋念仏、空也踊、大文字点火、尺八吹奏、十夜鐘撞等の寄附を依頼せしに、結局支出の途なき費用だけは、大菩提会に於て負担すべき条件の下に協議一決し、大文字点火は発会式當日、其他の日割は

不日これを定むることゝなれり。なほ六齋念仏並に能狂言は、十三間堂の北手に仮舞台をしつらひ、明暗教会の尺八吹奏は御霊前、空也踊は拝殿、十夜鐘は仏骨奉安所東手に仮舞台を設る事も協定せし由。

大菩提会理事長〔明治34年4月2日 第四三八八号〕

同会理事長小栗憲一師は、哲学館出身にして、印度各地を漫遊せられたる釈守愚師と共に、去月廿九日、江州長浜の大菩提会の主意拡張演説に出席せられたるが、同演説会は意外の盛会にて、聴衆約二千、入会者五六百名もありし由。

拝瞻会法要執行次第〔明治34年4月3日 第四三八九号〕

来る八日より廿八日迄、大仏妙法院内仮奉安殿に執行する仏骨拝瞻会法要次第、左の如し。

- 一 右法要出仕僧侶は、一日三十名以上、五十名以下とす。
- 一 法要は毎日正午より開始す。
- 一 各宗派大導師を始め出仕僧侶参集所は、大和大路正面上る大仏方広寺とす。午前九時迄に到着の事。
- 一 各宗派大導師以下出仕僧侶の一行は、正午十二時方広寺を出て、大和大路を南へ、七条を東へ、妙法院前を北へ。
- 一 妙法院唐門より入り、仮奉安殿に到着の事。
- 一 法要後は、妙法院前町を経て方広寺に帰着の事。
- 一 参拝者を分ちて七種とし、各別席を設けて焼香を為さしむ。

名誉会員 准名誉会員 特別会員 准特別会員 正会員 随

喜会員 一般参拝人。

一僧侶は其宗派の規定せる正服を着用する事。

一一般参拝人は拝所に於て焼香拝礼の事。

一入会せんとする者は、妙法院内所定の会員申込所に申出を為すべし。

一暹羅国王陛下御寄贈の金像、并に同皇后陛下御親製経巻覆

帙、及同国文部大臣より寄贈の具多羅經は、遙拝所の東にある普賢堂に陳列して参拝せしむ。

一拝瞻会中、左の仏事法楽を営む。

東山如意峰大文字点火

十夜念仏

空世堂踊念仏

明闇教会吹奏

六齋念仏

紀念法要と京都市〔明治34年4月3日 第四三八九号〕

今回の紀念法要につき、「紀念」の文字を現はせる紅灯、並に本山旗を軒頭に掲ぐる町名左の如し。

東西大通（小街は略す）

二条通 寺町以西新町迄 三条通 新町以東白河橋迄

六角通 新町以東寺町迄 四条通 新町以東祇園町迄

松原通 新町以東建仁寺町迄

南北大通（小街は略す）

新町通 二条以南七条迄 室町通 二条以南□□迄

烏丸通 二条以南
停車場迄 東洞院通 二条以南
停車場迄

寺町通 二条以南
五条迄 大和大路通 二条以南
大仏迄

川端通 四條橋
南北 木屋町通 三条以南
五条迄

下河原町 大谷御門前 本町通 五条以南
一の橋迄

停車場附近一般

右の如くなれば、京都市中繁華の部分は、残らず区域内に包含せられたりといふべし。

紀念法要彙報〔明治34年4月3日 第四三八九号〕

喇嘛教僧侶の参拝 目下北京雍和宮に寓し居れる、西藏喇嘛教僧侶ラツクシヤム大堪喇嘛、雍和宮代管事務、蒙古喇嘛リンチンラマの兩人は、今回大谷紀念法要参拝の爲め、同派西藏派遣僧、寺本碗雅師と、もに、不日来朝の筈。△三国公使の請待、仏教国なる支那、朝鮮及び暹羅の三公使へ向け、同派本山より、紀念法要に臨席ありたき旨の請待状を發せり。△清人貴紳の帰依 今回の紀念法要に付、劉坤一が賛意を表し来りし事を、既にこれを報せり。然るに又慶、醇兩親王を初めとし、現光緒亭の御連枝載洵、載涛の二公、其他順承郡王、西藏、蒙古を管轄せる理藩院大臣崑岡中堂等、今回大なる賛意を表し来れり。

大菩提会発会式〔明治34年4月4日 第四三九〇号〕

来る十七日の予定なりしも、都合により廿四日に変更せし由。なほ同会の催しに係る拝瞻会執行中、毎日京都市中二ヶ所に於て、仏教大演説会を開く。

○大菩提会の招待会 昨三日同会に於て、仏骨拝瞻会等披露の爲め、京坂の新聞記者を招待せし由。

大菩提会の知事以下請待〔明治34年4月5日 第四三九一号〕

去る二日正午より、拝瞻会準備、並に同会拡張の爲め、京都府知事、書記官、市長、上下両区長等、百七十余名の高等官を請待せり。

菩提会の活動〔明治34年4月7日 第四三九三号〕

萎微不振の日本大菩提会は、今回の拝瞻会を好機とし、一大雄飛を試むる決心にて、委員は各自自己の財産を擲ち、時日と労力とを惜まず、献身的に活動する内義を結び、前田、小栗、河野、後藤、北条、井上、山口、永田、石河の諸師或は、事務所には或は演説に、乃至講話に日々奔走すといへば、今後の日本大菩提会刮目して見るべきものあらん。因に目下会員の申込は、日々五六百を下らず。事務非常の繁忙を極め居る由。

仏骨拝瞻会〔明治34年4月7日 第四三九三号〕

時日切迫の事として、妙法院内同事務所は非常の繁忙を極め、各宗

事務員は日夜詰切て、それ〴〵分担執務し居れるが、去る三日午前十時より、京阪各新聞社員を招きて、記事通信上に関する談話あり。会長村田寂順師病氣の爲め、内貴市長代つて一同に挨拶し、何分にも同会に賛成ありたき旨演説せられたり。なほ同会にては記事の衝突を避くるの目的を以て、予め通信部を置き、京阪各地の新聞社には一定の徽章を渡し、此徽章を帯べるもの限り自由に出入せしむることゝ為せりと。

拝瞻会の演説弁士〔明治34年4月9日 第四三九五号〕

京都大仏妙法院に於て、毎日法要の前後に演説ある由なるが、今弁士の姓名を聞くに、北条良蔵、榎仙英、近藤哲、伊藤宗富、村余孝、星野仙梁、大西明道、高松知照、山名桂山、岩間正琳、水野道秀、桜井良哉、渡辺百淳、長谷川亮州、竜豊雄、堀木瑞忍、积守愚、黒竜悦、牧口泰存、雲井春海、寺田亮遍、今添寛了、小川貢光、神田順達、清水竜山、古泉性信、松本光道、八橋紹温、鈴木天山、国岡恵遵、久田余洗、雄恵恭、日向順照の諸氏、因に大菩提会発会式は、来る廿四日に決定しありしが、同盟各宗派管長との懇話会を十六日と決定したるに付、自然発会式も十七日に繰上ることゝなれりと。

拝瞻会彙報〔明治34年4月11日 第四三九七号〕

▲日本大菩提会の仏骨拝瞻会は去る八日を初日とし、京都大仏妙法院に開かる院前には、六金色大仏旗教旆、並に日本菩提会と記

せし提灯を数十ヶ所に樹て、正面勅使門を開放し、紫縮緬の幕を張り、中央に六金色の大仏旗を交叉す。▲當日の當番は既報の如く、天台宗並に同真盛派にして、天台座主坊城皎然師大導師となり、衆僧五十名を率ひ、養源院より輿に乗じて奉安殿に到着。同時に極楽寺の上人葛原定慶師、亦た三十五名の衆僧を随へて練り行き、大法要を厳修し了つて、空也念仏を執行す。▲當日の招待員五百有余名、其中重なるは近衛公夫妻、並に秋元子爵、各宗派門跡等。▲拝瞻会中、京都市郡、並に奈良地方、寺院宝物の拝観は、大菩提会員に限る。▲宝物拝観は三十三間堂、養源院、智積院、高台寺、青蓮院、金地院、南禅寺、禅林寺、相国寺、大徳寺、等持院、妙心寺、興正寺、大谷派、本願寺、建仁寺、東福寺等。▲殿堂拝観は、仏光寺、教王護国寺及び金銀両閣寺の金銀両閣、並に同泉林、奈良西大寺等。▲殿堂宝物拝観は、嵯峨清涼寺、天竜寺、宇治黄檗山、興聖寺、最勝院、平等院、粟生光明寺、奈良法隆寺、東大寺等。▲拝瞻中、京都上下両京区六十五ヶ組町より、仏供米を袋に入れ、一組若くは二、三組聯合し、種々の扮装を為して日々奉納し行く。▲九日正午、本派本願寺當番にて、執行長梅上沢融、導師代として、職衆十六名を率ひ、読経作法（正信偈）を行ひたり。▲十日臨濟宗南禅、建仁、東福三派合同にて、南禅の管長豊田毒湛導師にて、職衆五十名を率ひ、楞嚴呪行道を営む。

拝瞻会彙報（明治34年4月12日 第四三九八号）

▲去る九日の拝瞻会法要参拝者は、伊勢地方の人多く、招待員は六百余名。▲伊勢地方へ特派したる後藤禅提師の報によれば、同地、津、一身田、四日市、松坂、桑名等非常の好況にて、入会者頗る多く、且つ大谷派の法要を兼ね、去る九日迄に上京せしもの、既に一万人に達せりと。▲大仏妙法院仮奉安殿に安置せし、黄金仏釈尊降魔の像は、昨年六月暹羅国王陛下より、仏骨に附属して寄贈せられしものにて、今より一千年前、同国の旧都ウイエンチエンサル府にて鑄造し、久しく帝室にて恭敬供養ありしものとぞ。▲なほ王后陛下より寄贈の貝多羅葉は、鈔略三藏経七編にして、ジアスリントル大僧正に命じ、パリ語を以て謄写せしめられたるものなるが、其綴糸及び覆絹金繡は、陛下の御手づから製し給へるものに係り、草花の模様は金玉真珠を縷め、光華燦爛たるもの、由。▲東京駐劄暹羅国特命全権公使ロナチエト氏、勅使として同国王后陛下の御供物を奉じ、来る十六日頃出発、大仏妙法院の拝瞻会に臨む。

拝瞻会彙報（明治34年4月13日 第四三九九号）

▲拝瞻会中法楽日割は、九日十夜念仏、十日明暗教会尺八吹奏、十一日空也念仏、十二日十夜念仏、十三日明暗教会、十四日空也念仏、十五日十夜念仏、十六日明暗教会、十七日空也念仏、十八日十夜念仏、廿日空也念仏、廿四日十夜念仏、廿六日空也念仏等にて、十八日の大菩提会発会式には、予報の如く如意峰の大文字

を点火す。▲拝瞻会の因みに開会する各宗管長懇親会に対し、本派本願寺と知恩院とは加はらざるべしと。

拝瞻会彙報〔明治34年4月14日 第四四〇〇号〕

▲去る十日は、臨済宗建仁寺、東福寺、南禅寺の各派當番にて、其順次は布衣、奏樂、大衆焼香等なるが、導師は建仁寺派管長竹田黙雷師。▲當日の衆僧八十名、楞嚴經行道、三礼誦經等あり。法要了つて明暗教会の尺八吹奏、並に二三諸士の演説ありしと。▲去る十一日は相国寺、大徳寺二派の法会あり。導師は相国寺管長中原東巖師、並に大徳寺管長菅広州師、衆僧六十名なり。▲愛知県地方へ出張せし後藤禅提師は、復命旁々諸事打合せの爲め、去る十日一先づ帰会、北条、河野、小栗等の諸師と協議を凝らし、直ちに又出発。

拝瞻会彙報〔明治34年4月15日 第四四〇一号〕

▲拝瞻会の参拝人、大谷派紀念法要に劣らむ。▲去る十二日は、真宗高田派専修法主常盤井亮熙師大導師となり、午後一時より衆僧四十名を率ゐて、小経和讃の法要を親修す。當日の参拝者三万余人。▲大菩提会総理村田寂順師、病痾全快に近く、両三日前、嵯峨清涼寺法要列席の爲め、同地へ飛錫せらる。▲上下両京区各組にては、各戸供養米を集めこれを奉納する由は、既報の如くなるが、昨日は下京五組、十組、十一組、廿四組より、右供養米を屋台に積み、四五十名の稚児を附添せて、奏樂にて練り行き

しと。▲菩提会にては、博物館南隣の空地を借用し、各組より日々参詣する稚児其他諸団体の休憩所に充てん爲め、こゝに天幕を張りて仮屋をしつらへり。

拝瞻会彙報〔明治34年4月17日 第四四〇三号〕

▲去る十四日は黄檗宗、并に円覚寺、建長寺等、合同法要の當日にして、大導師は黄檗宗管長吉井虎沢師、大殿上供あり。衆僧は三十余名。▲其前十三日は、臨済宗天竜寺派、高野永源寺派合同當番にて、大導師は天竜寺の四辻月航師、楞嚴行道あり。大衆舟八名。▲昨十六日は曹洞宗の當番なるが、管長森田悟由禅師差障りあり、新貫首西有穆山禅師代つてこれを修せし筈。▲大菩提会特派使、高松智照師外数名は、毎日法要前後、各参拝人に対して熱心に演説を爲し居れり。▲同会嘱托医横井瓶四郎氏は、他の外科医と共に看護婦数名を従へ、毎日午前八時より出張、午後五時迄施療施薬を爲し居れり。▲同会の諸係員は非常の繁忙を極め、委員北条周篤、井上義州、物部定寛等の諸氏は、熱心に他の職員を督促し、終夜眠らざる程なりと。▲天竜寺周篤和尚の編輯に係る菩提の葉一万余部、菩提会より各参拝人に一部宛施与す。

拝瞻会彙報〔明治34年4月18日 第四四〇四号〕

▲暹羅公使代理書記官スフーナ氏は、去る十五日正午、南浮大谷派録事の先導兼通弁にて、大仏妙法院に参拝。▲當日は臨済宗妙心寺派の當番にて、同派管長の拈香法語、衆僧五十余名の楞嚴

行道、三礼読経あり。参拝者一万余名。

拝瞻会彙報〔明治34年4月19日 第四四〇五号〕

▲予報の如く、去る十六日法要當番は曹洞宗にして、同宗新貫首西有穆山禪師は、六十有余名の衆僧を率ゐる拈香法語、楞嚴行道の法式を厳修せり。▲暹羅公使ロナチエト氏は、去る十七日新橋発一番列車に乗じ、同日夜七条停車場着、川原町京都ホテルに投じ、其翌十八日を以て大仏妙法院の拝瞻会に臨み、同国々王、皇后両陛下並に皇太子殿下の御供物を捧呈せり。▲一昨日、京都市議事堂及び新京極金蓮寺道場の二ヶ所に於て、大菩提会拡張演説を開く。弁士は小栗理事長、間野特派使、高松智照等外数名なり。

拝瞻会彙報〔明治34年4月20日 第四四〇六号〕

▲去る十七日は、大菩提会各役員合同にて、午後一時より法要を執行し、阿弥陀経を誦誦せり。▲ロナチエト氏は、十七日午後八時五十六分着、大菩提会より差廻せし馬車にて、直ちに京都ホテルに入れり。▲去る八日以来、医員出張所にて、患者廿四名を取容す。

大菩提会発会式〔明治34年4月21日 第四四〇七号〕

去る十八日午前十一時、京都大仏妙法院にこれを挙行す。式場宸殿の仏前に一對の大花卉を挿み、卓を中央に置く。来会者一同着

席。劉曉たる音楽と共に厳肅なる法式は始まり。村田会長の表白文、暹羅公使、中原管長（相國）、二条管長（寺派）の祝文、大谷派新法主代理渥美契縁師の演説、内貴名誉会員総代の祝辞、地方支部有志家の祝電数通、最後に小栗理事長の事業報告あり。会を撤せしは午後一時半、来賓数千名、拝観者約三万と註せらる。暹羅公使ロナチエト氏の祝文和訳左の如し。

各宗管長猥下、及日本大菩提会発会式に臨を得たるは、本公使の深く喜ぶ処にして、村田会長に対し、篤く其厚意招待を感謝す。

日本帝国仏教徒が益々団結一致の実を示すを見るは、本公使の大に喜ぶ処にして、望むらくは此結合が年を逐て、愈鞏固とならんことを。而して日本帝国に於ける此事實は、暹羅全国民をして頗る喜悅せしむべく、特に日本仏教に対し非常の同情を有し給ふ、暹羅皇帝陛下の御満足や、一層深く在らせらるべし。

貴国各宗派の御遺形奉迎、當初の精神を忘らるゝことなく、僧侶力を合せて奮勉して事に従ひ、以て大菩提会の目的を貫徹し、内にては日本仏教全体の為め、此を外にしては我皇帝陛下の盛意に酬ひ奉ることを期せられんことは、本公使の誠実なる念願なり。□で茲に各宗団結力の前途更に固く、且つ盛ならんことを祈る。

拝瞻会彙報〔明治34年4月22日 第四四〇八号〕

▲十九日は真宗興正寺派の當番なるを以て、管長華園沢称師、五

十有余名の大衆を率ゐて、厳肅なる法要を営む。▲當日毛利子爵、奉安殿に参拝せり。▲博物館と太閤廟とは、拝瞻会の余波を受けて参観人頗る多し。▲十八日は融通念仏宗の當番にて、正午より同宗管長青東得善師、三十七名の大衆を率ゐて法要を厳修す。▲同日は予報の如く如意峰の大文字を点火せり。

拝瞻会彙報〔明治34年4月23日 第四四〇九号〕

▲廿日の當番は真宗仏光寺派なり。同派法主、渋谷隆教男自ら導師となり、芦名信光、佐々木良祐、物部長寛、山本恵鏡、赤松秀澄以下十数名を率ゐ、午後一時より法要を厳修す。▲當日は上京区廿一、廿二、下京区廿八の各組より、例の仏供米を屋台車に載せ、稚児附添にて奉納に及べり。▲十九日午後、菩提会評議員会を開き、会計に関する事項及び其他を協議せり。

拝瞻会彙報〔明治34年4月25日 第四四一一号〕

▲廿二日の法要當番は日蓮宗にして、午後一時より本満寺貫首、工藤日諒僧正導師となり、衆層廿余名を率ゐ、奏楽にて奉請、三礼、方便品、寿命品、首題難持偈、三礼等の法要を修す。▲當日の招待來賓は、在京華族、第四師団長及び其他の武官、各宗管長、帝室博物館長、並に館員、各町共同組合長等、数百名なりしと。▲當日村雲尼公参拝の都合なりしも、和歌山県下より御帰京、御疲労の爲め見合せとなる。▲上京区卅二、廿七、廿八の各組より、例の仏供米を屋台車に奉納せり。▲廿三日の法要當番は

時宗、仏供米は下京区卅、卅一の両組なりしと。

拝瞻会彙報〔明治34年4月26日 第四四一二号〕

▲廿三日は時宗の當番なるが、導師は新京極金蓮寺足利浪柔師にて、近畿地方より來会せる同派僧侶四十余名を率ゐ、午後一時より奏樂、焼香讚、三宝礼、略懺悔、四体、齋供養、開經偈、小経行道、日中讚、來迎讚、合喚儀、恩徳讚、無言惣、三礼等の法要ありたり。▲廿四日は大菩提会各派より出勤せる役僧にて法要を厳修し、導師は會長村田寂順僧正なり。▲妙法院前側には、参拝者の爲めに飲食店其他の出店多く、数日前よりは、印度人の筆になる積尊御一代記の絵画を觀覽せしめ居れり。▲仏教感得館パノラマは、数日前より觀覽料を特別割引せしと。▲参拝者は最初市内のもの比較的少数なりしが、稚児、仏供米等の爲め非常に景気づき、其後続々参詣するに至れりと。

拝瞻会彙報〔明治34年4月27日 第四四一三号〕

▲廿四日の法要は、菩提会事務員中にて執行し、理事長小栗憲一師導師となる。▲當日の仏供米奉納は、上京十一、十二、十五、十七、下京廿二、廿九、卅二の各組にて、各屋台車に稚児数十名を付添はしめ、盛んに練り行けり。▲廿五日の法要當番は真言律宗の筈。

拝瞻会彙報〔明治34年4月28日 第四四一四号〕

去る廿五日は同会第十八日目にて、法要は真言宗の担任なり。大和生駒山の住職駒岡隆範導師にて、卅五名の僧侶法要を厳修す。

▲同日仏供米の奉納は、上京八組、下京廿一、卅一の各組にて屋台車を出し、稚児行列ありて中々賑はへり。▲同会の結願は今廿八日にて、大谷派の担当にて数百の僧侶読経を為すよし。

拝瞻会彙報〔明治34年4月29日 第四四一五号〕

▲廿六日の法要當番は法相宗、並に華嚴宗なるを以て、法相宗は管長秦行純大僧正を始め、大西良慶權僧正（講師）、楓実賢大僧都、寺田亮遍（問者）、細谷法鏡、楓宗憲の各少僧都、寺本春耀法師等にて、法要の次第は唄、散華、講問、舍利礼なり。右講問の問題は、法華（放光瑞相の事）、唯識（報身常無常の事）の二題にて、問者之を質問し、答者之を答弁す。該宗は華嚴宗と共に我国最古の宗派なるを以て、其法式は自ら他宗派と異なるものありと。又た華嚴宗は筒井寛聖權僧正（唄師）、平岡有海權大僧都（散華師）、郭部戒津、上司永純の兩權大僧都、上野明淳、雲井春海の兩權少僧都、橋本弁口權律師等出仕して、午後早々法要を厳修す。▲同日迄に上下兩京各組より仏供米を奉納せしは、合計四十組なり。なほ二十幾組の奉納者これある筈。▲廿七日は浄土宗西山派の法要當番なりしと。▲昨日は拝瞻会最終日にて、其當番は大谷派本願寺なり。午後新法主導師となり衆僧三百名、稚児數十名を率ゐて法要を厳修せし筈。▲又當日は平安孤児院、並に感

化保護院の両院生を招き、午齋饗応の上、法話を聴聞せしめしと。

拝瞻会彙報〔明治34年4月30日 第四四一六号〕

▲廿七日の法要當番は、既報の如く浄土宗なりしが、導師は新京極誓願寺貫首、久田僧正、衆僧は卅余名なりしと。▲廿八日の結願法要は大谷派の當番なりしが、同法要前後に、奉納米供養の法要を各宗合同にて厳修せしと。▲去る廿六日午後は、雨天なりしにも拘はらず、上京区十五区より仏供米を奉納せし由。▲廿八日の結願日には、参詣人一同へ殿堂及び法宝物等を縦覧せしめたり。▲なほ當日市内市外の各宗寺院住職を招待したりと。

仏骨奉安地問題と静岡県有志〔明治34年4月30日 第四四一六号〕

同県貴族院議員、長谷川貞雄外数名は、県下遠江国三方原を以て、仏骨奉安地に最も適當なりとし、頃日大菩提会事務所を訪ひ、左の要請書を出せし由なるが、大菩提会にては未だ何等の確答を与へず。来月一日の協議会に、参考として預り置くことゝなしたりと。

仏舎利の奉安は、本邦仏徒千古未聞の偉業にして、各宗万世瞻仰の靈場たり。其等是の偉業を拝聞し、大恩主釈尊の御遺形を現世に瞻仰するの慈恩に遭逢し、歓天喜地恭敬の信念禁し能はざるなり。謹て承れば、貴会は曩に仏舎利を安置し奉るべき大覚王殿の建設を議定せられ、今や進んで其の建設に適當なる地

域の撰択中にありと。之れ実に仏教隆興の大吉兆にして、仏信者の其成功を渴仰する一日千秋も啻ならざるなり。孰ら惟るに仏舍利の奉安地は、全国に於て相當の候補地枚挙に遑あらざるへきも、然も全国の中央に位し交通便利にして清浄なる□□の地域を保ち、覺王殿建設と相俟て緇素教養及慈善事業等並び起り、尚且自然開拓の業を奨め、仏法無量の功德を永世に發揮するに足るの土地、蓋し甚た得易からざるべし。夫の往古仏教の草創時代以還、各宗布教の本山を奠めらるゝや多くは俗界を脱離せし深嶺高嶽を撰択し、仏教の隆興に相伴りて山野を開発せられ、衆生の福利を増進せしめられたるは、蓋し仏法の高大なる功德を垂示せしめたるものなり。然りと雖も日進月歩の明治聖代は、交通の利便得失を考覈する上に於て昔日と自から異るあり。斯の故に深嶺高嶽に覺王殿の位置を撰定せらるゝか如きは、礼拝者の不便甚大にして、釈尊御遺形の大威徳を一切衆生に瞻仰せしむるの上に就き、遺憾之に如くものなし。若夫れ京都又は南都の如きは四通八達、交通上最も便宜の方面なりと雖も、一千有余年來仏恩普及し、崇厳なる巨刹宏麗なる伽藍聳立し、各宗の靈域莊重の壯觀東洋に比類なく、本邦仏教の根源全然爰に存し、今更覺王殿を建設するの余地なきものゝ如し。反之東京は巨大の仏閣莊嚴の靈地多しとせざるも帝国の首都にして政治の中心なれば、仏教信者の礼拝地たるは、恰當の地位たらざるの感あり。然而大覺王殿は、本邦仏教各宗協同一致の靈場たるを以て、其建設地は京都の如く、東京の如き、全国の中

「明教新誌」・「日出国新聞」における仏骨奉迎の記事について（下）

枢に撰定するは惟一の方便に似たりと雖も、奈何せん京都は各宗の巨刹対峙して建設の余地なく、東京は政治の中心にして仏教の適地にあらざるなり。於爰某等恭しく按ずるに、京都に依らず東京に偏せざる、東西両京の中央に於て、大覺王殿の建設地を奠められ、一切衆生の礼拝に便せしむるは、仏舍利奉安の大主眼に副ふものたるへしと思惟し、左に卑見を開申す。（未完）

拝瞻会彙報（明治34年5月1日 第四四一七号）

▲去月八日より、連日執行し来りし拝瞻会も、月末廿八日を以て弥々終了を告げたり。▲當日は結願日のことゝて、仏供米の奉納者非常に多く、殊に日曜日なりしを以て、朝來參詣人引きも切らざりしと。▲當日の法要は、大谷派新法主導師となり、衆僧卅余名を率ゐ、午後一時より奏樂、伽陀、阿弥陀經、三重念仏、和讃、回向、行道散華等なりしと。▲當日午齋を饗し、法話を聴聞せしめたる平安孤児院、感化保護院の院生に対し、若干の醜金を菩提会事務員より贈与せしと。▲今回の拝瞻会は、兎も角も批難少なく、比較的好結果を奏し、地方正会員の参拝者多数なりしのみならず、新たに入会せしものも少なからざるに付、拝瞻会終了の上は、更に幾多の特派員を各地に派遣せしめ、一層會員募集に尽力せしめん為め、間野蘭門、高松智照、日向順照諸氏の提議に依り、特派使会なるものを組織したりと。

大菩提会と黄檗宗〔明治34年5月2日 第四四一八号〕

過日の拝瞻会に相応の実入りありたる大菩提会は、既往の衰勢を幾分か挽回したるの観なきにあらずと雖も、何分にも内部の腐敗夥しく、斯くては将来の成功も如何があらんとて、禪三派の中の一なる黄檗宗は、近々其仲間を脱すべしと。内部の腐敗とは如何様の事にや。

大菩提会の内情〔明治34年5月9日 第四四二五号〕

▲大菩提会の仏骨拝瞻会は、開会中予期の収入なく、殊に尾濃地方の有志者を始め、曹洞、黄檗、天台、日蓮の各宗は、反対の態度を取り、約束の寄附をなさざりしかば、忽ち財政上大破綻を生じ、役員の手當をも支払ふ能はず。又前來重積する負債の十分の一をも返還する能はざるより、村田会長を始め役員等大に其策に窮し去る。一日より妙法院に於て秘密評議會を開き、財政上の善後策につき凝議する所ありしと。▲同会目下の負債は約六万円にして、多くは各銀行より借入れたるものなるが、其内鴨東銀行よりの借入分三万円は、既に返却期限を超過し、昨今嚴重なる取附に遇ひ、役員皆頭痛鉢巻の体なりと。▲大菩提会が斯くの如き悲境に陥りたるは、要するに従來の役員の不人望に依ること其重なる原因なるが、同会に取りて最も力を致さざるべからざる筈の大谷派の如き、殆んど冷淡の態度を取るに至れるも亦た其一因なるべしと。

大菩提会の窮境〔明治34年5月19日 第四四三五号〕

道途伝へていふ、大菩提会窮地に陥る、又救ふの術なけん。何ぞ其言の悲哀なるや、その目的を問へば覺王殿の建築に在り。弘く淨財を募集して慈善事業を經營するに在り。其發起者を問へば、堂々たる各宗派管長、而して道途斯くの如き悲哀の言を伝ふる所以のものは何ぞや。

大菩提会の發起人は、堂々たる各宗管長なり。其目的は覺王殿建築、並に慈善事業の經營なり。目的と發起人に於ては、些の遺憾なし。而かも今日の窮境ある所以のものは他なし。發起人其物はたゞ名のみ。実は某々山師坊主のこれが全權を掌握するにあり。理事役員と稱するもの、自己の口腹のみ満たすを知つて、他を思はざるに在り、彼等にして一点仏祖の爲めを思ひ、社会の爲めを思はゞ、何ぞ又斯くの如きの失態を現するあらんや。

何等未だ其事業の經營に従事せざるに先だち、彼れは既に巨万の借財を為せりといふにあらずや。其巨万の借財中、曩きに鴨東銀行より借入れたる二万円、並に這回拝瞻会の際借入たる一万五千元、都合三万五千元の債務に対し、財界大恐慌の結果、真先きに其渦中に没せられたる右、鴨東銀行より嚴重の取付けに遇ひ、大菩提会の会長にして、連借者の一人なる妙法院門跡、村田寂順は其財産を差押へられんとし、大菩提会が目下殆と死に瀕しつゝあるは、疑ふべからざるの事実、而して其責任者は実に彼の理事、役員と稱するもの、不埒、不都合にあるなり。嗚呼、名称、目的、發起人共に麗はしき大菩提会あらず、大菩提会の名に依つ

て、自己の口腹をのみ満すにのみ余念なき彼等、理事役員、彼等はこの巨万の借財を何に消費せしか、檀徒の淨財に衣食し、なほ足らずとしてこの大金を空消す。仏罰明かなるものあるべしと雖も、社会も亦た断じて彼れ許すべきにあらず。吁、大菩提会の窮境、彼等は何等の辞を以て、仏祖と社会に対せんとするか、咄。

大菩提会と京都日々 (明治34年5月19日 第四四三三五号)

大菩提会の腐敗は、今や覆ふべからざる事実なるが、右に付き同業京都日々新聞は、大に為すあらんとし、此頃社内編輯會議に於て左の決議を為し、これを発表せり。

(一) 本社は従來の關係上、日本大菩提会の零落を座視するに忍びず。向後の成行如何によりては、正副使が仏骨拝受以來の顛末を、暹羅駐劄公使、稲垣滿次郎氏の手を経て同國陛下に陳情し、并せて日本駐劄暹羅公使に報告する事。(二) 本社は仏骨を不潔なる妙法院に奉安するは、靈威を汚損するの恐ありと信ずるを以て、之れを適當の場所に移遷するを各宗各派に勧告する事。

大菩提会の負債割當 (明治34年5月20日 第四四三六号)

大菩提会の負債は、都合六万円に達し、其中、鴨東銀行よりの分三万五千円は、最初無担保なりしも、昨今嚴重なる談判に遇ひたる結果、遂に一種の或る担保物を提供するに至りたるも、何分財政非難の撃、内外に喧しく、斯くては到底自滅の外なきより、今回右負債を先つ償却することに決し、其方法は全負債額を同盟

各宗派に割當て、同盟各宗派は各県下支局に向け、これが徴収方を依頼したり。而して其一支局下、寺院負債額は約五百円との事なるが、其被徴収者なる末派寺院は、其額の余りに大なるに呆れ居るは、勿論斯くの如きものに應ずるの義務なしとて、悉くこれを拒絶するの有様なりと。在天仏陀の靈、これを聞かば如何に覺し給ふべき。

大菩提会と鴨東銀行 (明治34年5月22日 第四四三八号)

日本大菩提会が、將に死に瀕せんとしつゝあるは、幾度かこれを報ずる所の如し。而してそが直接の近因は、実に彼の鴨東銀行より二度に借入れたる、三万五千円の負債其物に在り。大菩提会より、鴨東銀行に差入たる證書中に曰く「借入金弁済を促されたる場合に於て、直に義務を履行せざる時は、其全財産に対し、直に強制執行を受くべきは勿論、此場合に於ては、各理事たる代表者は其資格、及び自己にして連帶義務を負ひ、同会に先ち、直に強制執行を受くるも異議なき所とす」と。これ妙法院門跡にして、同会理事長なる村田叔順、外八名の理事の連署する所。今や鴨東銀行は、大々の破綻を生じ、休業に重ぬるに、休業を以てせざるべからざるの不幸に遭遇し、着々これが整理に取掛らんとして、差當り貸出金の回収に従事せるのみならず、右大菩提会の貸金期限は、去る十五日限りなるを以て、鴨東銀行よりは数度嚴重の督促に及び、結局妙法院を差押ふることに一時決定せしが、如何に證書面にあるとはいへ、宗教家に対して裁判上の手続きも余りに

好ましきことにあらずと、今度は同銀行に關係ある下間庄右衛門、中野忠八の二氏、鴨東銀行重役の囑托を受け、京都市長内貴甚三郎氏を会して、相當の処置あらんことを同会に申込むに至れり。嗟嘆く大菩提会、今後如何に成り行くべからん。

某老僧の慷慨談〔明治34年5月25日 第四四四一号〕

記者一日、某老僧を其の寓に訪ふ。談偶々大菩提会の事に及ぶ。老僧慨然として記者に語つて曰く、困つたことになつたノウ、何んでも借金が六万円もあるといふぢやないか。ドウしてそんなに借金を作つたものだか、坊主の仕事の何時も後先き構はずには閉口するよ。▲御釈迦様の骨を迎へるに、ドウして六万円の金がない。仏骨奉迎使の費用は、それ／＼の宗派で受け持つたといふではないか。成程去年の馬鹿騒ぎには随分金もいつたらう。□、ドンな馬鹿騒ぎをやつたにしろ、六万円はチトいり過ぎる。▲此間或人が私しの所へ来て、斯ういふことをいつたよ。芝公園の大菩提会出張所へ出張つて居る役員の日當が二円、車馬代が三円、月に百五十円の手當で、夫で以て毎日飲んだり喰たりして、遊んでばかり居つた。てんでに役員がそんな真似をして居たら、借金の出来るのも無理はなからうよ。▲可哀相な村田和尚さ。年を寄てから会長などに担がれていらぬ心配をし、自分は何んの罪もないのに、人からは悪口をいはれる。あんな善い人を会長に挙げた、各宗派の管長の心が知れない。▲各宗派管長といへば大谷派だ。初まりは頻りに大菩提会を煽動て、置いて、今ぢや自分は知らぬ

顔の半兵衛。コンなくらいなら、最初から加入せぬ西本願寺の方が余程まだ。大谷派が威張らなかつたなら、西本願寺もあんなに反対はしなかつたらうに。▲元来子が親の骨をしやぶらうなど、いふのが、大変な心得違ひだ。骨をだしに金を集めやうなど、いふのが、宗教家にあらうことがあるまいことか。少しの子たる道を弁へたなら、御堂の出来ない先きに、借金の出来るといふやうなことのあらう筈はない。

大菩提会の債務者〔明治34年5月26日 第四四四二号〕

大菩提会が非常の窮境に陥れる、今日同会債権者の危惧一方ならず。如何にして債権の取立を為すべきかと、昨今其取立方法に付、集合協議中の由なるが、鴨東銀行を除き、他の重なる面々は、山田常蔵（帳簿調製代金）、飯田商店（座布団、打敷、張幕其他の代金）、商報会社（徽章其他割引券調製代金）等なりと。

大菩提会債務署名人〔明治34年5月28日 第四四四四号〕

既に其期限を経過せる、鴨東銀行よりの借入分三万五千円は、再三同行の嚴重なる督促に遇ひ、今日迄は一日遁れに送り来りけるが、同行も自家の整理上、此際是非回収の必要あるより、一層嚴重に交渉し、万一それにも埒明かざる時は、止むを得ず最後の手段に訴ふるの外なく、弥々其暁、法律上の責任を問はるべきは、会長村田寂順師の外、左記八名の理事なりと。

蘭 光轍（天台宗） 土屋 觀山（大谷派）

有沢 香庵（曹洞宗） 青井 俊法（西山派）

阿辺 良心（時 宗） 田村 豊亮（日蓮宗）

後藤 禅提（妙心寺） 三原 俊学（興正寺）

以上の九名は、連帯債務者なるを以て、或は同時に、或は順次に強制執行を受くべきものにて、なほ證書に何宗何派の肩書を記入しあれば、宗派其ものも、均しく責任を免るゝ能はざるべしとなり。

○村田寂順師の転地療養 妙法院門跡にして、大菩提会々長なる村田寂順師は、過般宿痾再発して、一旦は頗る危篤とのことなりしが、其後少しく快方に向ひ、仏骨拝瞻会だけは辛うじて勤めたるも、其後の経過甚だ面白からず。殊に同会目下の悲境に一層の心痛を加へ、動もすれば病勢再燃の兆候あるより、同会の事は一切挙げて、副会長たる妙心寺の前田誠節師に委任し、頃日神戸港山なる知人某氏の別荘に、転地療養として出発せられたりと。

大菩提会の理事新任（明治34年6月7日 第四四五四号）

同会にては本年二月会則を改正し、会長に村田寂順、副会長に前田誠節、理事長に小栗憲一の諸師を推選せしも、理事三名は都合に依り選定の運びに至らず。前理事河野良心、仮りに事務を取扱ひ居りしが、今回会長より左の三師に囑托せしに、孰れも異議なくこれを承諾せしよしなり。

豊田心静（日蓮宗）、長谷川観順（浄土宗西山派）、芦名信光（真宗仏光寺派）

福井市の大菩提会支部（明治34年6月7日 第四四五四号）

去月廿九日、越前国福井市妙国寺に、各宗有志僧侶大会を開き、席上日本大菩提会支部を、同地に設くるの議決を為せし由なるが、今其役員を聞くに、理事長戸沢春堂、理事原口修、馬竜悦神、岡本黙音、幸山泰成、外に雑用掛として鷺田土三郎、寺西市左衛門、菅原良三郎、片山平三郎、外数名挙げられたりと。

大菩提会愈窮地に陥る（明治34年7月1日 第四四七八号）

鴨東銀行より日本大菩提会に対し、二万九千九百三十八円九十六錢（村田寂順一個名義の分を除ける全額）の當座貸越、あるは幾度か報ずる所の如くなるが、右に付鴨東は目下支払猶予を受け、整理に汲々たる事として、大菩提会に対し、奥弁護士をして嚴重なる督促に及ぶこと既に十数回、嵯峨法輪寺住職たる服部賢成師も、両者の間に在つて大に尽す所ありしが、何分にも大菩提会目下の状況は、円満に其局を結ばしむる能はず。談判遂に破裂して、去る廿八日京都区裁判所執達吏をして、催告状を連借人各個へ送達せしむるに至れり。

其後の大菩提会（明治34年7月7日 第四四八四号）

鴨東銀行より大菩提会に対し、京都区裁判所執達吏の手を経て、當座貸越金二万九千九百三十八円九十六錢の催告状を発したるは、既報の如くなるが、同会々長村田寂順を始め、理事長小栗憲一以下、其他の署名人は、ほととく其策に窮し、日夜妙法院の一

室に会して密談する所あるも、結局無い袖は振られずの喩へに漏れず。この上は鴨東に対して今一週間の猶予を請ひ、其間に至急各宗管長会議を開き、愈々各宗分担の議を提出して、兎も角も自己の責任の幾分を軽からしめん計画なりといへど、果して爾かく早急に各宗管長会議の開かるべきものなるや否や。よし開かるべきものとするも、右各宗管長会議に於て異議なくこれを可決分担するや否や。心細き限りといふべし。

大菩提会の窮状〔明治34年7月12日 第四四八九号〕

▲鴨東銀行より催告状を発せられたる大菩提会は、其日限八日を経過して今日に至れるも、更に償却の途たゞず、纔に同地の有力者吉田佐吉を介して、期日の延長を哀願し居れり。▲鴨東銀行の取立て一件を耳にするや、其他の債権者も亦た捨て置くべからずと為し、大菩提会に対して手詰の談判に及ぶ者の引きも切らず。

中でも山田常造の如きは、会員名簿調製代金一千六百元の貸金に對し、鴨東銀行同様去る八日限りの催告状を發したり。▲大菩提会の負債六万圓中、半は鴨東銀行よりの借入分にして、他は同会の御用商人高島屋、印刷会社、商報会社、八百重(料理屋)、安彦廻送店、亀屋良則、塩路軒、伊藤長十郎、並に前記山田常造等にて、多きは数千圓、少なきも五、六百元を下らざるべしと。▲大菩提会負債額の正味は、五万八千四百六十余圓。これに利子を加ふる時は優に六万圓の上に出づ。▲負債六万圓中、三万有余圓は使徒不明。若しこれを追窮せらるゝ如きあらば、獄裡の人を出

す一、二に止まらざるべしと。

仏骨奉迎使懇親会〔明治34年7月14日 第四四九一号〕

去る十一日は、渡邉仏骨奉迎使の一行が、長崎に上陸せし一週年の記念日なればとて、同午後三時より東本願寺枳殻邸に於て懇親会を開き、和氣藹々の中に航海當時の逸事などを語り合ひて旧交を温め、黄昏に至つて散会したり。列席者は正使大谷光演、副使前田誠節、日置黙仙、藤島了穩、並に同寺の重役石川舜台、小林什尊、平野履信、土屋觀山等。

阿嘉貫主と村田寂順の対話〔明治34年7月20日 第四四九七号〕

妙法院門跡にして、日本大菩提会々々長なる村田寂順、再昨十七日午後二時を以て、喇嘛教貫主、阿嘉呼図克図を、其旅館なる京都建仁寺の正伝院に訪ふ。懇談数刻、対話の要領下の如し。

(村) 貴国は我が日本仏教東漸の中本として、常に吾々の景慕する処なりしが、此度貫主は遠く来遊あり、親敷対談するを得たるは本懐の至りなり。(阿) 予は大日本国の仏教隆盛なるを欣仰し、曾て来朝の志ありしも果さざりしが、此度は種々感ずる所ありて、宿志弥よく禁じがたく、終に渡航せしに、滄溟風波穩に、恙なく参着。今日は大徳の懇問を蒙り、感謝の至りに堪へず。(村) 貴国頃日平和克復を得たるは、御同悦の至りなり。抑も釈迦大聖の慈悲は、三界の衆生を吾子なりと教えられたれば、今後とも何れの国を問はず、戦闘の時専ら其平

和を謀らざる可らず。今日御對話を縁として、自今益々貴國との来往協力して、仏教の隆盛と世界の平和に勉めんことを盟約す。(阿) 御懇篤なる高教深く感謝す。昨年の変乱、我が雍和宮の難を免れしは、日本軍の庇護に由る。実は此度其の御礼の爲め来朝致したるなり。(村) 昨年暹羅国王陛下より、積尊の御遺形を頒贈せられ、大谷光演新門主始、各奉迎使の拝受帰朝して、妙法院門跡に仮奉安せしが、明後十九日恰も一周年なるを以て、一同集会紀念法要を営むに、参拝あらんことを冀望す。(阿) 大谷法主よりも承たれば、必ず参拝すべし。

仏骨奉安紀念法要 (明治34年7月22日 第四四九九号)

再昨十九日は、積尊遺骨奉安一週年に相當するを以て、京都大仏妙法院に於て、紀念法要を修せり。本年は天台宗が各宗代表者となりて法要を行ふ予定なる故、同宗妙法院門跡、村田寂順導師となり。衆僧出仕の上いと鄭重に勤行せり。大谷派よりは光演新法主、和田円什を随へ、本派よりは藤島了穩、其の他各宗派の管長、又は代理、大菩提会役員も参拝せり。喇嘛貫主一行も亦た之れに列したり。法要後、大菩提会善後策につき協議ありし由。

大菩提会負債始末 (明治34年9月3日 第四五四二号)

鴨東銀行に三万円、其他に三万円、都合六万円の負債に對し、彼れ大菩提会は、其後如何なる処置を為せしか。或は各宗管長會議開かるべしといひ、或は大谷派一手にてこれが引受を為すべしと

〔明教新誌・「日出国新聞」における仏骨奉迎の記事について(下)〕

いひ、其噂とりぐなりしが、各宗管長會議は遂に開かれず、大谷派、亦たこれを引受くる模様なきより、村田会長初め其他の理事、非常に困難に陥り、百万奔走の結果、漸く四万円丈け、他より借受くるの約成らんとし、去月廿五日を以て、一先づ受授を終るべき予定なりしを、前理事後藤、北条の二氏、これが妨害を加へたるを以て、當日迄には間にあはず、爰両三日中には、如何にもしてこれが埒を開けんものをと、村田会長、前田副会長、其他の理事等目下四万円借入策に汲々たりと。

菩提会差押へらる (明治34年12月9日 第四六三七号)

京都妙法院内日本大菩提会が、山なす負債に苦み居る由は、曾て幾度かこれを報ぜし如くなるが、彼れは弥々再昨六日を以て、其債主なる鴨東銀行の手に差押へらるゝに至れり。該負債額は、既に報ぜし如く三万有餘円にして、其後幾多の仲裁人に依り種々調停を試みられたるも、遂に其効を奏せず、談判爰に破裂して、執達吏は容赦なく妙法院に赴き、仏骨を除くの外器具、其他一切を差押へ、なほ同会の責任ある各宗委員に對しても、それ〴〵差押へを執行したりと。大菩提会の末路真に悲しむべきにあらずや。

大菩提会末路の光景 (明治34年12月11日 第四六三九号)

(醜態見るべし)

▲差押執行の期日は、去月三十日であつて、其差押を喰つたの

は、大菩提の前理事、即ち鴨東銀行に対する債務署名者十名である。曰く、天台村田寂順、蘭光轍、真言小林栄運、真宗大谷派土屋観山、真宗興正寺派三原俊栄、妙心寺派後藤禅提、時宗河野良心、曹洞宗有沢香庵、浄土西山派青井俊法、日蓮宗田村豊亮。▲以上の諸氏の中、後藤禅提、三原俊栄、小林栄運等の三名は、目下帰郷若くは他行中に就き、夫々其原籍地に向け、執達吏を派遣した。▲妙法院に執達吏が向つた時は、恰も西本願寺法主の来院中で、院内上下引繰返し、大騒動をやらかしたげな。▲河野良心氏の執行は、折柄同氏不在の処へ、突然いかめしき公吏の飛込し事とて、同寺の梵妻某が遽て散らした中から、有金百八十円とかをソツと懐中する処を執達吏に見止られ、没収されて口アングリして、恨めし相に見て居りし様は、実に一場の見物であつたか。余り大黒メイタにこゝ顔も出来なかつたらう。▲夫から土屋観山氏も亦た、不在の処へ飛込れ、下婢が魂消ちらして本山の役場へ駆付た頃は、モー有り物一切封印をつけられた頃で有つたげな。同氏の手文庫から二百円とか引摺出され、金側時計二百五十円程の価格の物の有つたのは、一同顔見合して愕いたとき。▲次に気の毒であつたのは、西山派の青井俊法氏ぢや。同氏は此頃本山役院を止めて帰郷するとかで、荷物万端を一処に集めて、茲二、三日に出立しやうとする矢先であつたので、丸で執行の便宜を謀つてお待ち申した有様。同氏も二百五十円程の貯金があつたとか聞くが、此小本山の役員で、而かも大金を所持して居たのは、一同愕いたそうじや。

仏骨奉安地に就て〔明治35年1月25日 第四六八二号〕

大菩提会は、去る二十一日京都妙法院に会議を開き、議長より村田会長辞任の申出ありしことを報告せしに、更らに留任を勧告することとなり、本派本願寺派、及び木辺派は、今回の会議に出席せざるを以て、前記交渉委員より覚王殿建設地に関する意見を問合したるに、東京にても京都にても異存なし。又拝瞻会には参拝すべしとの回答ありたる旨報告あり。次で交渉委員長渥美契縁師より、委員会の結果を報告して曰く、御遺形奉安殿創建地に付ては、宗教の中央地として京都と為すべきは無論なれども、今日の時勢に鑑みれば、東京に置かんと云ふ説も亦一理あり。東西何れと為すべきやは、重要な問題にして軽々に定むべからず。依て充分に其利害を調査する為め、其の調査の期間を二月より六月までとし、六月二十五日を以て其結果を報告すべし云々。然るに三方原派は憤然として、交渉委員が専断を以て、調査期限を延期せんとするは不都合なりと語り、委員との間に激論あり。天竜寺の北条周篤師外五名より、御遺形奉安地は京都の地に定め度事に就ての建議を提出し、種々の議論出で、会議は夜に入りしが、結局交渉委員の報告を可決したり。

仏骨の始末方〔明治35年2月1日 第四六八八号〕

大菩提会の末路は、如何に悲惨なる光景を呈しつゝあるかは、世人の均しく目撃せる所なるが、昨年末の計算にて、既に七万八千七百余円と云ふ負債あり。之が整理方法は毫も就き居らず、内に

は利に利は積り、償は債を生みて、償却の目的更になく、外には一千万円の集金と云ふ夢想も、今は全たく醒め去りて、信用地を払ひたる悲しさは、殆んど毎月百金の寄附さへ見ること能はず。仏骨は哀れ十萬金の抵當物となり居れるの觀あるも、誰ありて之を買得せんと願ふものなく、今は早や仏骨其物の始末方にも困難し居れりとかや。方針なく成算なく、而て確信なき事業の末は總て斯の如し。暹国王に対する日本仏教徒の面目如何。

仏骨奉安地と三方ヶ原〔明治35年2月10日 第四六九七号〕

大菩提会にては、過日の管長会議に於て、仏骨奉安地を西京、東京、三方ヶ原の三ヶ所と予定し、七名の委員を設け、委員は此三ヶ所中より更に恰當の一所を選定する事になり、目下考案中の由なるが、右三方ヶ原地方の有志者は、是非とも仏骨を同地に奉安せんと、頃日、有志惣代長谷川貞雄名義を以て、大菩提会委員宛に左の如き書面を差出したりと聞く。

謹啓、嚴寒之候、愈々御清穆奉大賀候。陳は不肖等客年四月以來、遠江口仏教信徒及有志を代表し、釈尊御遺形奉安地を、三方原に御選定相成度義數岡請願仕。尚亦本年一月、聯合各宗派會監會議、京都に於て御開會の趣、拝承候に付、直に請願人物代出頭の上、委曲陳情候処、東西兩京と共に、三方原を候補地に御選定相成たる公明正大の御決議は、申も憚り多き事柄に候得共、是れ全く広大無量の仏徳と、往昔各宗祖、諸大徳の高山大□広野を開発せられ、仏法普及の基礎を千歳に奠めさせら

れ、併て国利民福を増進せしめたる御本懐に適合せし者に外ならざる次第と、恐察仕候。誠以一同感泣の情禁じ難し。倍々信念を堅固にし、恭しく拝謝の微衷を表呈し申候。□猥下不日三方原に御出張被為在、実地御調査可有之義と奉存候。仰冀くは、速に御来□被成下、奉安地御選定相成□被致度、仏教信徒一同、千秋も宮ならず。渴仰の至りに不堪、俟聊御感謝の誠意を具陳し、此段謹で奉懇願候。頓首敬具。

仏骨奉安地に関する委員会〔明治35年2月16日 第四七〇二号〕

仏骨奉安地については、東京、京都、遠州の三説ありて、何れも相下らざる勢なるが、右取調のため聯合各宗派惣代委員は、目下上京して諸方奔走中なりといふ。該委員の多くは前記宗教法案の委員にして、高田派の日野、時宗の河野、両氏の着京を待ち、近々委員会を開くべしと云。

仏骨奉安地に関する委員の決議〔明治35年3月3日 第四七一一号〕

仏骨奉安地に関しては、早くより東京、京都並に遠州三方ヶ原の三説ありて、各宗各々其の説を異にし、未だ今日まで定まらざることなるが、去月下旬當地に於て開ける委員会にては、遂に京都に奉安するに決して、袂を別ちたりといへど、京都説には大谷派本願寺をはじめ有力なる反対者少からざれば、恐らくは此の決議は成立せざること、ならん。因にしろす各宗選出の九名の委員

中、七名は重に宗教法案の件に運動し、河野良心、日野法雷の二人は、仏骨奉安地選定に関する専務委員なりと。

大菩提会の拝瞻会〔明治35年3月16日 第四七三〇号〕

京都なる大菩提会本部に於ては、来る四月十三日より向ふ一週間、各宗派出動拝瞻会を執行する由。

大菩提会の拝瞻会〔明治35年3月20日 第四七三四号〕

同会の春期拝瞻会は、いよゝ例年の通り、来月十三日より一週間、京都大仏妙法院に執行する事となりたる由にて、右拝瞻会中に、同地に各宗派の会合を催し、覚王殿建築の事を決議し、大小に拘はず相當の殿堂を、他に建立する運びに至るべしと噂す。

覚王殿建設請願運動〔明治35年3月27日 第四七四〇号〕

御遺骨奉安の覚王殿建設に就て、名古屋市有力者は請願書を提出し、更に其運動費として去る廿四日、吉田禄在、長谷川百太郎の両氏京都へ向け出発せし由なり。

大菩提会覚王殿の位置〔明治35年3月29日 第四七四二号〕

大菩提会に於て、建造すべき仏骨奉安の覚王殿の位置に就ては、過般東京に於て各宗委員の協議ありしも、未だ何れとも決定に至らず。遠州に設けんとするものあり、京都に設けんとするものありて、取捨に苦しみ居れるが、予記のごとく頃日名古屋市に設置

せんとするの説起り、沖知事、青山市長、小栗富次郎等の諸氏首唱となり、其事務所を市役所に置き、東西両京の中樞なる名古屋に奉安せらるゝことゝならば、費用の負担等も纏り能く、由来名古屋には格別の名勝旧蹟なければ、仏骨を奉安して仏教徒の足を留めしめんとの議にて、去る二十四日以来同市の有志は京都に來り、各宗の本山に向て運動中なりと云ふ。

名古屋の仏骨奉安地運動〔明治35年3月31日 第四七四四号〕

沖愛知県知事、青山名古屋市長、並に知多の富豪小栗富次郎等首唱発起となり、仏骨奉安地選定期成同盟会を組織し、該事務所同地市役所内に設置し、其運動にをさゝ余念なき由は、一昨日の本紙に記す如くなるが、なほ其後聞く所に依れば、彼等有志は数日前、吉田禄在、長谷川百太郎を総代として、京都各本山並に奈良長州の各本山へ特派せしめ、目下頻りに交渉中とのことなり。

仏骨奉安地の決定〔明治35年4月14日 第四七五七号〕

京都、東京、遠州の三説ありて決せず、近日更に名古屋に奉安せんとするもの起り、紛々擾々決する所を知らざる仏骨の奉安地は、今回京都なる英照皇太后の陵北を下して、こゝに安置することゝなれりと伝ふ。

覚王殿建築の位置〔明治35年4月15日 第四七五八号〕

前号記載せしが如く、覚王殿建築の位置については、各宗委員の

意向は兎も角も、一旦京都と決定したるを以て、今日の所は依然京都と定まり居る事なるが、扱事実となれば、曾ても記したる如く前途の見込み甚だ覚束なきを以て、希望者あるこそ幸ひ、寧ろ名古屋市に譲るこそ得策ならんと説くものあり。来る十八日の管長会議に此問題を提出する筈なりしが、拝瞻会の終るまで延引する事となり、同会の終り次第更に管長会議を開きて、何れかに確定する筈なりといふ。因に村田会長は當初と異なることなく、何処迄も京都説を唱へ居れり。

大菩提会の拝瞻会〔明治35年4月15日 第四七五八号〕

京都大仏妙法院の大菩提会本部にては、一昨十三日より来る十九日迄、各宗派輪番にて拝瞻会を行ふ由。その日割左の如し。

十三日天台宗 ▲十四日興正寺派 ▲十五日浄土宗西山派 ▲十六日
本派本願寺 ▲十七日臨濟宗 ▲十九日大谷派本願寺

大菩提会拝瞻会の景況〔明治35年4月16日 第四七五九号〕

予記の如く去る十三日より一週日間、京都妙法院内仮奉安殿に於て管積尊遺骨拝瞻会は、十三日は天台宗の當番にて、初めに妙法院門跡村田寂順師、衆僧を率ゐて参着。次に大阿闍梨同断、次に樂次門前洒水、次入座各立座前、同音行道畢りて立座前、次大導師盤衆着座、次着座讚、次方生使、次洒水等式の如く順次に執行せり。同仮奉安殿は、同盟宗派の紋章ある五色の旗を掲げ、中央の鳳輦には積尊御遺形を安置し、鳳輦の前には暹羅国王より

寄贈の物体を安置し、奉安殿の右方には同国王の寄贈に係る貝多羅葉經及同皇后自製の覆絹を飾れり。當日の参拝者は、黄檗宗及融通念仏宗管長及大森知事、青木書記官、内貴市長、両区長、秋本子爵等なりしといふ。

覚王殿及讚仏殿の図面〔明治35年4月21日 第四七六四号〕

大菩提会にては、仏骨を奉安すべき覚王殿及讚仏殿の造営に関する図面調製方を、昨年十月名古屋の棟梁伊藤洪作に命じ、爾来同人は全国各寺院を巡視し、奈良朝以来の建造にかゝる諸塔を参考として、漸く此程該図面出来上り、去る十七日送附し来りたりといふが、同図面に依れば正面は覚王殿、仏讚殿共各種の彩色を施し、頗る緻密のものにして、明年の第五回内国勸業大博覧会に出陳し、弘く識者の批評を需むる筈なりといふ。

覚王殿建設地選定に就き〔明治35年5月6日 第四七七九号〕

大日本大菩提会の覚王殿建設位置については、既記の如く名古屋地方において切りに運動しつゝあるが、同会は今尚何等の評議をもなさず、各宗派管長会議を待ち、東京、京都、名古屋の中何れに決定すべきやを協議する筈にて、同会議は遅くも来月中旬までには是非開会する筈なり。尤も其位置は確定するも、工事は両三年後にあらざれば、到底着手の運に至らずといふ。

覚王殿建設につき渥美師の意見〔明治35年6月1日 第四八〇五号〕

覚王殿建設に関しては、前号に村田大菩提会長の意見を報じたるが、これに就て大谷派の顧問、渥美契縁師が人に語りしところを聞くに、同殿の建設地に関して世間種々の説あれども、本山（東本願寺）の方針は未だ一定せざるなり。而も各宗聯合委員たる予一己の考を腹藏なく云ふ時は、釈尊御遺形奉安地としては、東京を以て最も適當の地なりと信ず。之を歴史に徴するに、恐れ多くも皇室と仏教との関係は根底頗る深く、且つ国家の中心点は総て一国の首都にある者なれば、宗教も教育も美術、工芸其他各種の流行に至るまで、其基点一に首都にあるを以て常体となす。印度、羅馬の彫刻を凌ぎ、大伽藍の莊嚴なる坐に、昔を忍ばしむる者ある夫の奈良の都は、七代帝王の居城にあらずや。各宗の本山堂宇到る処に隠見し、三十六峰仏閣寺院ならざるなき平安城は、桓武帝奠都以来維新までの帝都たりしなり。左れば覚王殿の如きは、東京に設けて信仰の中心たらしむべきは、実に百年の長計なりと信ず。然れども今日にては、経費の点に於て意の如くならざる者あるを如何せん。依て差詰め京都に適當の地を選みて、兎に角これを建設し、他日多大の寄附金を得たる上、更に東京に奉移する最も可なり。元来京都は各宗の本山ありて式典法会に都合よし。近来名古屋地方の人も奉安地を其地に定めんとて運動中のよしなるも、同地は歴史上に於ても、將た地理上に於ても余り因縁深からず。且本山少くして諸事不便を免れざるべし云々、といふ

に在りし由。

覚王殿の建築〔明治35年6月15日 第四八一九号〕

覚王殿の建築位置については、今迄種々紛紜中なりしが、方今京都にて奉安地も略定し、その図面も今一兩月の間に竣成すべければ、其上同盟各宗派管長會議にて決定次第建築に着手すべく、又客年東京各宗有志者より仏遺形を輦下に奉迎し、拝瞻会を執行せんとしたれど、都合ありて延引せしが、同盟各宗派に於ては、愈々之が実行を容認し、目下日本大菩提会の役員東京に出張準備中なり。

釈尊遺骨拝瞻会〔明治35年6月18日 第四八二七号〕

大日本菩提会にては、来る九月釈尊の遺骨を送り、芝増上寺内第十三番第三号地に於て、拝瞻会を執行せんとて、同会副会長前田誠節氏は、其事に関する寄附金募集のため、曾て東上中なりしが、予定の寄附応募を得たれに付、兩三日内に帰会するよし、大日本菩提会へ通知ありたりといふ。

仏骨奉安覚王殿の交渉〔明治35年6月23日 第四八二七号〕

名古屋の青山市長、横井助役及び長谷川百太郎三氏は、夫の覚王殿を名古屋に設置せん計画に付、去る十九日京都に至り、大菩提会に其返答を促せしに、会長村田寂順師は、各宗管長會議の上ならでは決し難きも、明日副会長以下各委員を集め協議の上返答す

べしと述べ、廿日午後副会長前田誠節師以下両三名の委員、妙法院に集議したりといふ。会長の語る所にては、結局現在の役員にては決する能はず。管長會議に於て京都に置く事を議決しあるものとして、今更之を名古屋に移さんには、更に管長會議に建議し、議題として可決の上ならでは定むる能はず、と答ふる外なし。但し管長會議は、俄に開く能はずといふに在るが如し。

暹羅と日本〔明治35年6月25日 第四八二九号〕

近頃暹羅政府が頻に好意を我に致すは、全く同国内に蟠れる支那人の勢力非常にして、王族間にも近來益其血縁者増加する為、斯くては遂に國家を転覆するに至るべしとの虞あるが故なりと。又業貿易の大部は、皆支那人の占むる所にして、政府中彼等の鼻息を窺はざる官吏は一人も無く、功勲は総て彼等の金力によりて買収せらるゝ等、帰る所一國の生命は、挙て其手に委せる有様となり、國王は憂ひに堪へず、曾て報ぜし如く、遂にその王子と我皇室との婚儀を案出し、日本人の力に由りて清商の暴威を抑圧せんとす。然れど此の如き結果は、延て政府部内に於ける日清兩派の分裂を見るに至らんと。

覺王殿に関する委員の談話〔明治35年7月6日 第四八四〇号〕

大菩提会の覺王殿建設に関して、各宗委員の一人は語りて曰く、同殿の事も今は少數陳腐となれり。イヤ三方原、イヤ名古屋など云へば、如何にも諸方引張風の有様にて、表面上景氣大持の如く

なるも、内部の魂胆を窺へば、何れも眞の付景氣にして、實際少しも要領を得ず。中には多少山師氣ある飛上り物が、覺王殿を持て来たら一廉土地の繁昌もあるかの如く早計して、當地繁昌の鯉汁に使はんと、同氣相求むる俗僧と申合せて、運動の何のと騒ぎ立るに過ぎず。其の證拠は種々表面に騒ぎ立るに拘はらず、一として真面目の話なきに依ても明瞭なり。然らば仏骨は遂に如何に始末すべきかと云ふに、其れは訳のなき事なり。唯今のまゝ、長く妙法院に安置しをけば其れにて足れり。何百万円など出来もせぬ覺王殿の建立沙汰、今日の如く社会一般の不景氣に、元來が僭上と云はん。其れでは暹羅國王に対して済むとか済まぬとか云ふ論もあれども、是亦愚の至りなり。何となれば如何にも最初そんな口約も為せしならんが、何も其れは國際上の公約と云ふ訳では無し、畢竟一私人間の内輪話しなれば、約束通り出来ぬからとて少しも差支へなし。但妙法院は少しく迷惑ならんが、是れも行掛り上止を得ぬ次第と諦むるの外なかるべく、其代り月々幾分かの冥加賽銭は、當然同院の所得たるべく、今更何処に持て行くにも苦情は免れざれば、今のまゝ、同院に置く時は各宗に別に大したる故障も云へざるべし。斯くする時は、仏骨の始末は其れ迄なるも、一つ困るのは負債の一条なるが、其れは今更致し方もなければ、關係各宗に割當て、各宗の分担負債と為すべし。斯くする時は四、五万円の負債は一時に償却の道つくなり。同会の始末としては、恐らく是れより外の良策あるべからず云々。以て其の真相を推知すべし。

覚王殿建築地に就て〔明治35年7月15日 第四八四九号〕

同殿建築地の選定に就て、名古屋の有志者が熱心に運動しつゝ、あることは、数次報道する所なるが、渥美契縁氏の語る所に依れば、菩提会名古屋支部は、同市有志者の要請に依り、稲垣暹羅公使に向て、菩提会の現状及び覚王殿建設地として名古屋に賛同せられんことを送り、且有志者の熱誠なる運動始末をも併申したるより、同公使はこれを国王陛下に奏聞し、御嘉納遊ばされたるよし。されば管長会議に於て如何に決定すべきかは未定なるも、国王陛下の御思召は大なる声援となりて、或は名古屋に確定するやも計り難し云々。

暹羅遺形奉安地選定委員会〔明治35年7月16日 第四八五〇号〕

暹羅遺形奉安地選定委員会は、去十二日午後六時より名古屋商業会議所内に於て開会したり。出席委員は、東京より曹洞宗弘津説三、日蓮宗津田日厚、京都より天台宗中村勝契、真言宗土岐法竜、西山派多群諦全、時宗派河野良心及び真宗大谷派渥美契縁代理、大谷派名古屋東別院竹山得界師等の諸師にして、又名古屋市有志の組織に係る御遺形奉安地選定期同盟会よりは、青山朗、吉田禄在、服部小十郎、長谷川百太郎等の諸氏、并日本大菩提会愛知支部の役員等もこれに参加して、委員に向つて當地方に於る信者の希望を述べ、且寄附地寄附金の現況を報告して、賛成を求むるなど熱心に運動したり。右委員の一行は、翌十三日一同打揃ひ、予て寄附を出願せる愛知郡広路村、弥富村（八事山）及東春

日井郡小幡村なる候補地の視察をなすことに決し、午後八時三十分頃散会したり。

覚王殿建築の希望〔明治35年7月22日 第四八五六号〕

京都府下愛宕郡松ヶ崎村字御所の内に在る、元九条公爵家別邸地三万坪を菩提会に寄附し、此所に覚王殿を建築せんと希望、同村有志者間に起り、有志者河村経英、山崎直次郎の両名は、過日内貴市長を其它に訪問し、右菩提会に向け交渉尽力の事を依頼したる由。

大菩提会愛知支部の活動〔明治35年7月30日 第四八六四号〕

日本大菩提会愛知支部にては、去る廿六日名古屋市々會議事堂に於て、同支部各宗取締、顧問、特派使等三十余名相集りて協議会を開き、来る八月一日京都に開かるべき各宗管長会議には、愛知に覚王殿を建設するの議を可決せしむる様、敏速の運動を為すことに決議し、同時に同議事堂を借り受けて、僧俗聯合事務所を開設し、各事務を内務、外務、整理、庶務、会計の五課に部署し、僧俗数十名詰切りにて運動に着手し、且つ近日京都、鎌倉、伊勢、越前の各地に遊説員を派遣する由。

管長会議と覚王殿〔明治35年8月3日 第四八六八号〕

久しく噂さのありたる各宗管長会議は、愈々本月二十五、六日頃開会の予定なるが、主なる問題は、例の覚王殿建設地の選定と、

序に宗法法案の事も多少の問題となるべし。覚王殿の事に付ては、本紙は再三報道したる如く、名古屋と云ひ京都と云ひ、或は東京、三方原など処々の矢入れあれども、要するに今日にては名古屋、京都の二説が最も有力にして、二者何れかに決定すべきが、村田会長は最初より堅く京都説を執り、今以て其の主張を変ぜず。理屈の上よりは此説一般有力なれども、如何にせん理屈ばかりで、肝心の京都市民は一向賛成の耳を傾くるものなく、否今は仏骨の二字さへ忘れ居る位の有様なれば、此の勢ひにては、京都市に於て能く同殿建設の実功を遂げん事到底思ひも寄らず。然れば幸ひ名古屋にて、實際金を出して同殿を建築するのみならず、七、八万の負債まで償却せんとならば、一も二もなく此方に決する事最も得策なるべく、今更場所の如何を論ずるなどは、最も野暮の骨頂と云ふべし。一体云へば名古屋の有志家とやら、何の見込みがあるか知らねど、真実仏教帰依の上からならば論なきも、万一仏骨を土地繁栄の鯉汁に遣はんなどの精神ならば、以ての外の不料見たるは、勿論馬鹿／＼敷限りと云ふの外なし。又次の問題たる宗法法案の事は、今の処政府が次期議会に提出するや否さえ不明なれば、格別の事にもあらざるべきかと云ふ。

御遺形奉安大演説会（明治35年8月3日 第四八六八号）

去る廿九日、名古屋市御園座に於ける京都管長会議に対する仏教大演説会は、午後六時より開会。会主総代杉本義存氏開会の趣意を述べ、引続き各宗僧侶及び会員有志者、交々現時仏教各宗の衰

頽を痛論し、今世紀に於ける急務を切言し、東洋仏教徒の合同を主唱し、更に愛知県人は須らく其信念を發揮して覚王殿建設に尽さんことを勧告して聴衆を動し、夫れより客員として岩本鉄脚氏、印度仏蹟参拝、緬甸、暹羅等遊歴談より、暹羅の風俗及び御遺形奉迎に就ての關係を陳べ、近藤疎賢師又覚王殿建設問題に関する期成同盟会の抱負を縷述し、僧俗一致して大活動をなし、京都各宗管長会議に於て、是非とも愛知説を通過せしむることに尽力すべし、との意見を繰返し、野村朗氏閉会の辞を述べて閉会し、非常なる盛会なり。

覚王殿建設地に就て（明治35年8月4日 第四八六九号）

大菩提会の事業なる覚王殿建設に就ては、名古屋市の有志者より五十万円寄附の条件を以て、仏舍利を同市に奉安し、適當の敷地を選定して、此処に覚王殿を建設せんとの議を以て交渉し来りしも、同会に於ては成るべく之を他地方に奉安せずして、依然京都に於て適當の地を卜して覚王殿を建設し、永く此処に仏舍利を奉安せんと考へなるも、何分同会は最初に於て一たび蹉跌したる以来、殆んど信用皆無の有様にて、到底同地に於ては寄附金募隨の見込なきを以て、同会役員の数数は五十万円の声を目的に、之を名古屋市に奉安すべしとの意見なるも、理事長村田叙順師は何とか方法を講じて、依然之を京都に安置せんと考を有し、差當り十萬円の負債償却の方法を講ぜん為、過日大森府知事及内貴市長を訪問し、前田誠節師亦大森府知事を訪問したるも、何等要領

を得ざりしといふ。

仏骨の奉安地未だ決せず

〔明治35年8月4日 第四八六九号〕

名古屋派の運動は益々強大となりて、京都説一時落莫の姿なりしが、京都某宗の有力家は言へらく、當初暹羅皇帝より仏骨を奉贈せらるゝに當り、稲垣公使は御下問に対し、京都は一千有余年來の旧帝都にして各宗本山の在る処なれば、仏骨を奉安するに最も適當の地なりと奉答し、皇帝之れを嘉納せられて遂に京都に奉迎するに至りしなれば、京都を奉安地として覚王殿を建立すること固より當然なるに、従來市の有力家と各宗管長との間に意思疏通を欠きたるため、市の有力家は、大菩提会のために力を仮さず、ために東京、京都、三方原の三説に分れ、大菩提会にては、遂に建設地調査委員を置くの已むを得ざるに至りし次第なるが、今や市の有志者中にも京都建設説を主張するものあり。兼田愛宕郡長等も、此際大菩提会のために尽力し、京都附近に適當の地を選定して、速かに覚王殿の建立を竣成せしめんとて奔走しつゝ、あれば、各宗管長に於ても一切の情実を押し、京都に建設の議を決するに至るならんといひ居れりといふ。

覚王殿に就ての真相

〔明治35年8月5日 第四八七〇号〕

同殿建設場所に付ては、近來名古屋説勢力を得たるが如く伝ふるものあり。曾ても記したる如く、同地の有志家にして、真に数方の資を投じて迄も奉安せんとの志望あらば、是は願ふても無き幸

ひなれば、委員等は協議も相談も要たものに非ず、速に其説に従ふこそ仏骨其物の始末から云ふと至極の得策なり。然るに村田會長を初め重なる委員が、頑固にも京都説を固執して動かざるは、何か此間に仔細あるべしと思ひたるに、果せる哉、近頃に至りて吾人は稍信すべき真相を聞き得たり。其は元來名古屋市の所謂有志家なるものが、果して真の有志家なるや否、第一に疑ふべし。彼等は従來仏教信徒として何等の聞く処あらざりしに、唯覚王殿建設に付て俄に仏教信徒なりと名乗りて、種種奔走して数万円を投じて、建設一切を引受んと云は余りの物好きにして、信ぜられざるなり。何か彼等は仏骨を鯉汁に使ひ、他に目的あるべしとは、吾人の最初より疑ひたる所なるが、其の目的とは要するに金儲けをせんとするに在り。土地繁栄は蓋し第二なり。彼等は京都に於ける失敗は、算盤に疎き僧侶が遣方の下手なるに因るものとし、若し巧く切回して上手にやれば、必ず儲かるべしとの慾張り主義より、此運動に着手したるものなり。村田會長等は、流石に早く此間の消息を看破したれば、唯何となく京都説を固執して、彼等の請を容れざる訳にて、若し真に資を投じて建築するに於ては、勿論快く承諾を与ふべしと。

覚王殿建設地の競争

〔明治35年8月6日 第四八七一号〕

仏骨奉安地に関して、名古屋より激烈なる運動を開始したることは、過日も記する所ありしが、該運動は着々成功したるものゝ如く、去二月妙心寺に開ける各宗派大会に於て選挙したる選定委員

八名の中七名までは、之に賛成するに至り、独り前田誠節師の京都説を持するのみなるが、菩提会本部に於ても、会長副会長を除くの外、概ね賛成の模様なれば、本月下旬京都に開かるべき報告会にては、一大紛擾を見るに至るべしと云へり。右に付前田師の語る所は左の如し。

釈尊御遺形奉安地は、本年二月各宗派大会にて京都、東京、三形原の三ヶ所の中に就き、其一所を選定すべきことを委員に附託されたり。此に於て委員（弘津説三）「曹洞」、津田日厚「日蓮」、中村勝契「天台」、河野良心「時宗」、靈群諦全「西山派」、渥美契縁「大谷派」、前田誠節「臨濟」、土宜法竜「真言」は、東京に會して或る条件の下に京都に定むることとなり、爾來委員中、殊に小生（前田）は、日本菩提会の役員たる席末に列するなれば、熱心に条件を遂行せんことに勉め、日夜運動しつゝあり。然るに一方在京都の委員は、當初より小生（前田）の言動に疑を挟むの念あり、迺も京都にて相當の土地及金員の寄附者ある杯といふこと思ひも依らずとし、名古屋にては盛なる運動を開始し、又は委員に向ひ請求密望する杯、頗る努る者ありて、去月中旬、靈群、河野、中村の三委員は東京に密会し、計る処ありて名古屋期成同盟会と相応じ、名古屋にて委員会を開くことに定め、他の委員に通知して來会を促したり。會するもの七人にて、小生は宗務多忙の爲め赴かざりし。然るに七名の委員は、前項の委託条件を忘れたる如く、名古屋に奉安地を定むることを決議し、該土地を見案し、其結果七委員は、小生（前田）に対し強て同意を求めた

れど、小生は断然之れを謝絶したり。

又小生は、京都に於て大略奉安地たる地所を検定し、既に或る名義の下に日本大菩提会へ献納せしむる内約も調訂し、今一箇条の条件も出来得るに至り居れば、他日宗派會議開設の日には、大に議論沸生ずることあらんと想像す。且奉安地を京都に定むることは、日本菩提会の提議にて、一旦委員会も之に略定して居ることなれば、此際名古屋説出るとも、恐らくは消滅に帰すべし云々。

仏骨奉安地選定運動（明治35年8月6日 第四八七二号）

名古屋御遺形奉安地期成同盟会が、一日も早く各宗派管長會議を開会せしめんため、大菩提会本部に向て運動しつゝあることは既記せしが、井筒是寛、野々垣直次郎の両氏は、真宗高田派管長訪問。賛成を需むるため去二日伊勢に向ひたり。▲奈良東大寺其他六本山管長に運動のため、出張中の清水機然氏より、去二日午前『六本山皆大賛成』の電報ありたりと。▲尾張国内の臨濟宗派の幹事、其他の寺院住職二十余名は、去一日午後三時より同盟会事務所に會合し、回国出身にして大菩提会副会長妙心寺派の管長たる前田誠節師が、始終京都説を称へて名古屋説に反対するは、実に不都合なれば、委員三名を選びて氏に嚴談し、次で各京都の同派管長を訪問して、同盟会に賛成を乞はんとすることを決議し散會したるが、右委員三名は二日出発京都に赴けり。▲同事務所は名古屋市役所内に設置しあり。加之三日より南鍛冶町の元市立商業学校内に移転せり。（名古屋通信）

奉安地期成運動〔明治35年8月7日 第四八七二号〕

名古屋に於ける仏骨奉安地期成同盟会は、中々熱心に運動しつゝ、あるが、此程来同地の清水機然、丹羽円外三氏、京都に開会する各管長会議の内情偵察として、京都に入りたりと云ふ。

覚王殿建立の催促〔明治35年8月9日 第四八七四号〕

暹羅国皇帝より仏骨を分贈せられたる以来、既に二ヶ年を経るも、未だ覚王殿建立に至らず。同帝には時々稲垣公使に向て御下問ある趣きにて、兩三日前同公使より真宗各派管長に対し、速に建立の運に尽力ありたき旨依頼ありたりと云ふ。

仏骨奉安地同盟会の近況〔明治35年8月9日 第四八七四号〕

名古屋なる御遺形奉安地期成同盟会より、運動員として上京中なりし長谷川、野村の両氏は、去四日帰名したるが、二氏は入洛後直に東西両本願寺法主、村田大菩提会々長、其他在京都の各宗派管長を歴訪したるに、村田妙法院管長、前田妙心寺執事を除きては何れも賛成を表し、又村田、前田両氏とても、或事情のため同盟会に公然賛同をなさざるも、別に反対の意見あるにもあらずといへば、今日の場合各宗派管長は、殆ど全体名古屋説に傾きたれば、来る管長会議には無論、大多数を以て名古屋説を可決するに至るべし。▲前項二氏は、大森府知事が京都説を主張するよしを耳にせしより、氏を官邸に訪問して、同盟会の現状管長の意向等を陳じて其意見を叩きたるに、氏は始め多少名古屋説を批難する

語気ありしも、二氏の説明を聴きて同盟会の熱心を称賛し、此問題に關しては更に干渉せざることを誓ひたりと。▲越前在住の管長に向つて運動のため、去三日出張したる井筒是寛、杉本義衍の二氏は、四山管長の賛成を得て、去る五日帰名したり。▲管長会議早開説は、種々都合あるよしにて、終に賛同を得ず。愈来二十六日より一週間、開会の事に決したるを以て、同盟会の重なる僧侶数十名は、二十三日頃より上京する筈なり。▲去四日午後一時より東別院、同七時より朝日座に於て大演説会を開きたるに、聴衆場に充ちなかく盛会なりき。▲前号所報の如く去月十七日、稲垣暹羅国公使発、各宗管長及び青山名古屋市長に宛てたる書面を見るに、同盟会に取りては尤も大勢力の後楯を得たるものにて、各宗管長宛の書面には、仏舍利御分与後既に二星霜の今日、未だ覚王殿の敷地すら決定に至らざるよし、然るに暹羅国皇太子殿下の御来遊期も本年十月に確定したるよしにて、尚今日の如くにては、同国帝室に対して自分も面目なく、且は日本仏教徒の面目此上なければ、各位協和一致して御英断有之度、名古屋より同盟会の名を以て賛助を求め来りたれば、別紙の如く全然賛成の答をなしたるが、暹羅帝に於せられては、殊の外御満足被思召候旨の御諭旨もあり、との文意にて、又青山市長宛のものは、同盟会の挙に賛同し別紙管長宛の書面も送りたるも、尚自分の尽瘁にて効力あらば遠慮なく通知せられたし、といふ意味なりしと。

暹羅皇太子来朝延期 (明治35年8月12日 第四八七七号)

暹羅国皇太子殿下には、来る九月中旬本邦に御立寄の御予定なりしが、英国より御帰途米國御滞在に長時日を要せらるゝに付き、来十一月初旬に御来朝、御延引の旨其筋に通牒ありたりと云ふ。

覚王殿の競争益激甚 (明治35年8月12日 第四八七七号)

仏骨奉安地に関する競争は、其後益々激甚にして、京都説を主持する前田誠節師は、衆議院議員の選挙を終りたる後活潑なる運動を開始する筈にて、従来岐阜にて発行したる「菩提」を京都に移して、専ら京都説を主張せしめ、十五日頃よりは大演説会を開催する手筈なりと云ふ。然るに愛知側にも愈々手強き運動を継続し、手段往々脅喝に渉るものならず。近來は稲垣暹羅公使が名古屋説に賛成する書面を振廻はして、頻りに其地に引寄せんと躍動し居れるも、右に関して菩提会長の手許へは何等の通知なきは不思議にて、或は偽作にはあらずやとの疑もあれば、会長よりは長文の照会状を公使に発送し、電報にて廻答を促したれば、不日真相を知り得べく、果して偽作なりとせば、紛擾は益々甚しかる可との事なり。

覚王殿建立地に就て (明治35年8月13日 第四八七八号)

同殿建立地に就ては、屢々記する所ありしが、愈よ本月末に開かべき各宗管長会議に於て、何れにか確定すべけれども、今より其候補地に付て予想するに、東京は各宗に於て希望する処と云

ひ、殊に帝都の事なれば、是非建立せざるべからざるも、元來東京に於ては、建立に要する一切の費用を負担してまでも建立せんことの決心はなく、又遠州三方ヶ原は、頃日に至りて賛成者少なく、到底同地に建立する事は覚束なかるべし。名古屋にては其理由とする所全く市繁栄策に出づるもの、如し。或人は第五回博覧会を大阪に開かるゝ事となりたるを以て、第六回博覧会には名古屋は大に運動すべきに付、今に於て覚王殿を建立して、外人の眼を惹かんとするにありと云へり。且つ名古屋にては、愈よ建立せらるゝに決せば、菩提会に属する一切の費用をも負担せん意気込みなれば、之が解決には随分困難なるべし。尚京都は各宗本山所在地たると会長及び副会長の望む所なれば、果して如何に決すべきやと云ふ者あり。

菩提会役員会 (明治35年8月16日 第四八八一号)

大菩提会本部に於ては、覚王殿位置選定に関し役員間の意見一致せず、来る廿六日より妙心寺に於て各宗派会を開くに付ては、予じめ本部役員の見解を一定するの必要ありとて、村田会長は役員一同を召集し、去十一日妙法院に於て協議会を開きたるが、過般来尙かに名古屋説に賛成を表したるものも、公然其意見を發表するもの一人もなく、全会一致京都奉安の議を決したる由。

仏骨奉安地と渥美師 (明治35年8月18日 第四八八三号)

日本大菩提会は、本年一月の宗派会にて、奉安地に係る委員を大

谷派の渥美、妙心寺派の前田、天台の中村等各宗派より撰定し、東上を初め都ての事に従はしめたり。此の頃名古屋に於ける奉安地につきて各委員は、実地調査のため同地に出張したりしに、渥美師は自ら差支ありとて、名古屋別院管事竹山得界氏を代理として出張せしめたり。之について或る一部の人は、此は全く宗派会を踏み潰したる処置なり。自分出ねば夫れまでなり、勝手に代理を出す杯は不都合なり。又名古屋支部が之を黙認して居るのも不都合なり、とてつぶやき居れりと云ふ。

名古屋と覚王殿〔明治35年8月18日 第四八八三号〕

同地に於ては運動事務所を市役所内に移し、益盛なる運動をなすこととなり、市内各部に演説会を開き、来る二十日頃より管長会議再興運動として、続いて議員を派遣する筈なりと。

大菩提会の役員会〔明治35年8月18日 第四八八三号〕

京都なる大菩提会本部にては、来る廿五日より妙心寺に開会する各宗管長会議の準備として、仏骨奉安殿建築選定地に関する役員会の意見を、一定するの必要ありとし、去る十一日村田同会々長は、妙法院に役員一同を会して協議せしに、全会一致にて京都説に決したりといふ。

覚王殿問題に就て〔明治35年8月27日 第四八九二号〕

覚王殿建設に就て、名古屋の競争運動に刺撃せられしものか、京

都市民も同問題を等閑に附する能はざると思ひしに依るか、今回同地の平安同志会は左の如き理由書を発表し、市内各区に以て配附し、大に輿論を喚起する考なりと云ふ。

綱 領

一、本会は内聖骨奉迎の初志を完ふし、外暹羅国王陛下の勸慮に答ふることを期す。

一、本会は京都を以て覚王殿建設地と定む。

一、本会は各宗派管長会議をして京都設置に可決せしむることを期す。

理 由

一、遺形奉安地京都に確定するは、歴史及輿論の許す処なり。

日本仏教の中心が吾京都に在るは論を要せず。故に京都は昔日の帝都なるのみならず、実に仏教の教府なり。之れ

桓武天皇奠都已来の歴史にして、今此地を選んで覚王殿の建設地とするは、決して一時便宜の所以にあらず。去れば京都奉安の議は、御遺形奉迎の前に於て、各宗全体が暗諾默契せる処なり。

一、覚王殿京都建設は、奉迎前に於て先決する処なり。

暹羅駐在帝国弁理公使稲垣満次郎が、御遺形分贈のことを奏請する時、彼国の外務大臣パスカラウオングス親王に宛てたる書中の一節に曰く、

前略、小生が微衷幸に陛下の御嘉納を得ば、更に本国より御遺形奉迎の爲め来暹すべき委員の議に付ては、可成日本□仏

教徒を完全に代表すべき者たらしむる事は、小生微力を惜まざる可く、又た御遺形保存の□処方法如何に關しては、各宗派の代表者に一任す可者と存候得共、小生想に旧都平安城は、今日尚仏教各宗派の淵藪地たるを以て、多分同地を選定可致事と存候、云々。

之れ蓋し、稲垣君一家の私説私見にあらずして、実に歴史及び實際此人を□へて此説を為さしめたり。又た之を伝聞せし吾教徒も、之に対して一人だも稲垣公使の誤解謬見を鳴らすものあらざりし。以て京都が如何に奉安地に適合するかを可知なり。

一、覚王殿の位地を他に求むるは永遠の計にあらず。

京都は各宗本山の林立する処□氏の此に来るもの多く、信念を各山各寺に運ぶ信徒にしての京都の繁栄は、実に其過半を挙げて之に帰せざるを得ず。之を以て京都設置が、如何に全国信徒の希望に副ふべきかを知るなり。此便益は則ち、奉迎を動機として興る日本仏教の大経緯を画する要素にして、京都にして始めて之を期待し得べし。然るに之を思はずして妄りに軽卒の議を決し、奉安地を他に求むるが如きは、断じて仏教の長計を完ぶする所以にあらざるなり。

一、遺形安奉所を新旧の帝都に定むるは、国家を通じて同一なり。

吾、明治三十三年暹羅国王より御遺形の分贈を得し、国は単に□国に止まらずして、而して各国共に既に早く奉安所を確定□も悉く旧新二郡を選らぶこと左の如し。

「明教新誌」・「日出国新聞」における仏骨奉迎の記事について（下）

暹羅国奉安所主都

バンコック府

緬甸国奉安所旧都

マンダレー主都ラングン

印度国奉安所旧都

ケンヂー主都コロンボ

露西亜奉安所旧都

モスコ

結 論

帝王は帝都を去らず。若し去れば之れ一時の出征なるがごとく、覚王は宜しく教都に住まる可し。而して吾平安の旧都は、教権の中心として実に仏教の教都なり。此教都あるに拘はらず、妄りに一時の便宜を以て御遺形の奉安地を他に求めんとするが如きは、恰も帝都已外に帝王の玉座を移さんとするが如し。京都奉安説の正否は敢て多く弁明を奏せざるなり。

三浦將軍の移櫓（覚王殿敷地選定問題）（明治35年8月28日）

第四八九三号

覚王殿建設地選定問題は、今や仏教界の一大問題となり。異説百出殆んど帰着する処なく、其の各宗管長會議に於ける決定如きも、また未だ容易に予想すべからざるも、大勢は名古屋説に傾きつゝあるが如し。今仏教界に於ける有力なる三浦將軍、亦京都人士の性格上を論断して、左の如く名古屋説を主張し、此れが櫓文を各宗管長へ提出したり。

案するに我日本の仏教徒が、暹羅国より奉迎し来りし仏舍利を奉迎すべき覚王殿建設の土地に就ては、衆議紛々として未だ定説あるを聞かず。従つて大菩提會、亦其選定に惑ひつゝあるが

如し。茲に於てか今や各宗管長会議の開会あるに方りて、余は聊か意見を陳述し、以て各宗管長猥下の勇断を催告する所あらんと欲す。

抑も覺王殿建設の土地に関する衆議中、最も天下の視線を引きつゝあるは、京都並に名古屋の両説なりとす。故に右両地に就て其利害得失を対較して、将来永遠の大策を講ずるは、尤も今日の急務なるべしと信ず。此れ余が右両地に関して少しく論究する所あらんと欲する所以なり。蓋し古今を通じ東西に涉りて狎れ易く倦み安きは、人情の通弊なりとす。故に苟も新事業を起すに方りては、必ずや先づ其所依の境を選び、其土地の人情風俗を観察して、之れに着手するにあらずんば、遂に其効果を収むること能はざるべし。今之れを我邦の仏教歴史の上に徴するに、奈良、京都等の名は、仏教初生の地として頗る人口に上りて、既に吾人の耳朵に狎れつゝあるのみにあらず。由来京都の地たるや、人心多くは一時の華美を競ひて、永遠の事業を策するの思想に乏しく、諸般の商業一こととして世界的日進を図るものなく、其他神社仏閣に対する觀念等に至りても、所謂大口客的の計を成すことにのみ孜孜としても、絶て永遠の効を将来に期することあるなし。故に其結果の及ぶ所を見るに、近くは彼の豊国会の如き、大極殿御造営の如き、又は菅公会の如き、何れも皆一時的となり、祭礼的となり終りしに非ずや。加之、仏舍利奉迎當時に於ける京都の士民が、之れに対する感情、並に奉迎事件の如き、何れか其風習に促されたるものにあらずと

する乎。果して然らば仮令京都は、各宗本山の所在地にして、又由来仏教に因縁ある土地に覺王殿を建設し、仏舍利を奉安せんと欲するは、□も所依の境を進み得たるものと称すべきに非ざることは、余が言を待たずして明かなるべし。試みに卑近なる一例を挙げて之を解するに、今幼児に玩弄物を与ふるとせんに、仮令同一玩弄物なりとするも、之れを愛するの情と之れを永遠に保持するの念とは、都会の幼児と村里の幼児とを比較するに差異果して幾何ぞや。都会の幼児は忽ちにして物を愛し安きと共に、忽ちにして倦み安しと雖も、村里の幼児に至りては然らず。一旦人の玩弄物を与ふるあらば、深く之れを愛して倦まず。而かも永く愛着して措くことなし。蓋し此の見易き理数は、独り幼児の上のみありて存するにあらず。所依の境遇によりて人情に変化を与ふること、概ね斯くの如しと云はざる可からず。想ふに京都の人心は、殆ど都会の幼児の物を愛し安く、物を憎み安きに似て、名古屋は全く之に反し、一物を愛玩して永遠に持続すること、恰も村里の幼児に均しと謂つべきなり。

夫然り然らば、覺王殿建設の土地を選ぶに方りても、此見易き道理に照して遺骨を永く保持し、且つ之を珍重する者に与ふるに於ては、即ち暹羅国皇帝陛下より分与せられたる聖旨にも協ふべく、又我日本仏教徒が至誠熱心、之を奉迎し来りたる素意をも達することを得。抑も又仏檀結縁の萌芽も着々顕揚発育するに至らん。

且つは京都の地たるや、彼の神社仏閣の壯麗人目を驚かすものありと雖、人心之がために先づ狎れ、先づ倦み、道心日々に薄ふして、積弊此に萌す。然るに名古屋は之に反して、人心も軽浮ならず、信念も京都に比するに純一なりと云ふべし。故に一たび覚王殿を此地に建設して、靈骨を安置し奉るあらば、是れを動機として益々比隣の諸念を團結せしむることを得べきは、勿論之を活動の中心として、各宗積年の確執を打破するに至るべきや必せり。是れ余が各宗合同の機は、京都よりも名古屋を以て円熟せりと予期して、此地に覚王殿を建設せんと欲する所により。更に世人が新事業を策する上に於て尤も、困難に感ずる所の経費の点よりして、両地を比較し来るに、之を一時的祭礼的の嗜好に富める京都人心に就て、永遠を期する事業の経費を要求せんよりは、寧ろ名古屋の人心に激して、事を計るの易きに如かざるべし。殊に況んや名古屋は既に多額の入費を確定して、之を提供しつゝありと聞く。

以上の事実就て、既往を以て将来を照し来らば、覚王殿建築の土地をして、世人の視線を引きつゝある京都説、並に名古屋説の両地の利害得失は、最早余の言を待たずして明瞭なるべし。冀くは各宗管長猥下公平の眼を以て、両地の利害得失を対照深く将来を鑑みて、現下の情弊を打破し、英断を以て名古屋説に決定せられんことを千祈万禱の至りに堪ず。謹白

明治三十五年八月

正三位勲一等子爵
密顧問官陸軍中将

三浦 梧楼

「明教新誌」・「日出国新聞」における仏骨奉迎の記事について（下）

敷地選定と委員（名古屋説派の意見込み）（明治35年8月28日 第四八九三号）

大覚王殿建設敷地選定委員会は、曩に東京、京都、三形原の内、何れへか選定すべしとの趣旨を以て選任されしものにして、其後に於て提出されたる名古屋説に就て、採否の権なしとは、京都派の唱道する所なるを以て、議事法上、或は委員再附托となるべきは固より予想すべき処なるが、京都派に於て之を主張するは、大々の魂胆の存する所以にして、予じめ名古屋説の鋭鋒當るべからざるものあるを予知し、名を委員再附托に仮り、敢て其決定を延期せしめ、更に徐ろに画策する目的の存することは、行掛上今より想像するに難からざるなり。然も来る十月の交には、暹国皇太子殿下の御来朝もあれば、今に及んで固より荏苒日を眩うして機宜を誤り、畢に我国信徒の信念の薄弱なるを表白して、斯界に一大汚点を貽すが如きは、絶対に之を排斥せざるべからざる次第なれば、愛知期成同盟会運動委員に於ては、此覚悟をなし、仮し委員再附托となるも、飽まで今回の管長会議の開期二、三日を延長するも、決定せしめん意気込にて、一瀉千里を以て、老獪なる一派をして、其間に猾策を施すの余地なからしめん筈なりといふ。

期成同盟会檄を飛ばす（明治35年8月29日 第四八九四号）

名古屋に於ける御遺形奉安地選定期成同盟会は、某一派の如く、敢て我意を貫徹せんとするが如き狭量を以て、云為するものにあらずして、我国法界の為め、宗派宗門の私情を脱し、仏教開祖に

対する信念の軽重を問はん為め、公正なる意思を満天下に表白するの目的にて、左の檄文を飛ばせり。

檄して満天下の仏教徒に告ぐ

蕭颯として秋氣到り、天地□□を発するの時、我同盟会は、茲に刻下の急に迫まれる重大問題に付、満天下の仏教徒に向て、檄告せざるを得ざるに至れり。

回首すれば、己に三年前暹羅国より、釈迦大覚世尊の御遺形を奉迎し来るや、其神聖なる宝蓋を瞻仰して、海内万衆歡呼の声を湧かし、前古稀に見るの歡迎ありしは、今猶ほ昨の如く歴々として、万衆の眼底に存す。其此の如きは何ぞや他なし。此盛事に遭遇し、我仏教の爲めに一新紀元を画し、之を外にしては東洋幾億万の同教者が打て一団となし、仏教をして二十世紀文明の上に赫々煌々の光輝を發揚せしむ可く、之を内にしては我仏教各宗派の和協統合を計り、積弊を洗刷し衰運を挽回し、以て我光榮ある国史に伴へる仏教の隆興を計るは、方きには是時に在ることを確信したればなり。

何ぞ図らん、此盛大なる歡迎をなしたりし釈尊の御遺形は、今や仮りに京都妙法院の一隅に奉安し、荒天寂地□雨寒煙、行人をして寧ろ疏寞の感に堪へざらしめ、荏苒として早く已に三星霜を經過せり。而して之を奉安す可き大覚王殿建立の位置をも、猶未だ決定するに至らざるは何ぞや。初め奉迎使の暹国の至るや、御遺形永遠の持護に關しては、暹国皇帝の叡慮に背違せず。又在外公使等の誠意を空くせず。必ず完全に之を成就す

可しと誓言したるに拘らず、實際各宗派の言動を察するに、徒らに執我排異凌轢争抗を是れ事とし、其間の歲月を徒消するのみにして、曾て大局の成功如何に達觀せざるが如きは、奉迎使が暹国に於ける當初の誓言に背くのみならず、東洋仏教国たる我国の体面を汚損すること決して少々ならず。是れ天下識者の齊しく憤痛慨嘆する所なり。

今日に至り大覚王殿建立の位置等に就て、或は漫に我見を張るものなきにあらざると雖ども、己に三年の歲月を徒過して、未だに何等の寸□の見る可きなく、唯菩提会々務の大蹉跌の如き宗派間の抗争の如き、以て徒らに紛擾を滋くするを見るのみ。夫れ三年にして何等見る可きなきもの、五年、十年、亦為すなきや推して知る可きのみ。

今に及び我能く任じて之に當ると言ふのもありとも、天下誰か復之を信ぜん。究竟するに今日の事態に放任せば、神聖なる御遺形は假奉安の俛となり、大覚王殿の建立も遂に茫茫々々、其前途期す可からざるに終らんかな。我同盟会は、前述の如きの状態に対して、慷慨禁する能はず。愛国護法の熱誠、其抑塞に堪へず。己むを得ずして自から起り、勵声疾呼して天下に唱へ、此際姑息なる議論を排し、区々たる情絆を絶ち、至公至正なる奉仏の信念により、大局の成效を以て専一となして、大覚王殿建立の位置を愛知県名古屋附近に決定せんことを主張し、自ら任じて此が大なる責務を担当せんことを誓へり。而して今や我同盟会の誠意は、幸に社会多数の同感を得、在暹羅国公使

も亦、此挙を以て其夙志に副へるものとなし、内外の賛成続々至り、会員の数已に五〇余万と称し、益々其活動を見るは我会の最も榮譽とする所なり。抑愛知県は我帝国の中央に位し、其名古屋市は東西二京の間に居り、殷富繁盛直ちに三都に並ぐ。

而して此地方は、古来仏教有縁の境にして、三十三派尽く此に存し、各宗寺院の数三万五千に越へ、信徒の數約二百万を下らず。仏教の隆昌なる全国多く其比を見ず。海内稱して仏教の中心となす。是を以て我会の一たび組織するや、愛知県下仏教徒は先づ自から奮起して、非常の大担任力あることを表白し、寄附金を申込むもの争先続出し、已に数百万円の多額に上ぼり、其建設敷地を献納せんとするもの亦続々たり。

今や奉安地を決定す可き管長會議は、京都に於て開設せらるる此會議の議決は、各派管長が凌轢抗争の圏外に立ち、和協一致して大公至正なる判断を下し、右奉安地は海内に於て最も適當なる愛知県下に選定するに至るべきは、我会の信じて疑はざる所なり。然りと雖ども、若し纏綿たる情弊に絆し、偏私なる我執に陥り、至當なる決定に欠くるが如きあらば、是れ自から全局の大計を破り、今後の進路を阻害するものにして、外には暹國に対する国交上の体面を損じ、内には仏教徒の爲めに非常の大恥辱を招くの結果に至らざるを保し難し。然らば則ち此會議の一可一否、直ちに本問題の死活に係はるは論を待たず。敢て満天下の仏教徒各位に告ぐ。各位は其満身の銳氣を此に発し、其満腹の熱誠を此に注ぎ、挺勵奮躍して我会の企画を賛し、我会

の主張を援け、此緊急逼迫の時に臨む、猛進邁往以て我会の目的を遂行するに勉められんことを。

明治三十五年八月 奉安地選定期成同盟会

覚王殿建設地問題彙報 (明治35年8月29日 第四八九四号)

覚王殿建設地問題に就ては、或は京都に於てせんと謂ひ、又は名古屋に於てせんと謂ひ、久しく決せざりしが、愈々廿七日午前八時より、菩提会事務所に全国三十三宗派の管長會議を開き、何分之を決定する事となり、開会の準備既に全く整へり。▲右に付き、他府県の各宗管長中、東京なる日蓮、曹洞の各本山及び伊勢高田派の各管長は、何れも其代理人既に廿七日の朝着京し、他は廿六日発足。追々入京すべき様子なり。▲廿七日の會議條件は、兎に角にも重大なる問題なれば、一日にては或は決了を告げがたく、廿八日に譲るやも測られずといふ。▲會議決了の上ならでは、固より予め之を知るに由なきも、在京都及び近府県東京の各宗管長が抱く所の意見を卜するに、大半は京都説多数なる模様なりと。

仏教徒奉安期成同盟会の活動 (明治35年8月29日 第四八九四号)

覚王殿建設地選定会も、時日追々切迫せしを以て、期成同盟会より、廿一日夜行汽車にて、長谷川百太郎、野崎兼行、加藤梅嶺の三氏、西京へ向け出發。尚引続き奥田正香、吉田祿在、服部直衡、清水直、服部小十郎、大導寺忠七、鈴置倉次郎等の諸氏を初

め、名古屋の有力者、漸次上京運動上に関し、大に尽力するよし。

覚王殿選定会〔明治35年8月29日 第四八九四号〕

覚王殿建設地選定に関し、一昨廿七日妙法院に各管長の協議会を開きたるが、協議会は遂に要領を得ず。更に四名の委員を挙げて協議することとなり、結局本会議に入らずして、同六時頃散会したり。尚本会議は、今二十九日午前九時より開会せん筈なりと云ふ。

覚王殿建設地〔明治35年8月31日 第四八九六号〕

今を距る三年前、暹羅皇帝より分贈せられたる仏骨の奉安地に就て、之を京都に建設すべしと云あり、或は之を名古屋に設くべしと謂ふあり。今月下旬に於て京都に開かれたる各宗管長会議に於て、之を決する筈なりといふを以て、京都に奉安すべしと建議するあり。名古屋よりは重なる運動員が西京に到り、且つ檄を四方に伝へなどの次第は、余輩が連日の紙上に記載するが如し、申せば覚王殿は、目下京都と名古屋の引張り合となり、烈しき競争を各宗派僧侶信徒中に現出せしもの、如し。

余輩は此人々が三千年前、涅槃の雲にかくれ給ひし、大恩教主の遺骨奉安地に就て競争するを以て、非なりと云にはあらず。然れども京都にまれ、名古屋にまれ、この覚王殿あれば参詣人あるが為に、多少市の繁昌の為となるべしとして、覚王殿の建設地とな

るは、一の仏教博覧会場を永久に其市に設くる如きものとして、競争運動をするもの、如く思はる。よしや此運動が毫も商売的の考へ、即ち土地の繁昌の分子とするに出ずして、全く信仰心より出でたりとするも、甚だ感服すべき事とも思はれず。何となれば目下我邦の仏教は、精神上の信仰は次第に薄弱となりて、徒に堂塔の建立修繕にのみ、日も亦足らざるありさまなり。思ふに今日の仏教は、僅かに殿堂のみに其名残を留むるのみの風情なり。

左れば真に仏教をして興隆せしめんとする有志の僧俗は、覚王殿の奉安地の如き運動競争に、力を竭す所のものに移して、法味を咀嚼すべき設備、即ち教師を内地の無教地方に派遣するとか、教書を出版するとか、或は慈善事業を起すとかいふ活仏法の為に竭すべきに非ずや。

目下我邦各宗の仏教家の作す所は祭礼的なり。信は莊嚴より起るといへば、殿堂を宏壯偉麗にするも、金碧燦爛たるも敢てあししと云には非ず。衆僧が羅綾錦繡の袈裟をまとひて、梵唄の声遠く聞え、音楽の吹奏劉亮たるも、人をして心耳を澄ましむべし。然れども是等の莊嚴儀式のみを以て、社会の人心を感化し、菩提心を起さしむることを得るや、若し之を以て発菩提心の為にはこよ無き方便なりといはゞ、京都の祇園祭も東京の日枝神社の祭も、皆発菩提心の因縁とならん。

此故に、真に仏法を護持せんとする所の沙門及び清信士は、決して伽藍仏法や祭礼的仏法の為に狂奔せずして、着実に転迷開悟の法門を発揚して、普ねく甘露の法雨をそゞきて、枯渴の凡愚をう

るほざんことを思ふべし。精神上に仏教の信仰を注入するとき
は、彼の覚王殿の如き名古屋にても可なり、新潟にても可なり、
何ぞ大都市にのみ限らんや。善光寺は信州に在るにあらずや。故
に余輩は覚王殿の奉安地を争ふ輩に問はんとす、仏骨奉安地を争
ふよりも、寧ろ卿等が脳中活仏を奉安せしや否や。

覚王殿と名古屋説〔明治35年9月3日 第四八九九号〕

覚王殿地所選定委員会開会の當時委員は、頗る東京説に傾きし
も、京都にては二十万円の現金と十万坪の地所を寄附せとの申込
みの為に、委員会はもし夫が実行せらるゝならば、京都に設置す
る事にせんと決定したり。然るに實際京都の申込の実行が延期し
たる為め、四月十三日の報告書も従つて延期して、遂に今日に及
びたりしなり。左れば全会も亦先決問題として、京都が果して予
定の如く実行し得るや否やを決せざるべからざる次第なるが、公
平なる眼を以て観察せば、京都に於て此の大事業を成功し得べし
とは到底予期すべからざる処にして、偕こそ委員の多数が名古屋
説に傾き居る次第なりといへり。又渥美契縁師は、名古屋に縁故
深き故と、一は京都に於て到底建設の実行を見る能はざるを看破
せるとにより、名古屋派に傾く模様あり。

覚王殿建築地に就て〔明治35年9月7日 第四九〇三号〕

覚王殿建築地所に就ては、日々記載の管長会議により愈々決定さ
るべきが、若し極めて公平に云へば、名古屋派にも野心あり、京

〔明教新誌〕・「日出国新聞」における仏骨奉迎の記事について（下）

都説にも魂胆ある事は云ふ迄もなく、名古屋派の野心は、仏骨奉
安同殿建築を當込みて、大に同地々方の人氣を喚起し、因て以て
現下萎靡沈静せる熱田築港の成功を期し、同地に土地の繁栄を来
し、尚機会よくば多少の利益を占有せんとする者もあるやに伝
へ、又京都説の魂胆は、是れも要するに右と大同小異なるも、此
方には熱田築港の如き公共的事業よりも、寧ろ一部の私利が主と
なり居り。現に吉田山地所の寄附事件の如き其の一例にして、右
の地所と云ふは平安紡績の荻野芳蔵の所有に係り、時価に積りて
ざつと三千円内外位ひのものなるに、之を二万円にて日吉善識な
るものが買得し、公然登記まで済し、改めて同人より覚王殿建築
地として菩提会に寄附したる事になり居れり。此の事實は登記所
に付て調査するも明瞭なるが、元來此の日吉は如何なるものかと
云ふに、妙心寺派の僧にして、而も前田誠節氏が日頃極めて親任
せる人物なり、と云へば別に説明を要せずして、此間の消息を窺
ふに難からずとは、同じ京都派中にも、仏教団の人々は大に憤
激し、前記の顛末を詳記したる一篇の建議書を、管長会議に提出
したる迄は至極立派なりしが、偕激昂せる仏教団の内心如何を問
へば、是れにも何か意味合ありとか伝へらる。其證據は一時非常
に激昂せるも、其後何たる音沙汰なきを見て知るべく、或は早
くも荻野等より何分の交渉入りたる結果ならんかとて、此頃にて
は更に又岡焼半分に双方の行為を批難する一派もありと云へり。
而して風聞によれば、右寄附の地所に対しては、愈々同殿建立の
暁は、相當の報酬を菩提会より寄附者に贈与する内約成立し居れ

りと云ふ。

京都派の覚王殿問題再運動（明治35年9月8日 第四九〇四号）

各宗派会延期となり、此間に京都名古屋両派の実力比較調査となりたるに付、京都派は更に寄附金、并に地所の寄附を勧誘して、名古屋以上の準備をなし、飽くまで素志を貫徹せん事と、真言宗の服部堅成師は、内貴市長の添書を得て有志家を遊説し、此他の間に於て市民の冷淡なる態度を翻へさん事とし、是等の方法につき種々協議しつゝありといふ。

覚王殿建築候補地（明治35年9月12日 第四九〇八号）

調査会に於て調査に附すべき、覚王殿建築候補地は、京都に在りては上京区吉田町字神楽岡畑地山林計六町五反四畝、宇治郡山科村字蹴上げ十町歩余、愛宕郡修学院村字松ヶ崎六町歩余、名古屋に於ては愛知郡広路村十四万四千六百坪、同郡田代村十万坪にして、寄附金は、京都、森田武兵衛氏外二名より金二十万円、名古屋、青山朗氏外三名より金五十万円なりと云ふ。

覚王殿問題と大谷派新法主（明治35年9月15日 第四九一一号）

仏骨奉迎正使たる大谷派新法主大谷光演師が、覚王殿建設地を名古屋とするの意見書を、曹洞宗の日置黙仙師に渡したりとの噂高きより、北陸地方の宗教家は、過日来電報又は書面を以て、東京なる新法主の許へ問合せ居たるが、何等の回答もなかりしよしな

るに、此頃新法主より渥美契縁師への通知に抛れば、覚王殿建設の余りに時日を経るを以て、名古屋に建設する時は速かに竣成を見るべしと信じ、曩に日置師に書面を発したるも、我意見は強て名古屋を以て適當と信ずるにあらず、若し京都にて速かに建設し得れば夫れにても可なり。要は何れにせよ其速かならん事を希望するにあり。故に名古屋派に対しても、又京都派に対しても、此際悪感情を抱かしめざる様、適宜の方法を取らるべき旨を申来りし由。

名古屋の覚王殿敷地調査（明治35年9月17日 第四九一三号）

覚王殿敷地調査委員、河野良心外七名は、愛知県東春日井郡小幡村外四箇所より、寄附に係る覚王殿敷地実地調査として、一昨十五日正午名古屋に着し、直ちに同地栄町山田館に投宿し、昨十六日より三日間調査に着手する筈。又曹洞宗の弘津説三師も同地へ出張、該敷地期成同盟会の有力者を事務所へ招集して、談話会を開く筈なりといふ。

覚王殿問題と京都市民（明治35年9月20日 第四九一六号）

覚王殿建設題に関し、京都派が熱心運動したる結果、市の有力者は同説に賛成する者多きが、中野忠八、堤弥兵衛、小牧仁兵衛、柴田弥兵衛、堀五郎兵衛諸氏発起となり、去十八日正午より代議士、市長、両区長、市名譽職、商業会議所会頭、其他重なる有力家を花見小路京都倶楽部に招待。菩提会よりは村田、前田の正副

会長出席問題に就き協議する処あり。村田師は先づ起て、大菩提会并に覚王殿建設に関する既往の経過、将来の抱負、前田師は同会の沿革等に就き種々縷陳し、次に内貴市長は同会既往の不始末に對し質問する処あり。吾々市民が傍觀し来りしは、同会が吾々の意見を納れたりし為めに、今後同会の刷新を断行し市民の意見を容るゝあらば、熱心尽力すべしと述べ、村田、前田両師之に答へ、来会者一同も同様の賛成あり。京都市民の運動は、今後大に現るべきものあらん。元來覚王殿建設地に就ては、殆んど娘一人に婿八人といふ有様にて、京都、名古屋、北越の各地何れも運動委員を派して競争せし結果、大勢稍京都に傾きたる如きも、名古屋、北越派も透さず運動を継続し居れば、ウカと油断すべからず。扱て愈々京都と決定したる暁、同市がいとゞさへ市費の膨脹に困難し居る際、如何にして其経費を支弁せんとするや。其の建設費四、五十万円を要すとして、京都市民が余程奮発して寄附金を取り立てしとて、なき袖は振られず、勢ひ各地信徒に相談せざる可からず。一番肝心の名古屋、北越が競争員に感情を傷ひ居れば、平生の如く力瘤を入らざるべく、左すれば如何にして之が建設費の財源を得んとす。茲一番京都市民の大奮発を要する処なり。

覚王殿建設問題如何 (明治35年9月23日 第四九一九号)

同問題に関して、京都、名古屋、北越各地有志者が頻りに候補地競争運動を開始せるは既記の如くなるが、各地とも昨今必死の運

動を為し、何れも『我田引水』的に引張合を始め居れり。此際比較調査委員が建築地を相するに、唯に運動如何に依りて選定する如きは、折格数千里外より奉迎せる仏骨に對して相済まざる事なれば、望らくは十分に比較調査の実を挙げられんことを。△京都市の運動委員選定 去る十九日、京都俱樂部に有志会を開き、内貴市長より従来五名の委員の外、富田半兵衛、碓井小三郎、雨森菊太郎、片山正中、永田長左衛門、丹羽圭介の六氏を挙げて運動委員と為し、大に該問題の為め尽力する筈なり。△名古屋と比較調査委員 去る十六日、比較調査委員が名古屋に着するや、名古屋期成同盟会の案内には八事山に登り、愛知郡弥富村字広路に於ける十四万四千六百坪、同字田代に於ける十万坪二ヶ所、同字広路に於ける一万千八百六十八坪及び東春日井郡小幡村字御器所八万二千六百卅坪を踏査し、午後四時頃帰名し、東陽館に於て期成同盟会の頗る鄭重なる饗応を受たりと云ふ。

覚王殿問題彙聞 (明治35年9月24日 第四九二〇号)

▲各宗派会の延期 覚王殿に関する各宗派会は、建仁寺方丈に於て開会の予定なりしが、去る二十日同寺より突然差支へある旨を以て断り来れるを以て、目下東本願寺及び本国寺に向つて、場所借入の儀を交渉中なり。右に付き廿五日開会の予定なりし同会は、来る二十八日、若しくは其翌日に延期する事となりし由。▲京都派の寄附金額 京都市の片山正中外九氏と森田武兵衛、森田長三郎の二氏は、京都に覚王殿建設に決するに於ては、七十三万

円を寄附するの保證を為す由。尤も右金額の内五十三万円は京都説を主張する富山、石川、岐阜の有志者より寄附する分にして、残り二十万円は前記の両森田氏の寄附なりとぞ。▲暹羅国皇太子と覚王殿 暹羅国正皇子殿下、来十二月御来朝に附成るべく、該期日迄に建設地を決定し置かれたしと、外務省政務局長山座円次郎氏より、去十六日附書面を以て、寺町浄教寺内、覚王殿土地比較調査委員会へ宛申来りたる由。▲名古屋の覚王殿建設候補地 既記覚王殿建設に対する名古屋の候補地、及び坪数は左の如し。

- (一) 千種村字古井及び田代村字丸山にて十万坪▲(二) 御器所村字台仏にて五万坪▲(三) 同村同所にて別に十万坪▲(四) 広路村外見山にて十四万坪▲(五) 弥富村森石にて九十九町歩▲(六) 同村天道山にて十万坪▲(七) 御器所村北山前にて十万坪▲(八) 田代村植田にて百四十六町歩の内十万坪▲(九) 同村月見坂にて十町歩▲(十) 同村嶋地にて十万坪▲号外とし東春日井郡小幡村二十七町歩。

覚王殿問題彙聞〔明治35年9月26日 第四九二一号〕

▲名古屋派との契約書成る 過日敷地踏査の爲め名古屋に出張せる同調査委員は、名古屋派代表者との間に寄附地、寄附金等の件に関し、契約書の交付を爲したる由なるが、該書の内容は都合三項に分たれ、第一項には委員の実査せし候補地は、何処にても寄附すべき事。第二項は覚王殿建設を當地に確定せらるれば、御遺形奉安以来の負債を負担するは勿論、其他に金五十万円を寄附

し建築に着手し、勸募金額を合するも不足を生ずる時は、其責に任ずる事。第三項は第二項の如く、各宗派会に決定せられし上は、建築委員の指揮に従ふ事の意味にて、青山朗、小栗富次郎、吉田禄在、服部小十郎の四氏代表者として捺印し、宛名は九名の調査委員なりといふ。▲宗派会開会遅疑の裏面 過日洛東妙法院管長会議の結果、昨廿五日より覚王殿位置問題を宗派会議に附する筈なりし処、都合により廿九日に延期したることは既記の如くなるが、更に来月二、三日頃に延会したるやに伝ふるものあり。斯く再三延期して宗派会開会を遅疑するは、大に事情のある由なるが、聞く所に拠れば名古屋派の運動は、用意周到なるのみならず実力も確實にして、曩に稲垣暹羅公使よりの書面は、同派唯一の口実なるより、之を打消すの必要を認め、妙心寺管長会議中、菩提会顧問弁護士吉田佐吉氏をして渡清と称し、密に暹羅に赴かしめ、恰も在暹富山領事は元妙心寺の僧侶にて、前田誠節氏の法弟なりしより、稲垣公使の意志を翻さしむること能はざる迄も、少なくとも該領事の斡旋にて好報を齎せんとの見込なるより、京都派の人々は日々吉田氏よりの吉報を待ちつゝあり。尚実地比較調査の結果も名古屋にては、小栗富次郎、服部小十郎、吉田禄在氏等個人にても二、三十万円の責任を負ふべき資格ある富豪家の契約書を、調査委員の手許に差出したるに、京都派にては森田治平、森田長次郎の両氏二十万円の寄附を保證することとなるも、公職を帯びたる人々も自ら進んで責任を負ふものなき有様なるに、京都派を賛成する加能越三国の五十三万円を寄附すると声

言するも、其実、間野、日向二氏（菩提会特派使）の見込に止まり、是亦進んで責任を負ふものなきより、却て特派使の専断を憤り、内部に異議者を生じたりと伝ふる等、調査委員の不信任なるのみならず、今回開かるべき宗派会にては、既に頭数に於て名古屋派に多数を制せらるゝこと明かなれば、旁々開会を遅疑し、京都各寺院は会場を貸与せざることに一致したるが、双方交渉の上、来月ならば建仁寺を貸与することになれりといふ。

覚王殿問題彙聞〔明治35年9月29日 第四九二四号〕

覚王殿位置調査委員会は、引続き京都、名古屋両派の実力比較調査に従事しつゝあり、去る廿五日は、京都市の森田武平氏を招き其意思を確めたるに、同氏は前田誠節師附添ひにて委員会場に來り、委員の面前にて二十万円寄附のことを誓約したり。依て調査委員は、更に同氏の資産を調査する筈なり。▲名古屋市の遺形奉安期成同盟会より在暹稻垣公使に、其建設候補地の図面及び寄附金確定の状況を報告したるに、九月三日附を以て同公使及び外山領事より、候補地は地域といひ交通といひ諸般の目的に適當し、寄附の淨捨も纏りたる趣き、尚此上とも大菩提会本部と熟議の上、速に所期の目的を達せられたし、との意味の書面を同会に送り來れり。▲三浦子爵は覚王殿問題につき、曩に日置黙仙師の紹介にて意見書を各管長に提出し、名古屋に置くの適當なることを開陳せしが、今又本派本願寺へも長文の書面を送りたしといふ。▲宗派会と投票権 今回の宗派会は、覚王殿問題に附ての最後の

会議にして、過般外務省よりの注意もありて、来る十二月には愈々暹羅皇太子も來遊すべく、然れば内部の紛々は兎も角、表面だけでもセメテ覚王殿建設地位ひは決定し置かざる可らず。今度こそは又々延期も出來ざるべく、名古屋、京都の中何れか一方に決定せざる可らざる絶体絶命の場合に押迫りたるが、来る宗派会は管長會議と異りて其の議決権は管長、代理者、調査委員と各自同等に所有するを以て、出席総数は八十余名に上るべく、目下の大勢は京都説優十七、八票の多数を占め居れりといふ。

覚王殿問題彙聞〔明治35年10月1日 第四九二六号〕

▲ラージャー氏の書翰 新任日本駐在暹羅公使ラージャー氏は、去月二十三日附を以て日本仏教諸管長に宛て、下記の書面を覚王殿土地選定委員会へ送り來れり。「拝啓、茲に謹でフラジナラジの名を以て知られたる釈尊聖像の臘製縮小の模型を、日本仏教団体に呈上仕候。此御像は暹羅国に於ては最も神聖なる物に御座候。幸に此些少なる贈物を受納せられ、之を一昨年我暹羅国王陛下より諸氏へ御下賜相成たる釈尊御遺形と共に、近々諸氏の御建立相成るやに承り候。殿堂内に御安置被下候はゞ、拙者満足不過之候」▲土地選定委員会 土地選定委員は、去月二十八日午前九時より淨教寺に集會し、比較調査會を開きしが、名古屋より申出居る寄附金及び建設地に就て、責任ある者と會合するの必要あり。依て名古屋期成同盟會に向け、正午頃電報を發したり。又京都の寄附金申出人たる森田武兵衛氏外二名に対しては、既に第一

回の会合は終りしも、尚再会するの必要あり。是亦一昨二十九日会合せし筈なり。▲運動弥々激烈 今回開会の各宗派会には、各宗管長の外、各宗派を代表せる委員も出席する事となりたるを以て、名古屋の期成同盟会は俄に景色立ち、百方準備の手配を為せる折柄、京都より帰来せる運動員の報告あり。即ち京都派の裏面運動猛烈にして、愈々混戦を来せり。寸間も猶予なしがたし、警戒解るべからずとありて、京都の処置振りに抛りては、今日の場合最後の手段として、非常運動を試むるも已むを得ずとの声高く、事務所詰切りの面々は、一団二団となり各部署を定めて、宗派末寺の運動として出発し、今明日に亘りては、遊説員の臨時召集に着手せりといふ。▲豊並に人夫の寄附 名古屋市及び其附近の豊職間には、同業中の信徒の遊説に由りて、覚王殿決定の暁には、同業申合せ一切の豊を寄附せんと申出でたる由。又同地方千種町外五箇町村長連名を以て、人夫数万人寄附の請願をなし来り、布袋町にては期成同盟会支部を同町に設け、同地方面にても費用を負担し、運動員を派遣せんと交渉中なりと云ふ。

覚王殿問題彙聞〔明治35年10月2日 第四九二七号〕

▲中立派の向背 各宗派中、京都派三十二、名古屋派三十一にて、中立十二なりと云へば、中立の向背こそ両派の関ヶ原なるべし。本派及木辺派は各宗派会管長とし出席せざる由。▲石川県有志と大谷派 石川県の吉本森吉、梅田五月の二氏は、大谷派本山に出頭し、渥美顧問に会し京都派に加担せられたきを談じ、若し

本山にして名古屋派に賛成せば、向後一切取持ちを断ると述べたり。▲京都派の有志委員会 京都市有志委員会は、去月廿八日市議事堂に於て秘密会を開きたり。右は京都派のみにて、全国にて何程の寄附金を得るや見積りたる上、京都市の寄附支出金を定むる方法の議会なりし由。▲大谷派門末の請願 大谷派本山が名古屋派に傾き居るに就、名古屋を除く外大谷派門末は連署して、京都建設に賛成せられん事を請願する事とし昨今調印中なるが、同時に各宗管長会へも同請願書を提出する筈なり。▲全国交渉事務所 建仁寺大中院内の京都派の全国交渉事務所には、間野闡門、日向順照、新井徳水、春秋庵、出雲寺巖広等四氏、前代議士吉本栄吉、梅田、五月二氏、今湊覚了、五十嵐政雄、国島文教等三氏、昨今詰切り熱心に奔走し居れり。▲土地寄附 上京区浄土寺町、藤田三右衛門氏外十六名は、所有にかゝる土地二町歩寄附願出に附ては、曩に願出たる吉田山の東部山林七町歩と殆ど接続するを以て、此中間にある田畑をも寄附せんととの協議纏り、何時にても寄附すべき旨一兩日前申出たり。

覚王殿問題彙聞〔明治35年10月3日 第四九二八号〕

▲有志総代と京都派管長 予て富山、石川、岐阜、福井の各地方有志総代より、京都説に決する暁は、五十三万円寄附する旨の請願書を、各宗派会に於て否認せしため、右四県の有志総代は大に憤激し、一兩日前より請願書提出の際、賛成者たりし建仁寺、東福寺、誠照寺、興正寺、天竜寺の各管長代理者を訪問して、委員

会に対する談判上に就き頻りに相談し居れる由、▲其筋の警戒京都派、名古屋派を問はず運動益激しくなる様子にて、双方或は壯士を使喚する哉も知れずとの風説あり。其筋にては昨今大に警戒し居れりといふ。▲臨濟宗の両派 京都にある臨濟宗各派は孰れも京都説なるが、鎌倉建長寺及び円覚寺は、最初より名古屋説を主張し居れるに就ては、京都の各本山より右両寺に交渉したるも、両寺は飽迄名古屋説を採て動かず。其決意の斯くの如く強固なるは、全く仏教奉迎以来三年を経る今日に至るも建設地の定まらざりし事、及び京都市の不熱心なりしことに依るなりといふ。

▲大谷派評議員の書面提出 大谷派評議員川島知三郎、熊田源太郎、丸瀬清五郎の三氏、及び砺波志兵衛外十数氏は、去る二十九日同法主に向け、覚王殿建設地選定に就ては歴史上の關係、参拝上の便利、其他新法主渡遲の事情等に拠るも、大谷派は京都説を執らざるべからずとの書面を提出せし由。▲名古屋派の内紛 過日來京都に滞在し居る名古屋の運動委員中名古屋期成同盟会員は、最初菩提会支部の丹羽円師等が本部の意名古屋説にありとて、頻りに名古屋に覚王殿を建設せん事を主張し、市の有力家は之を信じて今日の運動を為すに至り所、本部の意は全く丹羽氏の言に反するものありとて大に憤激し、為に一紛議を生ずるに至りしが、数日前入浴したる吉田祿在氏は、今日の場合に於て斯の如き内紛を為すは、本問題の為不利益なりとて、種々調停を為しつゝありといふ。▲比較調査会の不一致 浄教寺に於ける比較調査会にては、各委員の意見融和せざる由なれば、宗派会に向ては

到底其意見を報告する事能はざれば、多分各別の報告をなすならん。

覚王殿問題京都派の主張（明治35年10月3日 第四九二八号）

京都派の主領前田誠節師の談に曰く、大菩提会の事業は之を分て二とす。一は即ち覚王殿の建設にして、二は即ち之に伴ふ諸種の事業なり。之に伴ふ諸種の事業とは、其の中の二、三を挙げれば、各宗の統一的事業にして即ち仏教大学の如き、慈善、感化事業の如き是れなり。第一は全く信仰的施設に属して、大聖釈迦文の徳を報ぜん為めに、其の遺形を奉安供養するものなり。而して其の第二の随伴事業に至りては、随伴とは云へども其の實我々が遠く遺形を暹羅に迎へて、之を我国に奉じたるもの其の真意、単に遺骨を殿内に安置し、四時の供養、朝夕の読経を以て満足せず、之を一の機会として従來紛々たる仏教各宗派を統一し、随て統一的事業を起して大に仏日の晃輝を計り、因て以て世界的仏教たらしめんとするに在り。所謂南北仏教の連絡を通じて、区々たる東洋的孤立を一転して、其の範圍を拡大するを以て、寧ろ遺形奉迎の真意と為すなり。然れども是れ順序としては、覚王殿建設の後に來るべき問題にして、先づ差當りては遺形奉安の靈殿を起し、供養礼拝するの場所を定めざる可らず。然るに京都は諸宗本山の所在地にして又仏教の中心地たるを以て、朝夕供養礼拝の崇敬を尽すに於て最も便宜あるは勿論、一方信男信女の参拝上より見るも、地方上京の慣例便利は、之を京都以外の地に比して固よ

り同一の論にあらず。之に因て是を觀るに、遺形奉安の第一着、菩提会事業の第一たる覚王殿建設の地が、必ず京都たらざるべからざる理由は、今更喋々を待たざる所にして、畢竟名古屋派など中途に飛出したればこそ、或は京都、何れが適當なりや抔、比較調査の必要も起りたれ。其れより以前に於ては、覚王殿建設地の京都たる事は不言不語の間に万人齊敷認識する所にして、京都以外に競争地の現はれんことは実に何人も意外とする所なりしなるべし云々。

覚王殿問題彙報〔明治35年10月4日 第四九二九号〕

▲両派の運動弥々激烈 名古屋派が熱心運動せる覚王殿建設問題を決議すべき各宗派会は、一昨日午前十時より京都建仁寺に於て開会せられたるが、前日来名古屋より特派の運動者及有志、并に京都派の有志僧俗は、互に管長及び委員を訪問して、非常に激烈の運動を始めたるよし。▲大谷派の板挟み 覚王殿問題の熱心運動者は、尾張、京都、北陸地方に多く、右は孰れも大谷派の御台所にして、同派は名古屋派の有志より種々の申込を受け、目下の形勢殆ど板挟みの底なりしが、頃日、井沢勝詮、久米天海、木曾琢磨の諸師、渥美邸に会合協議の結果、両説孰れにも加担せず、厳正中立を守ることとなりたりといふ。▲両派の色分 京名両派に於ける各派の色分けは、確に知る可らざるも、今両派の称ふる処を対照するに京都派は曰く、

天竜寺 二人 相国寺 二人 建仁寺 二人

南禅寺 二人 妙心寺 四人 東福寺 二人
大徳寺 二人 水源寺 二人 黄檗宗 二人
高田 二人 興正寺 二人 仏光寺 二人
誠照寺 二人 三門徒 二人 山元 二人
十六派 三十二人(以上京都派)
真言宗 四人 時宗 二人 西山派 三人
曹洞宗 五人 真言律 二人 建長寺 二人
円覚寺 二人 融通念仏 二人 法宗相 二人
華嚴宗 二人

十派 二十六人(以上京都派)
大谷派 五人 天台宗 四人 出雲寺 二人
本 五人 寺門 二人 真盛 二人
木辺 二人
十派 二十二人(未定)

名古屋派の称ふる処によれば曰く

天竜寺 二人 相国寺 二人 建仁寺 二人
南禅寺 二人 砂信寺 四人 東福寺 二人
大徳寺 二人 永源寺 二人 黄檗宗 二人
興正寺 二人 仏光寺 二人 誠照寺 二人
三門徒 二人 山元 二人
十四派 三十人(以上京都派)
真宗派 四人 西山派 三人 曹洞宗 五人
高田 二人 時宗 二人 建長寺 二人

円覚寺 二人 真言律 二人 法相宗 二人
 華嚴宗 二人 融通念仏二人 木 辺 二人
 十二派 三十人(以上名古屋派)
 大谷派 五人 本 派 五人 天台宗派四人
 寺 門 二人 真 盛 二人 出雲寺 二人
 六 派 二十人(未定)

覚王殿問題名古屋派の主張 (明治35年10月4日 第四九二九号)

名古屋派の主領弘津説三師の談に曰く、我々が名古屋説を主張するに至りたる理由はただ一つ、曰く実力問題、これ抑も御遺形を奉迎してより既に三年、此間大菩提会は何事を為しつゝありしか。全国に会員並に寄附金を募ると称し、空数十万以上の負債をこしらへ、種々の失態を出したる外、何等見るべきの成績一として之れあるなし。現に本年一月調査せし所にては、会の負債は八万円なりしに、六月には早く既に十万八千円となれり。而して一方寄附金の募集はと云へば、僅々二千元に満たず。是等は帳簿上明瞭なる事実なるが、斯る有様にては、之を奈何んぞ数十万円の殿堂を建設するの見込みありと云ふを得んや。我々をして到底見込みなしと断言せしむるも亦余儀なき次第なり。是れ独り我国仏教の不面目なるのみならず、暹羅に対する當時の事情より考ふるも、幾分国家の態面にも関する事なり。左ればこそ先きには外務省通商局長の注意するあり。近くは過日山座政務局長の通知を受けたり。京都が以上の如く、冷淡極まる態度を坐視するに忍びず

して、起りたるは名古屋派なり。名古屋の仏教有志者は、覚王殿問題の解決は結局実力に待たざるべからざるを思ひ、愛知県下に於ける二十五箇所の期成同盟会事務所に於て、第一期に募集したる収入確実の寄附金額四十九万円余、第二期には更に五十余万円を増加して総額百万円に達せり。此の百万円は我々の再三調査して確実と認めたるもの、決して一時の空言虚声にあらず。而して万一予定期限内に募集し能はざる時は、他の有志者即ち服部吉田諸氏が、飽迄責任を以て引受けんとの事を誓言せり。所謂名古屋派の熱心実力は此の如し。而して京都側は如何と見るに、名古屋説の勃興に余儀なくせられ、今日漸くにして森田某の二十万円寄附の申込みありたるが、是も最初の間は純然たる寄附なりと明言せるにも拘はらず、頃日に至り、俄に寄附の名義を取消し、一時立替と云ふ事に訂正せり。而も本人森田某が、果して如何程の資力あるものなるかは、我々が親敷調査したる所によれば、遺憾ながら信を置に足らず。要するに覚王殿建築は事実問題なり。空論空議の能くすべきに非ざる上に、京都には現に各宗本山の并立するあり。必ずしも同殿の必要を認めず。況や仏教弘通の本意より云へば、広く地方の信仰を開拓して、遍く辺鄙を利益するに在り。空海が高野を開き、日蓮が身延を相し、承陽大師が永平寺を創立したるが如く、皆此意に外ならず。名古屋は今や四通八達を中心地として固より辺鄙にあらずと云へども、此地に同殿を建設する事は、蓋し事誼に適せるものにして、且一日も速に此の目的を達する捷徑なり云云。

仏教各宗派会（覚王殿問題漸く決定せんとす）〔明治35年10月5日 第四九三〇号〕

既報の如く、去る二日は京都建仁寺に於ける各宗派会の開会日なりしを以て、朝来京都、名古屋両派の運動者は東奔西走して、出席管長及び委員の狩出しに力を尽したり。尤も両派とも過日来熱心に運動したる事なれば、殆んど各宗派の意嚮は既に定まり居れりと云ふも不可なし。勿論宗派会の決議を見るに非ざれば、其勝敗の如何は知る可らざるも、前回の各管長会議に比して京都派の運動激烈なりしだけ、稍々活気を帯び居たるやう見受けたり。但し会場たる建仁寺には、傍聴謝絶と筆太に記して一切入場せしめず、松原署の特務及び巡査出張警戒せり。偕午前九時頃より正午迄に入場せし各管長、及び同代理者、并に委員の面々は左の如し。

▲一番真言宗長者、服有匡▲九番四大寺長者、佐伯弘澄▲十一番法相宗管長代理、松田弘学▲十二番相国寺管長代理、大江宗秀▲十三番仏光寺管長代理、森博愛▲十六番大谷派管長代理、井沢勝詮▲十七番妙心寺管長代理、前田誠節▲十八番建仁寺管長代理、後藤文辰▲廿一番三門徒派管長代理、香川晃月▲廿二番華嚴宗管長代理、筒井寛聖▲廿五番西山派管長代理、加藤観海▲廿六番曹洞宗管長代理、日置黙仙▲廿七番真宗高田派管長代理、大西靈純▲時宗管長代理、足利浪柔▲廿九番真宗興正寺管長代理、三原俊栄▲卅一番大谷派委員、一柳智成▲卅二番西山派委員、靈群勝全▲卅三番真言宗委員、小川光義▲卅四番真

盛派委員、加藤映空▲卅五番華嚴宗委員、雲井春海▲卅九番曹洞宗委員、鈴木雄峰▲四十番同、弘津説三▲四十三番大谷派委員、白尾義夫▲四十四番真言律委員、植村悟竜▲四十五番時宗委員、河野良心▲四十六番真言宗委員、土宜法竜▲四十七番曹洞宗委員、平野大仙▲四十八番相国寺委員、上島恵林▲四十九番誠照寺委員、幡智吼▲五十一番法相宗委員、千早法期▲五十四番真言宗委員、滝見常▲五十五番日蓮宗委員、浅井日通▲五十七番興正寺委員、下間蓮明▲五十九番曹洞宗委員、有沢香庵▲六十番日蓮宗委員、津田日厚

午後一時迄に欠席届を出せしは、本派本願寺及び永源寺の二派のみにて、午後に至り引続き左の管長及び同代理并に委員等出席せり。

▲大徳寺管長、菅広州（三番）▲南禅寺管長代理、大沢協州（四番）▲木辺派管長代理、足利義蔵（七番）▲誠照寺派管長代理、稲田晃盛（八番）▲東福寺管長代理、林泰嶺（九番）▲黄檗宗管長代理、鈴木恵眼（十番）▲天台宗管長代理、石堂晃純（十四番）▲日蓮宗管長代理、河合日辰（十五番）▲融通念仏宗管長代理、唐橋泰敬（二十番）▲三門徒管長代理、林得慶（廿一番）▲建長寺管長代理、柴崎雑船（廿四番）▲円覚寺管長代理、武田達応（三十番）▲妙心寺派委員、永井智嶺（三十六番）▲同、青山宗完（三十八番）▲同、木宮恵満（四十一番）▲天台宗委員、安達亮真（四十二番）▲融通念仏宗委員、清原賢静（五十番）▲建仁寺委員、瑞岳惟陶（五十二番）▲建

長寺委員、糸井達慶(五十三番) ▲天台宗委員、赤松円麟(五十六番) ▲円覚寺委員、秋山正麟(五十八番) ▲南禅寺委員、小林道摘(六十一番) ▲黄檗宗委員、近藤祖梁(六十四番) ▲大徳寺委員、小堀宗長(六十五番) ▲天台宗委員、木村観順(六十六番) ▲三門徒委員、林得応(二十一番) ▲大谷派委員、荒城賢順(六十八番) ▲同、木曾琢磨(六十九番) 右合計六十四名の外、村田菩提会長も出席したり。午後一時三十分報鐘にて各議場に着き、比較調査委員中より座長を選定の結果、土宜法竜師座長席に着き、各宗派会開会の旨を告げ、先正副議長の選挙を行ひしに、投票の結果、

議長(當選三十七点) 真言宗長者 長 宥匡

次点(廿一点) 大谷派代理 井沢 勝詮

副議長(當選六十二点) 日置 黙仙

(次点一点) 前田 誠節

の得票にて、前会議同様、長師議長に、日置師副議長に當選。同二時三十分に至り休憩を告げ、三時十分より引続き開会の京都、名古屋両説に係る報告書を配附し、同三十分無事に閉会せしが、此日は前回の会議よりも猶一層に取締を嚴重にし、妙法院会議の際、議場の真相等漏洩せしに附、開会と共に各戸口を閉ぢ、何人と雖も入場せしめざりき。尤も各人傍聴謝絶の事を既知せる事とて、両派の運動者にて傍聴を迫る者一人もなく、前会に比しては甚だ静肅なりし。由序に記す京都説に係る報告書には、覚王殿建設候補地表、及び森田長次郎及び同武兵衛より寄附契約書、并に

「明教新誌」・「日出国新聞」における仏骨奉迎の記事について(下)

参考書として石川県及び富山県よりの寄附契約書を記し、名古屋説の分には同地の選定期成同盟会の出金に関する契約書、并に参考として土工夫十万人、土木人夫十万人、寄附願書を記載したりしが、京、名両派の候補地は左の如し。

京都市附近覚王殿建設地候補地表

京都市吉田町神楽岡六町五反四畝十九步寄贈、日吉全識 ▲愛宕郡松ヶ崎村二万坪同上、山崎直次郎外二名 ▲山科村日岡十八町四畝步代価一万五千円内金三千円寄附、松井常三郎外に京都市有志者総代、片山正中氏外六名より、覚王殿建設京都に決定の上、吉田町神楽岡吉田神社地一万八千坪 ▲官有地二万坪払下、又は永代借地として寄附せんとの申出、吉田地方有志者 ▲今熊野町字総山六田步接統の地は協議の上寄附、谷村治三郎外三名 ▲同上四万五千坪寄附、田中安三郎外一名 ▲浄土寺町字石橋一町余步接統の土地は協議の上寄附、藤田三左衛門外一名の内にて何れの地たりとも撰択に応すべしと。

名古屋附近覚王殿建設敷地候補地表

愛知郡千種村大字古井田代村字丸山十万坪 ▲愛知郡御器所村字石仏五万坪 ▲愛知郡御器所村字石仏山下十万坪 ▲愛知郡広路村字妙見山十四万坪 ▲愛知郡弥富村字裏山九十九町步余 ▲愛知郡弥富村字天道三十万坪 ▲愛知郡御器所村字北山前十万坪 ▲愛知郡田代村字末森植田林百四十六町歩の内(十万坪) ▲愛知郡田代村字末森月見坂十万坪 ▲愛知郡田代村字末森蝮池十万坪 ▲春日井郡小幡村字小幡厚二十七町步余

仏教各宗派会（覚王殿問題漸く解決せられんとす）〔明治35年

10月6日 第四九三二号〕

仏教各宗派会は、前日に引続き去る三日午前十一時より京都建仁寺に開会。定員七十名の中、欠席者僅に三名にして、他は悉く出席。副議長日置黙仙師、議長長宥匡師に代つて議長席に就き、議事日程第一報告会を開く旨を告げ、先づ書記をして山座政務局長及び大隈伯、並に在京暹羅公使ラージャー氏よりの来信を朗読せしめ、次で日置黙仙師は立つて自ら其意見を公けにし、日置師の着席を俟つて真言宗の土宜法竜師は、土地選定委員総代として京都名古屋両地調査の次第を報告せんとて、同報告書を書記をして朗読せしめ、次で自らこれを敷衍す。京名両地比較調査の結果として断ずるの一節に曰く、

京都に属する候補地及び寄附金に就ては、我々委員に於て確認する能はず。名古屋に属する候補地及び寄附金は、十分信用すべきものと確認す。

京都派に取りては由々敷一語。議場漸く活気立ちて見えしが、當日の議長日置師最早刻限なればとの一言の下に暫時休憩を命じ、議員は各々議席を退散す。

午後一時引続き開会。劈頭大谷派委員、蕪城賢順師、緊急動議ありとて、各宗派会と菩提会との關係に就き大に質す所あり。次に日蓮宗委員津田日厚、伊達亮真の両師も同様緊急動議ありとて、左の緊急建議案を提出す。

第一 覚王殿建設地決定の上は、其日より三年間を期し竣工せし

むる事。

第二 覚王殿建設地決定の後、二箇年間に寄附金募集を結了せしむる事。

第三 覚王殿建設地決定の上は、比較調査委員に対し契約したる責任者は、其□金額を五十日間に支払はせしむる事。

第四 覚王殿建設地決定の上は、直に各宗派より九名の委員を選定し、右第一、第二、第三及び覚王殿建設の諸般の事務を処理せしむる事。

右に対し種々議論あり。議長は此緊急動議の可否を問はんとて起立を命じたるに、不整理の為可否を決するに至らず。結局従来土地選定委員の外九名の調査委員を設け、委員会を開会し該緊急動議の調査をなし、円満に本会を開く事に決し、翌四日は休会、更に五日より本会議を開く事に決せり。尤も委員会にして同日中に結了せざる時は、其終了する迄本会を休会するやも知れず。而して委員会の会場は建仁寺方丈なりといふ。

覚王殿問題彙聞〔明治35年10月7日 第四九三二号〕

▲交渉委員会 仏教各宗派会の交渉委員会は、去る四日午前十一時より京都建仁寺方丈に開会。従来土地選定調査委員九名と、新に設けられたる各宗派会の交渉委員、足利義蔵（木辺派）蕪城賢順（大谷派）伊達亮真（天台宗）瑞岳惟陶（建仁寺）松田弘学（法相宗）小川光義（真言宗）浅井日通（日蓮宗）木宮恵海（妙心寺）の諸氏と爰に会合し、正午より種々協議する所ありしが、

議論百出、遂に其局を円満に結ぶ能はずして散会せし由。なほ翌日も引続き開会する筈なりしといふ。▲輿論の大勢 京都、名古屋その何れに覚王殿を建設するやは、最後の議決を待つて始めて知るべきも、今各宗派より集りたる六十余名の議員中に就て詳細取調べたる処によれば、今日迄の所名古屋派が廿八、京都派が廿七、未定が七と云ふ数なれば、運動の結果によりては、此未定議員がその何れへ賛成するやは判からず。而して其所謂運動は、名古屋派には最も鋭敏なるところあり。京都派には何となく手ぬるき所ありと云へば、勝敗の数或は既に定りあるやに説くものもあれども、是れまた決して信ずるに足らず。兎に角今日已後の議場こそ、覚王殿問題の関ヶ原なるべし。▲天竜寺派の中立と臨濟各派 天竜寺派は京都派に賛成でありながら、名古屋派の運動に由り中立の態度を採り、管長会議に欠席し居るを以て、臨濟宗合議所より出席を求めたるが、向後若し出席を為さざる場合には、臨濟宗聯合より排斥する事を内決したる由。▲覚王殿運動の不穩 三日の集會に、委員土宜法竜師の名古屋説の報告は偏頗なりとて、京都説の人々は其夜建仁寺内久昌院に於て徹夜の協議をなし、名古屋よりは多人数入浴して椀屋の別荘を本拠とし、是亦運動の協議をなし、双方不穩の挙動なきを保せずとて、其筋にては注意怠りなしといふ。▲京都派の弱音 京都派の有志、頃日教学記者に語つて曰く『若し金力を以て運動するもの勝たば、名古屋派なるべく』また『若し正義を守りて活動するもの勝たば、京都派なるべし』京都派は貧乏なり、金力なし。故に金力を以ては到底

名古屋派に拮抗する事能はず。唯宗教界の事一に金力に由て為すべきや、將た正義に由て為すべきやは、此一挙によつて解決せらるゝを得べし、又快ならずやと教学記者更に附言していふ。これ京都派の弱音と。▲石川県有志の名古屋派 去る三日石川県の有志、熊谷宗実、石川順誓、黒田義夫、板井某等、京都派の有志に對し、吾等は今回京都説を翻して名古屋説を称へんとする者に對し、既に金沢及び能登の有力者が、調印をなしたる上申書を携帶し居れる旨吹聴せしより、京都派にては、現今の形勢斯る上申書を宗派會に呈出されては、多少の支障生ぜん事を氣づかひ、同上申書の呈出をさけん為め、百方尽力交渉せし。

覚王殿問題彙聞（明治35年10月8日 第四九三三号）

▲五日の交渉委員會 前日に引続き、去る五日京都建仁寺方丈に於て開會。委員十八名の外、前田菩提會副會長も列席し、秘密會議の結果、菩提會は解散せず、法人組織として京都に置き、三十三宗派悉く之に加盟し、最初の目的通り覚王殿及び慈善病院、仏教大学の設立を遂行する事とし、覚王殿の建設地を名古屋と定め、其他の病院、学校等は京都に建設する事を条件として双方円満に交渉を遂げんとするに於て、各委員夫々分担各宗派に交渉するに決して散会せり。尚右等交渉の為、翌六日は休會し、七日開會の筈なる由。▲贈賄問題 頃日名古屋の運動者丹羽円より、贈賄の目的を以て、大和西大寺なる真言律宗管長、佐伯弘澄師の許へ封入金を贈りたるも、同師は斯の如き不淨物に依つて説を二、三

にすべきにあらずとて、これを勿ね附けたる由なるが、この事端なくも同氏の口より漏れ、爰に由々敷一大問題派生するに至り、京都松原署の高等探偵は一兩日前、建仁寺に出張して何か取調ぶる所ありし由。▲京都派の飛檄 実力問題に於ては、到底名古屋派に及ばず。大勢既に危しと見て取りたる京都派は、如何にもして今宗派会を揉潰さんと、百方苦心せる折柄、前記贈賄事件の起りたるを幸ひ、去五日一篇の檄文を草し暹羅公使、並に國務大臣、貴衆両院議員、及び全国仏教団体へ配附したり。其一節に曰く、抑も御遺形奉安所位地の争や、京名二所の両説は、自ら吾同盟宗派に二分して各々其向背を別にせしむ。而して京都奉安説の正理正道にして、名古屋説の之に比して理由の極めて浅膚なるにも関せず、各宗派が反つて之れに謳歌して、進んで吾京都説の主張を破壊せんとするものは、或は其間隠密の理由あるを想像したりき。果せる哉、名古屋派が各宗に対する賄賂贈遺の形跡は、真言律宗の管長たる奈良県西大寺住職、佐伯弘澄の證言に徴して殆ど明々了々、一点の疑惑を要せざるもの有るに至れり。吁々彼等の眼中既に大義なきなり。彼等の胸底亦信念なきなり。彼等は其野心の為には仏陀をも屠らんとし、真理を葬らんとはするなり。是をしも仏教法賊の行動にあらずとして、將た何にとかせんや……。吾人の主張する処は、今期宗派会の解散に在り。議会の改造にあり。以上陳ぶる如き嫌疑を被る議員により、且つ此の醜名を帯ぶる地方を中心とする建議を迎へて、覚王の宝前に其得失を論ずる如きは、吾人仏徒の断じて忍ばざる処、然れば則ち速かに

解散を今期に命じ、更らに高潔無垢の議員を選び、神聖不可冒議会を開き、以て上仏意に副ひ、下民望に応ずべき決議を成さんことを、敢て愛国護法の同志に檄し、今期宗派会の解散を期す、云々。▲贈賄問題と佐伯弘澄氏の談片 各宗派会々場建仁寺に於ける同師の談片に曰く、賄賂贈遺一件ですか。ツイ先頃の事で、私の自坊奈良の西大寺へ、最初名古屋派の丹羽実、青山朗、清水機然、後に筒井寛聖、靈群諦全等が来坊して、切りと名古屋説に賛成の義を懇願しましたが、金子入の封書は丹羽の手より差出しました。巾は三寸余りで、経は四寸五分位の物に水引がかけて在つたが、自分は黄金の為に定見を左右せらるゝ者でないから好いやうなものゝ、兎も角斯る鄙劣手段を以て人を瞞着する仏徒の墮落と腐敗は、驚嘆に堪へない次第である。然かし覚王殿に就ては、實際京都で三年間も放つて置いたのは悪い。其為め却て名古屋も運動に熱中するやうになつたのだ。京都派の服部賢成も自坊に参りて、覚王殿を京都に建設するの必要を喋々と説き立てたが、自分も七十以上の老年で、そんな事は今更服部輩の説明を聞かなくとも以前から確と承知して居る。実は服部が余りくどくと京都説を喋舌り立つるので根気がつき、欠伸を何回もして見せなければ、先生は少しも心附かずして、頻りに説き立てたのには大に閉口した。其処で自分は服部に対し、名京両派より如何様の勧誘を受くるも、自分には一箇の定見あるゆゑ他人の勧誘に応じ難いとて、賛否の確答を与へなかつた次第である、云々。▲三千円の證書 土地選定委員中に天竜寺、仏光寺、木辺派の三派を

名古屋に担せしむるには、三千円の金を分割するの必要ありとて、先頃名古屋期成同盟会員に断じたるものあり。同盟会にては建設地確定の暁、現金授受の約束にて、三千円の證書を該委員の手許へ渡したりとの事。昨今右三派内僧侶の聞く所となり、我宗派を利用して、斯る不正の金を騙収する者ありては一門の不名誉なれば、此際取調べを為さんとて、目下内々協議中なる由。

東都仏教有志と覚王殿〔明治35年10月8日 第四九三三三号〕

東都仏教有志東亜仏教会幹事、田中弘之氏等は、一昨日各宗管長宛に左の一書を送れり。

仏教信徒同志者、不肖田中弘之等、□て我敬信せる仏教各宗管長猥下に呈す。

恭く惟るに、世尊一代の□数十万無量なりと雖も、無我を諦認し平等に觀察し、以て慈悲を修行すべきや皆一也矣。大小権実論なく、顕密聖浄を問はず、度生の方便と報恩の行事に於て、豈に派別分類の執見を挿む可んや。

曩に我敬信せる仏教各宗管長猥下、相提携して仏陀の御遺形を暹羅王国より奉迎せらるゝや、和衷協同の本願を建て、茲に大菩提会を組織し、各宗選出の委員亦熱心に合議し、先づ御遺形奉安の峻宇を建設せんことを評決せられしも、惜むらくは未だ其の適當の景地を一定するに及ばざりしが故に、理順少く転倒する所ありて、事は予期と齟齬し、覚王殿の建設を視ること能はず。世間往々之を私議批笑するものあるに至る某等、窃に憂

ふ是の如きは、特り諸猥下の徳望を汚損する而已ならず、引て我尊信せる仏教全体の光明を障蔽するに至らんことを。近頃公電の報ずる所に依るに、暹羅国皇太子は父王に代て我日本に來遊を思ひ立せられ、其の出発の期実に本年冬季に在りと。而して皇太子の來遊は、啻に觀光の外に、我日本帝國の東洋唯一、否世界唯一の仏教国なるを愛慕し、茲に來遊の沙汰あるに至れるや知る可き而已。是れ即ち世界各国に選んで特に我日本仏教徒に対し、仏陀の御遺形を割愛頒附せられし、暹羅国王室の微意に照して分明なりとす。然るに此の最惠教王国の皇太子の來着は、遅くも來る卅六年初春にあらんとするに際して、其の特別附属の御遺形を奉安す可き覚王殿は、未だ建設の場所すら一決せざる如きは、誠に日本仏教国民全般の失体たる而已ならず、亦実に最惠教王国皇太子殿下に対する不敬なるものなりとす。是れ全く某等同志不敬を省みず、敢て鄙見を諸猥下に致す所以の一なり。

然るに期愈々切迫して、日月人を待たず。左支右吾するの余裕なきの今日に於て、幸に好事ありて未だ日本仏教徒の面目を失はしめざる望あり。聞か如くなれば名古屋市民は共同一致して審かに議定し、官私相応して具に評決し、正に現額三十万金を義出し、以て御遺形を其の地に奉安し、速かに殿宇建設の本業を成就せんことを発願し、既に大菩提会に特請して交渉数回に及ぶも、未だ承認を得るに至らずと、云々。某等惟らく是れ実に仏陀御遺徳の致す所にして、全く人為の妄計に非ざるべ

し。我敬信せる仏教各宗管長陛下は、速に之が允□を降すに吝かならざる可し。若し之が論議を□延し□□を□□することあらば、百□□出して共同一致の正□を妨げ、和衷共同の本願を寄せん。仰き着くは速かに公事の善を遂げ、□人の榮を成し、教国の信を保つの策を定められんことを切望するは、是れ即ち某等鄙見の第二なり。

(未完)

覚王殿問題彙聞〔明治35年10月9日 第四九三四号〕

▲交渉委員と大菩提会 京都建仁寺に於ける秘密会議の結果、其翌日十八名の両派委員は、午前九時妙法院に至り、大菩提会事務所に出頭し、面会委員として蕪城賢順（大谷派）土宜法竜（真言）浅井日通（日蓮）三師を選定し、同十時御座の間に於て村田会長、前田副会長に面会し、委員より会長等は充分大菩提会の責任を負ひて解答されたしとの前提を置き、大菩提会は既に世間の信用を失墜し居るに附、其名称を更ゆべしとの主意にて縷述する所ありしに、村田会長は之れに答へて、菩提会に対する世間の非難は其名称にあらず。其内容に就てなり。現に本派本願寺が大菩提会に賛成せざる如きも、畢竟大菩提会の名称を嫌忌するに非ず。同会の事業として学校を起し、慈善事業を為す事が、同派の既設事業と衝突するより反対の意見を有し居るに似たり。若夫同会の内容を改正し役員の交迭等をなせば、大菩提会の名称如何を問ふ者なからんも、大菩提会の名は海外まで知れ渡り居る今日、殊更会名を改むる必要を認めずとて、其交渉に応ぜざるより、双

方議論紛出容易に其局を結ぶ能はざりしといふ。▲委員会の決議と名古屋説 秘密委員会に於て覚王殿は名古屋に、其他の附帯事業は京都に略決したる如く報じ置きたるが、こは未だ同会の決議として公けに社会に発表せるにあらず。たゞ當日は大菩提会は覚王殿建設の外其他の附帯事業をも併せてこれを営むべきや否やに就て熟議する所あり。結局大菩提会は、東本願寺の石川舜台師が同寺総務長たりし當時、同師主として成立せしめたるものにて、単に覚王殿の建設のみならず、慈善其他の事業をも含蓄し居るため、端なく本派本願寺の慈善財団と衝突を来し、本派は奉迎使藤島了穩師をして、新嘉坡より直に仏国に渡航せしめて菩提会に加はず、又日蓮、曹洞の諸宗も深く同会に関係し居らざるより、委員会に於ては今回菩提会の組織全然変更し、単に覚王殿建設のみの事業をなすこととし、奉迎當時に溯り三十三宗派悉く之に加はり、専ら覚王殿建設事業を成功することに一致し、而して位置は京都、名古屋何れに決定するも、将来物議の起らざる様、凡ての問題（建築設計、予算會計方法等迄）を決定し置く旨の決議を為したるに過ぎざりし由。▲前田師の苦境 名古屋派は飽迄交渉委員会に於て名古屋説の纏りを附け、本会議は儀式的に結了する意志にて、若し本会議に於て名古屋派が多数を以て勝利を制するも、委員会に於て同議の纏りを見ざる以上は、大菩提会の負債は負担する能はずとの意を洩し居る由にて、之れが為め大菩提会副会長なる前田師は、余程の苦境に立ち種々熟考し居れり、若し同師にして名古屋の要求を納るゝに至らば、京都派は無論敗北に帰

すべし、さてこそ該問題死活の本尊たる前田師が軟化しては由々敷大事と、京都派は昨今躍起となり居れるが、同師は京都派の有志に向ひては、余は京都建設説は最初の素志なれば、貫徹の決心なりと語り居る由。▲京都派の上申書 大菩提会の特派使にして、京都派の運動者なる間野蘭門、日向順照、今湊寛了の諸師は、去る六日同会々長及び副会長に宛『這般開会有之候、各宗会の議として本会を解散すべき様の稟議有之旨伝聞仕候条、此際全国会員の総集会（会則）を開設し、意志を徴證有之度、此段及上申候也』との上申書を送れり。

東都仏教有志と覺王殿〔明治35年10月9日 第四九三四号〕

東亜仏教会幹事、田中氏等が送りたる書翰の続き左の如し。

加之現今の形勢を視るに、東西二京の地は、常に生存競争の昏煙に捲かれ、時論流行の寒熱甚しく、一時の盛況を示すものあるも、忽然として□□すること比々皆然り。必竟是四方輻輳の□民□□が故に□□□□の変遷し易きに□□すと雖も、彼の名古屋市の如きは全く之に反し、□□の繁昌は殆ど両京に□□自ら中京と称する大都会なるも良□□業多く、土着市民の□□に□るを以て、□も□□□久の実を挙げ易し。況んや建築土工に至ては、□匠の豊富なること実に両京の右に出で、彼の社寺宮殿等の工技に於ては最も其の長所なるが如し。蓋し是れ時代的に於て既に織田氏より徳川氏に及び、扶持養成の年所を経たる而已ならず、又地理的に於て岐飛の□林は、常に尾州人の手を経

て江戸に入り、殊に神宮式年御経營御用を弁□し來れる如きは、自然的發達歴史を有する国柄なるが故に、今度覺王殿建築に關しては、彼是少からざる便宜あるや勿論にして、別して之が費途を弁理するや、彼の四京人の他国の喜捨を待つものと同じからず。□額三十万金敢て十分なりと云ふにあらざれども、既に此の元資あらば、之を增高するに於て五十万、百万期して俟つべきものあり。之を西京人の計に比すれば、亦同日の論に非ず。殊に愛知県は土豪住民仏教篤信者少からずして、從來喜捨義捐の盛事を為すこと、蓋し各府県中の優勝なる者なり。彼の京都人種の多くは、四方信者に依て衣食するものと正反對の地位に立てり。故に未來百年の維持策に至りても、亦此地を置て他に求むべきもの有らざるを信ず。以上諸種の方面に涉り其の便多くして憂少なきこと、誰か之を争ふものあらんや。是れ即某等鄙見の第三なり。

尚ほ之を江湖の輿論に察するに、名古屋説を可とするもの大勢既に定まる。若し之を猶予して速決せられざるものあらん乎、世論は必ず各宗管長猥下に私曲偏頗の事ありと邪推し、平等無我説は仏教に俟つべきものに非ずと憶測し、終に社会を挙げて我尊信せる仏教全体の云為を批判するに至らん。而して亦、某等同志仏教徒の責任に於て度生の便を失ひ、報恩の務を欠くこと大なり。思ふに度生報恩の実行一日を緩ふずれば、我徒百年の大計を誤るものあらん。是れ賢明なる各宗管長猥下の夙に熟知し給ふ所なるべきも、敢て尊嚴を冒して一言を奉呈するもの

は、鄙見幸に深央の機縁と相成を得ば、亦某等の微衷を憐愛し賜ふ御遺形の恩徳、益深重なるを尊仰するを得ん多□。

敬具（各宗管長宛）

覚王殿問題彙聞（明治35年10月10日 第四九三五号）

▲交渉委員会の行悩み 各宗派交渉委員会は、去る六日午後三時より建仁寺に会し、各調査事項を持ち寄り協議したるが、菩提会の組織を変更すると同時に、会名をも改めんことを蕪城（大谷派）、土宜（真言宗）、浅井（日蓮宗）の三師より村田菩提会長及び前田同副会長に交渉せしも、村田師等は会名まで変更するの必要なしとて之に应ぜず、随て議未だ纏らず。止むを得ず其翌七日は、会議の際一日延期説と二日説となりしを、一日に決せし位接迫の事情なるにも拘らず、曠日瀰久已に四日に亘りて開会の運びに至らざるは甚だ遺憾なれば、至急両派の妥協を遂げ、速に開会相成る様運ばれたし、との書面を交渉委員会に致せり。▲覚王殿位置折衷説 大菩提会長村田寂順師は、覚王殿の位置につき京都、名古屋の競争激しく、今日これを決すれば其敗を取りたる方、常に悪感情を懐き、延て宗派の不和を起し、終には覚王殿建設事業を成功する能はざるも知るべからずとて、この際寧ろ地を比叡山又は高野山の如き、京都名古屋以外に求め、印度、暹羅等の覚王殿に比し一層壮麗なる金石の塔廟を建立して、御遺形を此処に奉安し、尚京都、名古屋に遙拝殿を建立し、双方共同一致し

て教化供養の基を作らば、始めて覚王殿建設の事業、円満に且迅速に竣成すべしとの意見を発表し、これを印刷に附し各宗派管長に提出したる由。▲本派本願寺と大菩提会 本派本願寺が、該問題に対し、菩提会は御遺形に関し何等容喙する資格なしと宣言せしも、兼て同派が覚王殿建築にかゝる二万円の寄附金申込書には、菩提会々長を宛てあるのみならず、菩提会が最初の負債乃ち川東銀行より壹万円借入の時には、本派も各宗と同列に記名調印せしといへり。▲両派の勝敗 名古屋派勝を制するか京都派勝を制するかは、未だ俄に判知するを得ざれと、記名投票にすれば京都派勝利なるべく、無記名にすれば無論名古屋派の勝利なり。而して内議は既に無記名投票に決しおる様子なれば、其結果もこれを知るに難からざるべし。▲名古屋派の気焰 曰く名古屋説は京都説に比し十余名の多数を制し、大勢は已に定り居れるが、其近因は石川県の趨勢に因つて決したるもの、如く、同県よりの出張運動委員等は、仏教団体と詐称して五十二万円の寄附金を為すべき旨を申出でたる所、同県々会議長、其他仏教団体員上京の爲め、其虚偽の申出なる事判明し、爲めに勢力を失したると、渥美契縁の態度に反対して、名古屋説に左袒せざりし石川舞台派一同、名古屋説に決し、同人の子息某の如きも自身出京するに至り、同県は名古屋説に変じたれば、大に勢援を添へたる上に、京都の寄附金二十万円は、其実寄附金に非らずして、貸附の承諾なる旨調査委員の取調の末白状し、又一夜作りに申出でたる三十万円の寄附金是否認せられ、及び其建築地は無資格の爲め、調査委

員は報告の値なしと窮迫の余、京都派の參謀三原氏は三万円にて名古屋説に譲歩せん旨申来り、其後三百円迄に直下するに至り、物笑の種と為りたるのみにて、相手にするものなく、勝敗の数は明かに決定し居るにあらざるや云々。

覚王殿問題彙聞 (明治35年10月11日 第四九三六号)

▲交渉委員会の方針 委員会に於て略ぼ一致したる方針なりといふを聞くに、奉安地既に一方に定れば、他の一方は感情を害し、其他の問題を決せんとするも、出席せずして、何も彼も一方の意見に決すべきを以て、奉安地問題は之を最後に決せんとする模様なり。而して目下交渉委員は、大菩提会名義更改の件、同会負債償却の件、同会帳簿検閲の件等を分担調査中にて、去る六日の同会名義に関する交渉の結果、会長が可成名義の現存を望むとの主意につき、更に委員に於て協議の上、翌七日更に同件の交渉をなし、大菩提会の負債に対しては、例令大菩提会の名義を変更する事あるも、内容は存在し同会の債務は必ず償却すべしと云ふに在りて、債権者はほゞ其交渉に應ずる模様ありと云ふ。又大菩提会の帳簿は、頗る乱雑なるものにて、到底手の着けやうなき始末なれど、三十三年四月以来の会計帳簿を取調ぶることに決して、七日午後より妙法院別室に於て調査に着手し、其翌八日も引続き調査に従事せり。▲寄附金仮納の議 名古屋派より五十万円、京都派より廿万円を、夫々申込地に決定の上寄附すべしと云ふを、中には疑はしき点ありて、若し奉安地決定せられたる上納入を怠る

の虞もあれば、先両方をして現金を提供せしめ、決定の上一方を返す事とせん、との意見委員中に起れりやに伝ふ。▲京都派有志と村田会長 昨紙記載の村田大菩提会長より、各宗管長へ提出したる建議書に対し、京都派の有志は其意を得ずとて、間野闖門、新井徳水兩師をして村田師と会見せしめ、建議書提出の不法を詰りたるに、同師は頗る閉口の体にて、該建議書は未だ自分の意見決定せざる間に、従者が早計にも配附せし者云々、との申訳を為せし由。▲某委員の談話 交渉委員の一人、某師の語る所によれば、委員は名京兩派共一切眼中に置かず。唯々宗派会と菩提会の關係を明確に決定するに努めつゝあり。若し夫れ兩会の關係にして不分明、且つ意志の疏通を欠かんか、各宗派会に於て建設地を決定すればとて、菩提会の負債償却につき、至難の問題を惹起さんも計るべからず。仮し今日の処菩提会の負債は、覚王殿建設地に決したる地方に於て負担する所となり居るも、刻下の緊急問題は、兩会の關係を決するにあるや疑なし。斯の如く委員会は固より兩派外に立てるも、若し夫れ兩派何れを優勢なりやと言はゞ、局外公平の觀察を以て名古屋派なり、といはんか。而して菩提会の帳簿は、極めて不整頓のものなるが故に、到底短時日を以て調査するは困難ならん、云々。▲青年仏教徒修養会と覚王殿 都下の仏教青年に依つて組織せられたる同修養会は去る八日、一片の意見書を各宗管長に宛送れり。其要に曰く、

大菩提会の役員委員なるもの、私念情実に纏綿せられ、日本仏教徒全体に関する公事を私せんとし、畏れ多くも神聖この上もな

き御遺形をして、三ヶ年の久しき妙法院の片隅に閉置し、荏苒未だ奉安の勝地を決する能はず。これを貴重の時間と得、安からざる有用の浄財を徒消し去る、何んぞ省みざる甚しきや。御遺形奉安の地は、其京都なると名古屋なるとを問はず、唯一刻片時も其速かならんことを望んで止まざるものなり、云々。

仏教各宗派会（第三日目）（覚王殿問題漸く解決せられんとす）

〔明治35年10月12日 第四九三七号〕

去る九日午後二時三十分より、京都建仁寺に開会。出席議員六十三名。長宥匡師議長席に就き、先づ永田書記をして、本派本願寺代理藤井皆立師よりの来書を朗読せしめ、それより本議会に移らんとす。刹那新に選出せられたる交渉委員、臨済宗の瑞岳惟陶師は、緊急動議ありとて、交渉委員に於て、会則の改正及其他取調たる項に、附協議会を開かん事を請求し、且つ議事進行上、本会を協議会となすべき事を建議し、議長はこれを満場に諮りしに、賛成者大多数にて、當日の会合は爰に協議会となる土宜委員は、孰れ明日取纏め報告をなすべけれど、予め大菩提会々則改正の条項に附、各員の意見を拝聴し、且つ質問を望むと告げ、永田書記をして改正会則草案を朗読せしめ、次に林泰嶺、前田誠節、真神浄遠、香川晃月師等、各委員間に二、三対質あり。瑞岳師は委員の報告に附、熟考を望み、香川師は会則改正に就き、同盟非同盟間に軋轢の生ずる虞なきやを確めしに、委員は本派本願寺にても啻に覚王殿の敏速に、且つ完全に竣成せんことを望むとの意

見なれば、会則変更の爲め、軋轢等を生ずるが如き事は、万なかるべしと答へ、前田師は覚王殿建築のみを以て、目的となすが如き現今会則に比し、余程の相違ありとて、稲垣公使の書面を朗読し、皇帝は内に各宗派の公益を図り、外に南北仏教の一致を図る思召なりとて、改正草案に対する反対の意見を陳べ、尚進んで会則改正の理由、及び其目的を変更したる主意を、本協議会に於て緻密に弁明ありたしと望み、土宜師は改正委員細則中、目的変更、及び職制に対し答ふる処ありしが、要は覚王殿事業に専心力を尽し、同殿建設の上ならば、漸を追ふて他事業に及ぼすも差支なく、同会議員の如きも、各宗派中より選出する事とし、法務外の俗務に至ては、俗人を採用して其手腕を振はしむる方、至當ならんと云ふにあり。次で日置黙仙師は、奉迎使の資格として、一般に諮るとて、同じく奉迎使たりし前田師が、同会の副会長に就任せしは遺憾なりと痛論し、奉迎當時の事情より、稲垣公使が大菩提会の現況に徴し、単に其速成のみ希望し居れりとて、同公使より大谷光演師に寄せたる書面の意、及外務省等が心痛なし居る事等を示し、大菩提会の事業としては、先づ覚王殿建築事業を第一とすべしとて、改正案に賛成の旨を告げ、尚菩提会は、奉迎使等が出張不在中に成立せし者にて、爾來評判良しからざるに附、兼々同会の改名を望み居たる程なるに、其奉迎使の一人なる前田師が副会長たるは、其意を得ず。過般印度のダムマバラ東京の節、同会に至り玄関弘を喰ひ、更に妙心寺に前田副会長を訪ひしに、是亦玄関弘ひを喰はせし由にて、同氏は大に不満の感を抱き

居ると聞きしより、此旨前田師にも語り、双方の間に意志の融和を図る為め、南条、前田師等と共に一席の宴を開きし事ありとて、大菩提会に対する攻撃をなし、改正案通り決定ありたしと希望せしに、津田日厚師は、怒気を含み、如何に協議会とは云へ、畢竟一読会と見做すべきに、対論をなし希望を述ぶるなど、議場の當を得ざるに附、議長より注意あれと請求し、其より種々の質問応答交々起りしが、青山宗完師は、是畢竟委員は三方に分担して交渉せし為め、未だ意志疏通し居らざる者あるに、帰因する者ならん、宜しく本夜を以て、全く交渉を纏められたしと告げ、満場一致にて午後四時半退散せり。

仏教各宗派会（第四日目）（覚王殿問題漸く解決せられんとす）

（明治35年10月13日 第四九三八号）

去る十日午前十一時開会、出席議員五十六名、議長開会の旨を告ぐるや、番外議員弘津説三師は一同に向ひ、昨日退散後、種々委員より交渉する処ありしも、一部未決定の分あるに附、議事進行上議事細則を応用して、本日は会則に就て協議ありたしと述べ、津田日厚師は第一読会を請求し、靈群諦全師改正草案第七条第七項の理事九名選出の件、及び第十六条の評議員選定の件に關し、質問の上改正草案大体に附異議なきを以て、第一読会を修了すべしと述べ、議長裁決を起立に問ひしに、多数にて通過、第二読会に入り逐条審議に移り、第一条は満場異議なく通過、第二条『本会は釈尊の御遺形を奉安護持する為め、覚王殿を建築するを以て

目的とす』に於て、香川晃月（三門徒）師は、覚王殿問題決定の上は、脱会する者あるやも知るべからざるに附、大菩提会の事業を単に覚王殿建設にのみ止めず、第二の事業たる慈善、教育の実行をなしたしと述べ、幡智吼（誠澄寺派）師は、香川説に賛成し、弘津番外は覚王殿建設後の維持方法を説き、三十三宗派の共有物たる以上は、内務省に於ても特別法を講じ、出来得るだけ便宜を与へらるゝ筈なりとて、曹洞宗の日置師が内務省より内論ありし事等を説明し、進んで慈善、教育等第二の事業に就ては、宜く跡廻はしになすべしと論じ、三原俊榮（興正派）師は、単に大菩提会の事業を覚王殿建設のみとなさば、殆んど土木事業に外ならざるを以て、第二条中、覚王殿建築の下に仏徳を顕揚し、国民の道義を涵養するを以つて目的とするの数字文字を加ふべしと提議し、前田誠節、幡智吼、香川晃月師等の賛成あり。津田日厚師は同様の精神にて、三原説に賛成するも、尚覚王殿建設事業を第一期とし、第二慈善、第三教育といへる条項を加ふべしとの修正説を出し、長谷川師（西山派）三原説を賛成し、前田師は交渉委員の報告案に従はず、其前に於て会則協議は如何はしと論じ、議長は爰に一先づ休会の旨を告ぐ時に、正午を過ぐる二十分。

午後一時引続き開会。弘津番外は、休憩中に於る交渉の模様を聴きたしと請求し、三原師は殆ど委員とも交渉を了したれば、自己の動議に同意せられたしと述べ、瑞岳師は委員諸氏に於ても意思の疏通せざる者ありしも、種々交渉の結果、三原説に賛同ありし故、採決を希望し、議長は之を議場に諮りしに、起立多数にて三

原の動議成立し、即ち、

大菩提会は積尊の御遺形を奉安護持する為覚王殿を建設し、仏法を顕揚し、国民の道義を涵養するを以て目的とす。

に決す。其より永田書記は、会則草案第三条より順次各項の朗読をなし、議長は満場に諮り、二、三質問ありしが、概ね異議なく通過し、改正案は二読会にて確定。暫時休息す。

午後三時十五分引続き開会。日置黙仙師議長席に、土宜法童師番外席に着き、議長は永田書記をして、京都の片山正中氏外四十余名より差出したる稟請書、並に左の委員会報告書を朗読せしむ。

(一) 覚王殿建築事業は、日本大菩提会に於て之を挙行する事を承諾す。但大菩提会は、財団法人となす事 (二) 日本大菩提会の会則を修正し、其組織を改善せしむる事 (三) 御遺形奉安決定の上は、其日より満三ヶ年を期し、覚王殿建築工事を竣成する事 (四) 奉安地決定の上は、其日より満二ヶ年に寄附金募集を完る事 (五) 奉安地決定の上は、奉安地比較調査委員に対し契約書をなし、責任者より大菩提会の負債金額十三万六千〇三十九円八十二銭を、決定の日より五十日以内に仕払ふ事 (六) 御遺形及大菩提会は、決定したる奉安地に奉遷及移転するものとす。

土宜番外は、報告書六ヶ条の各項に就き説明をなし、香川晃月師は覚王殿設計々画に就て質問し、津田日厚師之に答へ、青山宗完師其他補ふ処あり。其より香川、靈群両師等より種々の質問あり。津田、青山、弘津の諸師は、一々之に答ふる処あり。長谷川

觀石師は、余は京都の真中に住居し、京都派の覚王殿問題に対する意嚮、及び状勢等は熟知し居れるが、彼の森田は公職も帯びず、又数万の財産も所有し居ざる者なれば、到底斯る寄附金負担に堪へべき者に非ず。又現今の京都に於て斯る篤志家あるを信ぜずと、絶対的京都派を侮蔑的に攻撃を試み、進んで森田が斯る資格を有する者なりや否やを番外に確め、土宜師之に応答し、三原俊栄師は例の如く一般に未だ意思の疏通し居ざる者あるよう見受くるに附、本日は是にて退散すべしとの議を出し、満場賛成。散会を告げたるは午後五時なりき。

大菩提会重役総辞職 (明治35年10月13日 第四九三三號)

大菩提会村田会長、前田副会長の二師は去る十日、理事一同を同会本部に召集し、今や大菩提会に対し、各宗派に於ては種々非難の声も高く、殊に余等の意見も容れられざるを以て、此際一先づ会長、副会長の職を辞する旨報告せしに、各理事に於ても兼て辞職の決意ありしを以て、会長、副会長と去就を同うする旨を答へしかば、両師の辞表は一両日中、公然提出せらるべしといふ。

覚王殿問題に関する請願 (明治35年10月13日 第四九三三號)

覚王殿問題につき、平安同志会員にして、元遺形奉迎渡暹準備委員たりし岩本千綱、大三輪延弥の両氏は、去る九日一篇の請願書を長宗派会議長に差出し、左の事項を陳情せり。

一、覚王殿建設は、京都、名古屋両地何れを論ぜず。正確迅速

に実行の見込ある地に決定有之度こと。但し現時人心の一和と信念の程度は、名古屋を以て優れりと思考す。

一、日本大菩提の組織会則を根本より改革し、御遺形奉迎有終済美の実を挙げられ度こと。

一、各宗派会議を迅速円満に結了すべき針路を定め、奉迎師が暹羅国王陛下の御前に誓言せし事業の実を挙げられ度こと。

仏教各宗派会（名古屋派の勝利）第五日目（形勢不覚）〔明

治35年10月14日 第四九三九号〕

去る十一日午前十時三十五分、撃折一声、議員一同議場に入る。

副議長日置黙仙師議長席に就き、永田書記をして出席議員を点検せしめたるに、総数三十三名にて過半数に満たず、且つ名古屋派の議員のみなりしかば、再び撃折を以て開会を報ぜしも出席者なく、止むを得ず午前の各宗派会は遂に流会となる。午後二時再び開会。出席議員三十七名。日置師議長席に着き、永田書記をして上申書、及び建議書を朗読せしむ。此間に於て大谷派の委員等は、何か協議するの要ありしにや、一時退席せしが、此時場外に割拠協議しつゝありし議員等は、愈々開会と聞きて打捨て置かれずと陸續入場し、同十五分には七十四名の出席者ありて、廳で土宜師番外席に着き、建議案の説明をなして曰く、仏骨は元印度より暹羅に渡りし者ゆへ、来年一月の印度皇帝の即位式に対する祝詞を各宗派会より奉呈する事、日英同盟の關係上必要なるべしと告げ、満場異議なく祝詞奉呈の事を決し、議長より其代表者五名

〔明教新誌〕・「日出国新聞」における仏骨奉迎の記事について（下）

を指命する事となりたり。其より委員会の報告書を議案として、会議に附することとなし、永田書記をして其第一項を朗読せしむ。曰く「覺王殿建築事業は、日本大菩提会に於て之を挙行する事を承諾す。但大菩提会は財団法人となす事を得」右に對し香川師は質問を發し、北条師は但書削除の説を出し、赤松円麟、山名桂仙師之に賛成し、採決の上削除説消滅せり。次に第二項「日本大菩提会の会則を修正し、其組織を改善せしむる事」を議し、前田師は大菩提会の下にある各宗派会に於て、菩提会の規則を改正するは妥當に非ずとて、縷々論ずる処あり。改正の会則草案が従前の者に比して退歩せりとて、是等の改正は仏教者の体面を毀損する者なりと断論し、併せて是非改正の必要を認むれば、層一層進歩したる規則の作成を望むも、若し能はずば、従来の俛現存せしむるも何等の痛痒を感じずとて、抹殺説を主張し、土宜番外との間に二、三問答あり。弘津説三師は、前田師に反対の意見を述べ、前田師復た改正案にて、大菩提会が最初の目的を離れ、大目的たる慈善教育事業などを削除したる如きは、世間の嗤笑を招くのみなりと痛論し、尚弘津師との間に双方対論する処ありしが、香川師は前田師に賛成し、弘津師は更に前日来交渉の経過を縷述し、進んで真宗及び妙心寺各派は自派より調査交渉委員を選出し、種々交渉終了せしに係らず、尚本議場に於て異議異説の紛出するは、殆ど了解に苦しむ者なりとて、其等は交渉の際賛成し、議場にては反対する者なりと思考す、と断言せしかば、幡師は委員に於て去る事なしと弁明し、爰に於て議長採決を議場に諮る。

起立少数。抹殺説遂に消滅して暫時休憩す。

三時十分引続き開会。弘津師番外席に着き、第三条「御遺形奉安地決定の上は、其日より満三ヶ年を期し、覚王殿建築工事を竣成する事」を議し、前田師復抹殺説を出せしも、原案通り通過。次に第四条「奉安地決定の上は、其日より満二ヶ年間に寄附金募集を定る事」を議し、寄附金の下に、及会員の三字を加ふべしとの長谷川師の修正説、大多数にて成立せしも、此間に於て番外弘津師と瑞岳師との間に意思の衝突を来し為に、宮城師の仲裁説起り、例の如く意思融和として、四時に至り休憩。四時十分開会。三原師番外席に就き、第五条は無事通過。第六条「御遺形及大菩提会は、決定したる奉安地に奉遷及移転する事」に至り、三原師議員として、移転するのみに、但し大菩提会の同意を得て実行する事、の数字を加ふべきことを述べ、幡師の賛成、弘津師の絶対的反対説あり。前田、香川、瑞岳師の賛成あり。結局原案通にて通過。午後五時三十分散会を告たり。

第六日目（奉安地弥々確定す）

其翌十二日は、現時仏教界の大問題たる覚王殿敷地問題の決定日にして、京名両派の運動者は、前日来殆んど狂せんばかりの熱度を以て、非常の方策を廻らしつゝありしが、十一日の議場にも略知らるゝ如く、名古屋派の優勢に引き替へ、京都派甚だ振はず、到底勝算なしと見て取りたる京都派は、此日殆んど其全体を挙げて欠席を為すの不振を演じ、遂に名古屋派をして、万々歳を謳歌せしむるに至れり。

午前十一時開会。出席議員四十五名。日置副議長席に着き、該大問題を議決すべく議場に宣言せり。第一読会、第二読会、第三読会共、議論百出、四十五名の議員中堅く中立を守るもの、並に暗に京都説に賛成するもの七名は、漸々議場を退出し、残余議員三十八名に対し、無記名投票により決を採る。當日の議長日置師を除き、三十七名の大多数を以て、この紛糾せる大問題は、遂に名古屋派の大勝利に帰したり。時に正午十二時。午後三時再び開会。今後の方針に就き、諸種討議する所あり。正副議長をして、議会の経過を安置御遺形に申告せしむるに決し、散会せり。

位置決
定後の**覚王殿問題**〔明治35年10月16日 第四九四一号〕

▲宗派会の休会 覚王殿位置問題は既に決定せしも、更に京都派と交渉するため宗派会を休会し、前の交渉委員其任に當る筈なるが、多分一兩日中に円満なる結果を見るならんといふ。右交渉纏りたる上は、宗派会にて決議したる大菩提会改正会則を菩提会の議に附し、尚引続き宗教法案に対し、宗派会を開く筈なるが、開会の日は未だ決定せずといふ。▲位置決定の報告 十二日の各宗派会にて、覚王殿建設地決定後、別室に於て真言宗、真言律宗、天台宗、同真盛派、真宗木辺派、法相宗、大谷派、曹洞宗、華嚴宗、建長寺、西山派、時宗、円覚寺の各宗派管長、代理及委員等秘密会を開き、善後策に就て協議せし由なるが、差當り土宜法竜、木曾琢磨二師、大菩提会へ覚王殿建設位置決定の報告として

赴きしも、村田会長一乗寺村へ出錫在中にて、其俣引取りたり。

▲賛否の宗派別 十三宗三十三派中、名古屋派に属するもの十四、京都派に属するもの十四、他の五派は中立にして、今其詳細を挙ぐれば左の如し。

名古屋派		宗派		末寺概数	
天台宗	三千ヶ寺	天台真盛派	六百	宗派	末寺概数
真言派	五千五百	曹洞宗	一万四千	宗派	末寺概数
浄土宗西山派	一千百	真宗大谷派	一万	宗派	末寺概数
真宗木辺派	五十	時宗	五百	宗派	末寺概数
融通念仏	五百五十	法相宗	八十	宗派	末寺概数
華嚴宗	五十	真言律	三十	宗派	末寺概数
臨済宗円覚寺派	三百	臨済宗建長寺派	三百	宗派	末寺概数
合計	十四	三万六千六十ヶ寺		宗派	末寺概数
京都派		宗派		末寺概数	
日蓮宗	四千	臨済宗妙心寺派	三千六百	宗派	末寺概数
臨済宗天竜寺派	二百五十	同 相国寺派	四十	宗派	末寺概数
同 大徳寺派	三百五十	同 建仁寺派	七十	宗派	末寺概数
同 南禅寺派	五百	同 東福寺派	三百五十	宗派	末寺概数
真宗仏光寺派	四百	真宗興正寺派	二百三十	宗派	末寺概数
同 三門徒派	五十	同 誠照寺派	二十五	宗派	末寺概数
同 元山派	二十	黄檗宗	五百五十	宗派	末寺概数

合計 十四 一万四百三十五ヶ寺

中立派

宗派		末寺概数		宗派		末寺概数	
天台寺門派	六百	真宗本派	一万	宗派	末寺概数	宗派	末寺概数
真宗高田派	六百	同 出雲路派	三十	宗派	末寺概数	宗派	末寺概数
臨済宗永源寺派	二百			宗派	末寺概数	宗派	末寺概数
合計	五	一万四千三百三十ヶ寺		宗派	末寺概数	宗派	末寺概数

右の内真宗本派、出雲路派、天台寺門派は多数決に従ふべしといひ、又木辺派は管長代理の足利義蔵氏出席して、高田派は最初京都説にて第一日の会議に出席せしも、俄かに呼戻されて欠席し、永源寺派は京都臨済各派より排斥せらるゝも、頑として動かず、日蓮宗津田日厚師（関東派）は、最初より名古屋説なりしも、一宗の調和上京都説となりたるものなれば、以て両派に対する中立派の意嚮、如何を知るに難からざるべし。▲當日の退場者並に賛成者 十二日の議会に於て議場を退席、左の二十六名なる由。

南禅寺派管長代理、大沢協州○東福寺派管長代理、後藤北溟○大徳寺派管長代理、小堀宗長○建仁寺派管長代理、後藤文宸○天竜寺派管長代理、北条周篤○黄檗宗管長代理、真神浄遠○妙心寺派管長代理、前田誠節○相国寺派管長代理、大江宗秀○相国寺派委員、上島恵材○建仁寺派委員、瑞岳惟陶○天竜寺派委員、浅井源道○黄檗宗委員、後藤東容○大徳寺派委員、木田掌林○東福寺派委員、片岡義支○妙心寺派委員、木宮恵湖○同、青山宗完○同、永井智獄○日蓮宗、津田日厚

○誠照寺派管長代理、稲田晃盛○仏光寺派管長代理、奥博愛
 ○興正寺派管長代理、三原俊榮○三門徒派委員、香川晃月○
 山元派委員、藤堂智順○三門徒派管長代理、林得善○誠照寺
 派委員、幡智吼○正照派委員、下間蓮明

又名古屋派に賛成せし議員は下の如し

真言宗長者、長宥匡○真言律宗管長華大寺長者、佐伯泓澄○
 天台宗管長代理、石堂晃純○天台宗真盛派管長代理、小泉智
 連○真宗選木辺派管長代理、足利義藏○法相宗管長代理、松
 田弘学○大谷派管長代理、井沢勝詮○曹洞宗管長代理、日置
 嘿仙○華嚴宗管長代理、筒井寛聖○建長寺派管長代理、柴崎
 雅船○西山派管長代理、加藤観海○時宗管長代理、足利灌柔
 ○円覚寺派管長代理、武田達懸○大谷派委員、一柳智成○西
 山派委員、靈群諦全○真言宗委員、小川光義○天台宗真盛派
 委員、加藤映空○華嚴宗委員、雲井春海○曹洞宗委員、鈴木
 雄峰○同、弘津説三○天台宗委員、伊藤亮真○大谷派委員、
 白尾義夫○真言律宗委員、植村悟竜○時宗委員、河野良心○
 真言宗委員、土宜法竜○曹洞宗委員、平野大仙○融通念仏宗
 委員、清原賢静○法相宗委員、千早正朝○建長寺派委員、糸
 井達岩○真言宗委員、滝見常○天台宗委員、赤松円麟○円覚
 寺宗委員、細川義典○曹洞宗委員、有沢香庵○西山派委員、
 小松竜真○天台宗委員、木村観順○大谷派委員、蕪城賢順○
 大谷派委員、木曾琢磨

合計三十七名、外に一名京都説に投票せしものあり。右は融通念

仏宗管長、清原亮善師なりしといふ。▲京都派の善提会退会
 都派にては、大菩提会が名古屋に移転さるゝに於ては、断然同会
 を脱せんとの意気込にて、覚王殿建設に就ては、一切寄附せずと
 力み居るのみならず、檄文を草し、全国に向つて各宗派会の真相
 を記して配布する由なり。▲各宗派会の決議無効説 議員定数八
 十四名なれば、四十二名以上の出席者なければ開会する能はざる
 に、一昨日三十八名の出席者にて開会し、覚王殿建設地を名古屋
 と決したるは、会則違反したる無効処分なりとて、京都派の有志
 等は、頻に該処分の無効を主張し居り。▲北陸の有志と大谷派

大谷派本願寺の財源は、尾、濃、加、能、越の諸国なるに、是等
 の国は覚王殿建設問題に対しては名京両派に分れ、大谷派は為め
 に双方より賛同を申込み、殆んど板挟の位置に立つに至れるよ
 り、宗派会に於ては厳正中立の態度を持する方針にて、同派の渥
 美師も同様の意見を持し、両派の運動者も確に斯く推思し居たる
 に、當日の会議に同派の出席員は、悉皆名古屋に投票したるよ
 り、北陸の有志は、大谷派が最初より名古屋説を声言せず、会議
 に於て同説に投票せしは、今日迄吾々を瞞着したもなりとて大
 に激昂し、北陸地方に於て同問題の報告演説をなし、一般士民に
 吹聴する由なるが、大谷派の委員は、最初より名古屋に投票の意
 思にて、今更同説に傾きしに非ずと弁明し居れる由。▲敷地確定
 と名古屋市 京都に於る各宗派会にて、名古屋勝利との報同地に
 伝るや、同地方有志の歓喜一方ならず。扶桑、新愛知等其他の各
 新聞は、一斉に号外を発し、同地市役所内に設けられある期成同

盟会にては、其日より市郡有志者の大参集会を催し、混雑の殆ど予想の外にあり。▲期成同盟会の主裁、服部代議士の談、期成同盟会の主裁なる代議士、服部小十郎氏の談に曰く、今春来設立したる仏骨奉安期成同盟会は、覚王殿の既に當地に設立と決定せる以上は、第一當初の目的を達したるものとして、茲に一先づ解散を告げ、更に大日本菩提会愛知賛同会なるものを設けて、菩提会の事業なる覚王殿建設の補助をなすにあり、即ち賛同会は總裁を徳川義礼侯に仰ぎ、会長を深野知事に囑託し、市長を副会長として幹事を置き、市と郡とを合して評議員を設け、本部を市に各郡に支部を置き、県下挙げて助成せん為、速に会則を設けて発表の運びにせん考へなり、云々。

位置決定後の覚王殿問題（明治35年10月17日 第四九四二号）

▲菩提会改正会則施行期に就て 過日の各宗派会に於て、大菩提会の改正会則決議の結果、本年十一月一日より施行するとの事なるも、菩提会々則の改正は、会監会の承認を経ざれば、之を施行する事能はず。依て宗派会に於て選定したる交渉委員は、村田菩提会長に対し、至急総会を開かる、様請求せしも、過日來の情勢にては、迫も早急に同会を開く能はざるを以て、到底改正会則を右期日より施行する事は困難なる可しとの事なり。▲村田寂順師の無我 村田妙法院門跡は、嵯峨二尊院住職、貴志寂忍師を代理として、曹洞宗日置黙仙師を訪はしめ、自分の位置としては情に於て京都に奉安したく今日迄尽したるも、最早名古屋に決定せし

上は、一日も早く大覚王殿の建設あらんことを希望するものなりとて、一点の私心を挟まず喜びて同意を表したりといふ。▲無条件委任説 日蓮宗津田日厚師は、京都派を代表して名古屋派に対し、覚王殿建設事務を二、三宗派に無条件に委任するの件は従來の持論なれば、是非円満なる交渉を遂げたとしと申込みたるを以て、交渉委員は去る十四日早朝より京都寺町綾小路の事務所合し交渉しつゝあり。多分建築事務を天台、真言、曹洞、日蓮、大谷、妙心寺、西山の七宗派に委任することゝすれば、交渉纏るならんと名古屋派はいへり。▲大菩提会の負債と名古屋派 宗派会の決議に抛れば、大菩提会の負債は五十日以内に弁済すること、御遺形及び大菩提会は決定地に奉遷及び移転することなるを以て、名古屋市民はこれが協議を凝し居りしが、責任者吉田禄在、服部小十郎、小栗富次郎の三氏は、去十四日夜行列車にて入洛、之に対する準備に就き交渉中なり。▲大菩提会の負債十三万六千円 名古屋派は語るらく、大菩提会の負債が実に十三万六千円とは驚くの外なし。此負債が正當に会務拡張の爲なれば、敢て怪むに足らざるも、本年一月の会議には八万余円の報告をなし、七月中奉安選定委員が愛知県へ出張して、寄附地寄附金の契約に際し、凡そ九万円計りの負債なれば、仮りに十万円と見積り種々の雑費等も其中へ含蓄して、菩提会の汚濁を清洗せんと云ひし由なるに、今回いよゝゝ奉安地の決定に至り、十三万六千円となつて現はれしは、如何に坊主勘定とは云へ驚くの外なし。▲決議無効説に就て 各宗派会の議事細則によれば、過半数の出席員

なき時は開会出来ざる規程なり。然るに今回の各宗派会は、全然此規程を無視し、出席者過半数に満たざるにも拘はらずこれを開會し、其結果覺王殿敷地を名古屋に決したるは不法なり、との説を唱ふるものあるは、昨紙記載の如くなるが、右に附なほ京都派の語る所に依れば、各宗派会に出席すべき各管長及び委員は、総計八十三名にして、四十二名以上の出席数に非ざれば、開會すべからざる筈なるに、決議當日の出席数は三十八名（議長含有）に過ぎず、然るに議長は同会開会以前に欠席届を出せし者十二名ありて、残余の七十一名は出席の筈に附、其過半数たる三十八名の決議は正當と見做したるものならんも、議事細則には、単に過半数の出席云々とありて、開会以前に於て欠席届を出したる者は之を総数より除く、との但書なき以上は、八十三名を以て全員と認め、決議當日の三十八名は過半数に充たざる者とし、其決議は飽迄も無効たらざるを得ず、云々。▲菩提会の方針と京都派 京都派にては、過日の宗派会議にて覺王殿位置の名古屋と決定したるを不當となし、過日来そが攻撃材料を蒐集し、二、三の法律家をも聘し、種々これが協議を為し、別に一枚刷の檄文、並に各宗派会の真相と題する一冊子を起草中の由なるが、未だ大菩提会本部の方針決定せざるを以て、作戦方法は何れとも決定せずとなり。

▲京都派大谷派を怨む 京都派の運動者は、今回の敗北を以て全く大谷派五名によつて左右されし結果なりとし、大に激昂し居る由なるが、斯く大谷派委員が名古屋に投票せしは、新法主光演師の素志に基けるに外ならずといふ。

位置決
 定後の**覺王殿問題**〔明治35年10月19日 第四九四三号〕

▲覺王殿問題の再燃 各宗派会に在ては、始め菩提会の事業として計画したる覺王殿建築、及び仏教大学慈善病院設立の三項中、後者二項を削除する事より、先づ破裂を来し、其後京都派に属する臨濟宗各派、及び日蓮宗の河合日辰、豊田心静師等より差出せる欠席届を議長の手許に握り潰し、尚津田師外数名退席したる等、円満を欠ける議場にて、一瀉千里の勢を以て覺王殿問題を決定し、名古屋に決したるも、欠席又は退席せる各宗にては、此決議に服従すべくもあらず、畢竟菩提会の三事業の潰たると共に、菩提会其者も潰れたると同様にて、折角仏教統一の好旗幟の下に掲げられたる同会は、却つて乖離せしむる結果を生じたりとなし、京都派は飽迄も該決議を否認し、名古屋派に対戦せんと意気込み居れば、覺王殿問題は茲に再燃の有様となれり。▲京都派の否認理由 京都派が覺王殿問題決定を否認する理由は、元來各宗派会は、出席議員八十四名（昨紙二百八十三名とせしは誤植）にて成立するものに、過日の決議は三十八名を以て過半数となし、而も名古屋派は開会以前に欠席届を出したる十三名を、議員総数外となせしは明白の事実にして、且つ當日議長より議員中に資格消滅者ありしと宣告せしを聞かず、仮令宣告ありたりとするも、同会議は同盟宗派を待つて成立する者なれば、単に出席頭数の多寡に依り、列席宗派の多少を問はざるは正しく、同盟宗派の円満を無視する野心的行動たるや知る可きなり。加之ならず妄りに管長の行動に倣ひ、自己の代理を設けて他人を出席せしめ、前後の

言責を曖昧にし、党派頭数の多きを求め、議事規則の不完全に乗じ、有ゆる手段を以て宗派の円満を破壊し、京都派の欠席退席を待て、一味の連中のみにて不穩當の決議をなし、尚議長は開會後差出したる欠席届を握り潰す等、悉く不當の処置なり、といふにありとか。▲決議無効説と名古屋派の主張 京都側が頻りに決議無効を主張するに對し、名古屋側は如何なる意向を有するかと聞くに、同派の主領弘津説三師は曰く、元來京都側の無効説を唱ふる唯一の理由は、決議當日の出席議員数が總數八十四名に對して、過半数に満たざると云ふに在るも、其は間違ひなり。何となれば今回の宗派會に附て、最初より公然欠席を届出たるもの、及び無届欠席のもの、本派本願寺を初め天台寺門派、臨濟永源寺派、真宗出雲寺派、其他木辺、仏光寺の兩派が僅に一名づゝ出席して、他は欠席したる等を合して、都合十三名の議員は當初よりの欠席者にして、是は當然總數八十四名中より控除すべきを以て、残り七十一の正半数は三十五人強となる。然る時は決議當日一名に對する三十七名は無論過半数にして、即ち議事規定の第四条『會議は議員過半数出席するに非ざれば開會する事を得ず』又同第十二条『議案の決議は出席議員過半数に依る』とあるに準じたるものにして、此間毫も間然すべき余地を存せず。而して右議事規則は、既往十年來各宗會議の度毎に依用したるものにて、大菩提會々議も之れに依りたるものなれば、此の規則に適應したる決議の有効なるは云ふまでもなし。殊に決議前に新たに九名の委員を選び、調査委員と合して十八名となし、五日間休會して各自意

「明教新誌」・「日出国新聞」における仏骨奉迎の記事について（下）

志の疏通を計りたる結果、六ヶ条の報告を造り、且又菩提會の會則をも修正し、十分妥協したるにも拘はらず、當日其場に臨みて退席したる杯は、徳義上穩當と云ひ難し。若し今日の如く相争ふては到底際限なく、遂には再び外務省の注意を受け、他人の仲裁等を待て折合ふに至らば、仏教各宗の面目は全然潰れたるものとなるべく、釈尊在天の靈は果して如何ん。我々は飽迄決議の遂行を期すると同時に、成るべく穩和の手段によりて妥協すべく目下、これが為め京都側と交渉中なり事を法庭に訴へんなどは以ての外にして、我々は斯く迄墮落せる事實を世間に発表するを好まざるなり。

位置決 覺王殿問題（明治35年10月20日 第四九四四号）

▲決議無効説と菩提會 京都派の主領前田誠節師に依つて、殆ど其全權を左右せられつゝある大菩提會にては、今回の宗派會の決議は無効と見做し、右決議に關せず、從來に引續き事務の執行を為すことに決したりといふ。▲残務委員と京名兩派 宗派會閉會に際し、九名の比較調査委員に残務取扱を托したるが、其中妙心寺派の青山宗完、興正寺派の三原俊榮、日蓮宗の豊田心静（以上三名菩提會本部理事）相国寺派の上島恵材の四委員は、京都派なるを以て出席せざるより、他の五委員より出席を交渉せしに、四委員は自分の一存にては回答に及び難ければ、各自宗派にて協議の上、宗派より何分の回答に及ぶべしと答へたる由。▲天台宗と名古屋説 今回天台宗が挙つて名古屋説に投票したるに就き、同

宗中に紛擾を生ぜん有様なるより、同宗委員伊達亮真師は、弁疏の爲め頃日村田会長を訪ひしも不在なりしを以て、三原俊栄師に面談したるに、同師も打解け難き模様なりしといふ。▲本派と名古屋説 覚王殿建設地に附ては、本派本願寺は何れの地に定まるも異議なしとして、議員を出さざりしも、本派新門主の実弟たる木辺派管長、木辺孝慈師の代理者、足利義蔵師（本派本山教学局注記）名古屋派に投票せしより、同派にては本派の好意を喜び居る由。▲名古屋派有志 各宗派間調訂交渉の爲め、過般来入洛中の名古屋派有志、服部代議士、吉田禄在、小栗富次郎氏代理、鈴置代議士等は、談判不調の爲め止むを得ず一度帰名せし由なるが、一昨日更に同問題の爲め京都に趣ける由。▲大菩提会の改正会則 施行難 各宗派会にて決議したる改正会則は、来る十一月一日より施行する事なるが、右の改正は会監会の承認を経ざれば之を施行する能はざれば、名古屋派にては急に開会を望み居るも、目下の情勢は到底其運びに至らざれば、同改正規則は右期日より施行するは困難なりといふ。▲名古屋派某有力者の談 名古屋の有力者某語るらく、我々の眼中には京名両派なる者を認めず。一意釈尊の御遺形を奉安すべき覚王殿の速成を期し居るのみにて、今回両派の議員より推選したる神聖なる各宗派会議長より、名古屋に決定せりとの公報に接したれば、我愛知県下に於て報告演説会を開き、淨財を募り、覚王殿を速に建築するの意志なり。勿論各宗派間の折合悪しき場合には、双方へ交渉して円滑に事を謀るは、敢て異議なけれども、各宗派の軋轢如何等は、我々の預り知る処

に非ず。議長の通知を確実として、同殿の速成を期する迄なり。万一各宗派交渉の結果、決議の変更を見るが如き事あらば、飽迄強硬の態度を持して、各宗派会に當る決心なり。

設置決
定後の 覚王殿問題（明治35年10月21日 第四九四五号）

▲名古屋派と大菩提会との交渉 各宗派会副議長、日置黙仙師及び各宗派交渉委員、伊達亮真師は、名古屋期成同盟会、服部小十郎、吉田禄在の二氏と共に、去十六日午後、大菩提会長、村田寂順師を同会本部に訪ひ、覚王殿建設地も既に各宗派会に於て名古屋と決定したるに就ては、大菩提会長及び釈尊御遺形奉安事務經理たる座下に於ても、此旨御了承あり度く、殊に仮令名古屋に大菩提会本部を移す事になるとも、会長は矢張り座下に御継続を願度云々、との事を申込みしも、村田会長は各宗派会に、覚王殿建設地を名古屋と御決定とは承り居れども、其は正実なる議会にあらずして、不法不當の御決定と信ずるを以て、余り確定のものと思はず。故に只今の御交渉には、何等御答申上の事も能はずと述べ、相互の間に種々の問答ありしが、遂に何等要領を得ずして、日置師のみ居残り、他の三氏は退出せり。▲慰勞金三万円 後に居残りたる日置師は村田師に向ひ、先般来大菩提会役員側の方面より、名古屋派に向つて、覚王殿建設地に関して、名古屋が強て希望する事ならば、一步譲らざるにも限らず、其代り正副会長の慰勞金として金三万円支出せよ、との話しあり。目下半額位に減少の事を交渉中なるが、此際二万五千円を支出するに就き、過日

の各宗派会決議を正確なるものと認め、名古屋に建設する事に御同意ありたしと述べたるに、村田師は、余は左様な事は一切知らず、余は決して左様な金銭を得んとて京都説を主張し居るものにあらず、左様な汚らはしき談しは聞く耳なしと、憤然其場を立ちて別室に入りしが、村田師は後前田副会長を招きて右の事実を問ふ所ありしに、前田師は此等の風説の過日来伝聞する事あり。夫がため全国交渉事務所員、及び平安同志会員より問合せ来りし事あるも、全く大菩提会役員は一切知らざるのみか、素より斯る事柄のあるべき筈なきを以て、敢て懸念せずとの答へなりしが、村田師は仮令風説にもせよ、今日の場合斯の如き風説の出るには大に起因ある事ならんと、昨今特に従者に命じて其真相を取調中なりといふ。▲大菩提会の通牒 同会本部にては、両三日前下の如き通牒を各支部に配布したり。曰く『今回奉安地決定の件に關し各宗派会開設相成候処、遂に円満なる決議を見ざるは遺憾此事と存候。就ては此際、浮説流言百出候とも、敢て信用無之様被致度、本部より何分の宣言発示候迄は、從來通専心一意、会務の拡張に御尽瘁有之度、此段及御通知候也。

決議無効説と京名両派〔明治35年10月23日 第四九四七号〕

彼の各宗派会に於て、名古屋を以て覺王殿建設地と決定したるは、議員過半数の出席なき者故、其決議は無効なりとの京都派主張に対し、名古屋派は弁じて曰く、各宗派会議員総数八十四名の内、出雲寺派と寺門派は議員四名あるも、最初より其出席に關し

何等の申出なく、又本派本願寺は議員五名とも覺王殿建設地の京都、名古屋何れに決するを問はず、本山には何等の關係なしと申出あり。仏光寺、木辺、高田の三派は、二名宛の議員を出すべき筈なるも、初めより一名宛のほか出さず、以上十二名の議員は全く議權を放棄、又は喪失したるものにして、議員の資格を有せざるものと信ず。故に初めより出席したる七十二名を以て正當の議員として、此七十二名の内三十八名の出席は、即ち議員過半数の出席に相違なし。然らば曩日の決議は正當なるものと見て過ちなし。且つ仮に反対派の云ふ如く、総議員数八十四名にして出席議員三十八名は過半数にあらずとするも、現に昨年二月十九日妙法院に開会したる各宗派会に於て、大菩提会則改正案を議決したる際には、出席議員二十三名にて議決したる先例もあり、今更出席議員の多少を論ずるが如きは、持説の敗北に就て愚痴をコボスに過ぎずと。之に対して京都派は曰く、議事規則第四条に「會議は議員過半数出席するにあらざれば開会する事を得ず」とある以上は、是非其規則を守らざるべからず。議員の資格權利を放棄したるものあり抔とは、手前勝手の理窟にして、矢張り議員の定数即ち八十四名を以て、現在の議員総数と見るを正當とす。仮令前回に少数議員を以て決議したる例ありとも、是は各宗派が其非を咎ずして其決議を承認したるが故に差支へなきも、今回の如く既に其違法を咎むる以上は、違法は飽くまで違法なり。夫の各宗派会の決議は効力なきものとして、更に正當なる即ち規則通りの議會を開くにあらざれば、飽て無効説を主張して止まざるなり、云々。

名古屋派の準備〔明治35年10月23日 第四九四七号〕

覚王殿を名古屋に建設するの決議は、反対の各宗派に於て無効説を主張するに拘はらず、一方に於て各宗派会の正副議長、日置の二師よりは、名古屋期成同盟会に向け、釈尊御遺形奉安地を名古屋市の附近に議定したる旨を公然通牒したるを以て、同会員は其通牒に重きを置き、着々諸般の準備に着手し、尚契約に基き居る遺形を名古屋に奉還する事、及び大菩提会本部を名古屋に移転する事、並に反対派にして若しこの要求に応ぜざる時は、止むを得ず勝敗を法庭に争ふ事等を決議し、着々これが準備に取掛り居れり。

京名両派衝突の真相〔明治35年10月24日 第四九四八号〕

覚王殿を名古屋に建設すべく、過日の各宗派会に於て議決したるにも拘はらず、京都派が不同意を唱へ、今以て宗派間に円満なる局を結ばず、紛擾に紛擾を重ね居る該問題の真相なりといふを聞くに、最初京都派の津田日厚、豊田心静の二師は、名古屋派に向ひ、大菩提会の負債額十三万六千余円の外に、慰勞金として五万円の金を渡し呉るれば、覚王殿問題は議會に於て満場一致、名古屋派に決すべしとの事を申込みたるも、名古屋派は余り事の馬鹿くしさに断然これを拒絶したるに、其後議會開会の間際にも五日間の休会中にも同様の交渉ありしが、一切之を聞入れず。其代り大菩提会の負債十三万六千余円は、余り多額なるも、強て之を咎める事はせず、暗黙に認むる事にせんとの事にて、右の負債は

何等の異議なく通過し、覚王殿問題に就ては名古屋説に決したるに、又々津々師及び大谷派の木曾琢磨師より、三万円さへ出せば、覚王殿問題の決議に対して不同意を唱へず、との事を申し込見たるより、弘津説三、日置黙仙師等は、僧侶間に何時迄も彼是軋轢して居つては外聞も悪しく、且つ御遺形奉安殿を早く建設する上にも差支ふるを以て、旁々此申込を聞入るゝ事に。名古屋期成同盟会に謀らんと、其由同会代表者たる吉田禄在、服部小十郎の二氏に談じたる処、両氏共非常に憤激し、吾々は覚王殿を建設するが上に十三万六千円と云ふ莫大なる、而かも費途判明せざる負債をも弁償すると迄申出で居るに、更に斯る不道理の金を請求するとは何事ぞやとて、聞き入る模様なきにぞ。一方京都派の豊田師等に交渉不調の返答を為すに至りたるより、今尚ほ曩日の決議に就て、表面無効説を主張するに外ならずといふ。因に大菩提会々長村田寂順師は、これ等の不正怪聞を聞くに堪えずと為し、任を副会長にして京都派の主領なる前田誠節師に譲り、病氣保養の名を以て、去る二十日播州須磨に赴きたり。

覚王殿建設協賛会〔明治35年10月25日 第四九四九号〕

決議無効云々の取沙汰あるに拘らず、名古屋派にては京都に於ける各宗派会の正副議長より、覚王殿建設地は名古屋に決定したりとの通告を受けたるのみならず、飽く迄もこれが遂行を期するに決し、去る二十二日午後二時より、名古屋市商業会議所に於て、同報告会に兼ね其協賛会を開けり。会するもの青山市長、吉田禄

在、服部小十郎諸氏、其他期成同盟会員、建設請願人及び各宗取締等四十余名、席定まるや吉田禄在氏は自ら起つて、各宗派会正副議長よりの通告書を朗読し、続いて覚王殿を名古屋に選定せらるゝに至りたる迄の顛末を詳細に報告し、更に今後の方針に付き自己の意見を述べ、覚王殿にして既に名古屋に建設せらるゝに決したる以上は、期成同盟会の目的を達し了りたるものなれば茲に散会すべく、それと同時に改めて愛知協賛会を組織する必要ありと論じ、加藤尽三郎、白石半助其他の數氏の賛成演説あり。結局加藤、白石両氏の發議にて、協賛会設立の件、並に会則起草委員七名選定の件、其他數項を議決し、午後四時頃散会せし由なるが、其翌二十三日は各町総代集會を催し、右の結果を報告して、各町總代の同意を求めたりといふ。因に同地に於ける仮奉安殿は、前津町大谷派別院と内定せられた。

大菩提会々則改正 (明治35年10月31日 第四九五五号)

大菩提会々則改正、及び同會を名古屋に移すの件は、宗派會議の決議により、菩提會名譽會盟會を開く筈なるが、臨濟宗一派の宗派會に欠席せし以來、意思の疏通を計る能はざる為め、日蓮宗の津田日厚、大谷派の木曾琢磨、天台宗の伊達亮真の三師交々処分交渉中なりしが、終に去る廿六日、三師は村田菩提會長に會盟會を開かれたき事を申込みしに、此と同時に真言宗の土宜法竜師も、同様の申出を為るを以て、村田師も略ぼ諒諾したる由にて、遠からず會盟會を開く事と成るべければ、必ず円満なる終局を見

るに至るべし。

大菩提會役員會 (明治35年11月1日 第四九五六号)

同會にては會監會開催の件に附、大仏妙法院内同會本部に於て、過日來委員等集會交渉を遂げし結果、一昨日役員會を開き、會監會開催期日、其他の件々を協議する筈なるが、多分來月六、七日頃を以て、會監會を開くに至るべし。

菩提會の負債と収入 (明治35年11月3日 第四九五八号)

例の仏骨問題は、兎も角も投票の結果名古屋と決定せしも、之に對し京都派の決議無効の苦情ある為め、名古屋派も流石に決議実行の運びに至らず。目下兩派睨み合の姿なるが、其れも可なりとして、唯一つ困難なるは同會の負債一條なり。同會の負債は概約十三万六千零三十九円八十二錢と称するも、其は延滞利子を含まれ居るものにて、實際は十二万九千五百円なるが、今最も確實なる内訳を挙げれば、

大菩提會負債金額及人名表

金高	利子	債權者	借入年月
二百円	一	有沢香庵	卅三年十二月
六千円	一	前田玄七	卅四年八月
千円	一	河野良心	同十月
三万円	一	森田武兵衛	同十一月
三百円	一	禅林寺	同十二月

二千四百円	一二	伊藤京右衛門 水谷得応 丹羽円	卅五年二月
一万四千元	一	森田 武兵衛	同
六百元	一二	丹羽 円	同四月
一万五千元	一	森田 武兵衛	同
五百円	一五	原 治助	同
五千円	一	亀井 吉之助	同五月
一万円	一	大橋 与市	同
五千円	一	安田 亀吉	同六月
四百円	一	原 治助	同
千五百円	一	田中 久三郎	同
七百円	一二	丹羽 円	同
五千円	一	広田 常吉	同七月
千八百円	一二	丹羽 円	同
千円	一	□ 松之助	同
千六百元	一二	積 等 顧	同八月
五百円	一二	伊東 日清扱	同
一万円	同	大橋 与市	同九月
一万円	日歩五銭	藤井 嘉蔵	同
六千円	一	宇野 為吉	同
合計	十二万八千五百円		

外に三十三年、伊東長十郎よりの保定金として、預り分金一千円、合計金十二万九千五百円也。而して同会に於ける昨三十四年

四月より、本年九月迄の収入を挙ぐれば左の如し。

一金六千八百五円六十七銭五厘 収入総額

内 訳

金五千三百三十六円〇六銭 入 会 金

金一千三十四円八十八銭九厘 志納所収入

金三百四十三円七十八銭一厘 雑 収 入

金二十三円七十四銭 預 金 利 子

金七十七円二十銭五厘 引継の際現在金

● 仏骨に関する暹羅皇室の意向

本邦に於て仏骨問題が紛擾を極め、覚王殿の建設さへ未だ着手せられざる此際、暹羅皇室并に政府及び国民の意向とて、曩に同国に渡航したる法学士吉田佐吉氏の語る所によれば、仏骨問題の消息は、一々本邦新聞の翻訳を以て同国の上下に伝はり、同皇室にても余程憂慮せらるゝ由、万一紛擾已まざるに於ては、致方なし之を京都と名古屋とに分置するより外なかるべし。現に分骨は緬甸、錫蘭にも其例あり。同皇室に於ても、覚王殿の建築用材をも各地に分与しても、差支なき意向あるやに聞けりとなり。

大菩提会々々監督 (明治35年11月8日 第四九六二号)

大菩提会々々監督は、予報の如く再昨五日午後一時四十分より、各宗派会議と併せて京都妙法院に於て開会し、先づ正副議長の選挙を行ひたるに、議長には聖興寺門跡、華園沢称師、副議長には真言宗、土岐法竜師當選したり。依つて一応休憩して三時ごろより

議事に入り、華園議長は書記をして、左の議案を朗読せしめたり。

第一、本年十月各宗派会議に於て決定したる大菩提会の改正会則を承認するの件（一号）

第二、正副会長の辞任を認容し、更に改選の上、三日間内に新旧事務の引継を為すの件

第三、釈尊御遺形は、十一月十五日名古屋に奉遷する件

第四、御遺形奉遷に関する諸般の事務は、大菩提会新役員に於て担任するの件

第五、大菩提会本部は諸般の事務を整頓し、御遺形奉遷と共に名古屋市に移転するの件

第六、一各宗派に於て門末一般に、本年十一月十五日を以て、

大菩提会の事業に翼賛すべき旨、論達を發するの件

第七、御遺形奉送迎は、各宗管長以下各宗派當路者等も之に従事するの件

斯て第一、第二の両案は一、二の質問なりしのみにて直に之を可決し、更に第三議案、即ち十一月十五日を以て釈尊の御遺骨を名古屋に奉遷するの件は、過般來種々の確執ありたることとて、或は又々議論の沸騰を來すことなきやと憂慮する向きありしに、今となりては京都派も最早詮方なきものと諦めたりと見え、唯々『御遺骨は本部と共に名古屋に移され、跡に負債のみ残さるゝ様のことありては迷惑なり』との質問に対して、番外より『決して左る事なし。負債は勿論、一切事務は御遺骨奉遷の前日、即ち十

『明教新誌』・「日出国新聞」における仏骨奉迎の記事について（下）

四日までに総て整頓する都合なり』の答弁を得て満足し、転瞬の裡に同案を可決したれば、茲に愈々釈尊の御遺骨は、來る十五日を以て名古屋に奉遷することとなりたり。左れば之に關聯する第四、第五、第六、第七の各案に対しては、固より異議のあるべき筈なく、一瀉千里の勢ひを以て之を可決し去り、再応休憩の上、更に正副会長の選挙をなす都合なりしも、夜に入りたる為め、此稿を草するまでは、未だ其報告に接せざりき。左れば予て打合せありたることなれば、多分会長には大谷光演師、副会長には日置黙仙師當選したることならん。

大菩提会々々監督（明治35年11月9日 第四九六三号）

既報の如く、愈々名古屋に覺王殿を建設することに確定したるに就き、來る十四日迄に、同地の服部小十郎外二氏の責任たる十三万六千余円の会債は、悉く現金を支払ひ又改正会則に抛り、部長の曹洞、日蓮、真言、天台宗及び大谷派、妙心寺派より各一名選出する事となり、評議員九名は右六宗派より各一名の外、融通念仏、浄土（西山派）、真言、律、法相、華嚴、時宗の各宗派より一名、臨濟（妙心寺を除く）及び黄檗宗より一名、真宗（大谷派を除く）より一名を選出し、理事は以上部長及び評議員の選出なき他の宗派より三名、俗人より三名を出し、会長、副会長選挙に就いては、我社予想の如く、迎齋使たる大谷光演師を會長に、曹洞宗日置黙仙師を副會長に選挙し、日置師は直に承諾したるも、大谷師は目下東上中の事なれば、華園沢称、土宜法竜の両師

より通知する事とし、仏骨は當分名古屋大谷派別院内へ安置し、大菩提会本部をも同所に設くる事に決したり。尚仏骨送迎の日取は来る十五日と定めあれども、九州行幸の 陛下御還幸の都合により、二、三日延期するに至るかも知れずと云ふ。

暹羅国布教の建議〔明治35年11月10日 第四九六四号〕

去る六日、洛東妙法院に於て開会せし大菩提会監令各宗派会へ、村田寂順師よりこれを提出せし由なるが、該建議書の全文は左の如しといふ。

建 議

明治三十三年六月世界唯一独立仏教国

大暹羅王陛下至仁博愛の聖旨に依り、億載□□なる釈迦大覚王尊の御遺形を我邦仏教徒一般に頒賚し給ひて、南北仏教の一致を図り、二十世紀文化上に一大光明を發揮すべき、有形無形に広大円満の仁恵を蒙れり。斯る宏洪なる恩波に浴したる大日本国四千万の縑素、何等の事を以て海嶽の優恩に報い奉る可きかを慮り、賜夜に安んずる能はざる所なり。右に附ては御遺形奉迎の後、再び各宗派を代表して使節を派遣し、暹王陛下并に皇 后陛下の恩夙に対し、土物を貢し謝敬を陳べ奉る可きをも之を延緩し、幸に仏教図書館御建設に附、稲垣公使の勸奨に由り、各宗派所依の経論書籍を貢獻せし宗派の多に至りしも、之を以て未だ報効の誼に當つるに足らざるは、慙愧の至に堪へざるなり。熟ら惟るに暹羅国は王公貴族を始め信徒の純厚なる、必ず

先づ授戒伝道するの後ち始て、王位又は大臣の位に就かせらるゝの制規にして、崇道信教に至誠なるは、印度、支那、日本現今宗教界の比に非ざるは、□□も管ならずと雖も、憾らくは所弘の教典純ら小乗教にして、未だ大乘教の芽苗無きは、抱憾に堪へざる所なり。是則同一仏教者として之を□外にし顧みざるに忍びざるや。尚し今や□充ち報□するに當り、我国各宗派中より学識に富る英語を能くする者二、三名を選抜、渡暹せしめ、新たに大乘仏教の種因を植蒔し、仏出世の本懐を三千載の今に暹羅国に扶宣し、一乗の法雨を以て普く三草二木に潤沢せしむるを得ば、事簡にして功績の理外に多からんことは、識者の議を待ざるべし。幸に不日暹羅国

皇太子殿下、我国觀光の爲め来啓せらるゝを聞く。冀くは各宗派を代表し、謁を乞て丹衷を上稟し、親しく令旨を捧げ、従前暹延に属せる大日本国仏教者全体の□□□□を表彰するの端緒を発かれんことを切望して歎ず。□で各宗派管長御座下に浼告し、大□の明□を乞ふ。

菩提会協賛会役員の西行〔明治35年11月11日 第四九六五号〕

過日の大菩提会々監会に於て、御遺形奉迎大菩提会移転期を、来十五日と決定したるを以て、奉遷準備打合せ及び大菩提会事務引継を受くるため、大菩提会愛知協賛会の服部小十郎、加藤重三郎、長谷川百太郎の三人は、大菩提会愛知県支部幹事、丹羽円氏と共に、去る八日夜行汽車にて京都に赴ける由。因に協賛会幹事

長以下の役員は目下人選中。

大菩提会協賛会の役員囑托

〔明治35年11月12日 第四九六六号〕
大菩提会愛知協賛会にては去る八日、幹事長を服部小十郎氏に、幹事を海部晃蔵、加藤重三郎、鈴置倉次郎、野村朗、長谷川百太郎、岡部善之助の諸氏に囑托し、其他賛助員、顧問等をも夫々囑托したりといふ。

釈尊御遺形奉送迎準備

〔明治35年11月13日 第四九六七号〕
覚王殿問題は、愈々京都、名古屋両派の感情疏通し、円満の終結を告ぐるに至り、これと同時に三日内に大菩提会の負債十三万六千円余を悉く償却して、新旧役員の引継を了し、来る十五日御遺形を名古屋に奉遷することとなり、時日も大に切迫し居るを以て、各宗管長以下重役諸師は、挙て之が準備に着手し居れるが、今回奉送迎の費用は、悉く名古屋にて負担し、嘗て暹羅より奉迎せし當時に劣らざる盛典を挙行する筈にて、汽車の如きは通信省と交渉し、臨時汽車を借切り、奏楽其他壯嚴なる式を行ふ筈なり。又仮奉安殿は、既報の如く大谷派名古屋別院を充る由なり。

仏骨の訴訟騒ぎ

〔明治35年11月15日 第四九六九号〕
別項記載の如く奉遷の実行に就き忙しき折柄、京都平安同志会、服部賢成外一名より、大谷光瑩外三十七名を被告として、覚王殿を名古屋に建設する決議無効、及び仏骨に対する共有教確認訴訟

を京都地方裁判所に提起し、尚仏骨に対し仮処分申請をなしたるが、右の内仏骨に対する仮処分申請に就ては、供託金二万円を提供するに於ては許すべしとの決定を与へられたりといふ。

仏骨奉送迎臈間

〔明治35年11月15日 第四九六九号〕
各宗派会の決議に基き、仏骨は愈々本日前八時四十分、七条発別立立汽車を以て名古屋に奉送する事となり、過日より妙法院内大菩提会本部にては、津田日厚師奉送委員長として、之が準備に奔走しつゝありしが、奉遷当日は行列に樂人を加へ、煙火を打揚ぐる事に決し、知事、市長、名誉職等へは案内状を發したり。▲名古屋に於ては、奉遷事務所を市役所内に設け、中村勝契、土宜法竜の両師、諸般の事務を処理しつゝあり。午後二時仏骨の御着車あるや、先づ停車場内に建設せる仮小屋に御休憩、同三時発興し、仮奉安殿たる裏門前町、曹洞宗万松寺へ入興。同五時より僧侶焼香参拝あり。翌日より法要を営む由。▲大谷派新法主は、愈々大菩提会々長たる事を承諾し、仏骨に供奉し、又暹羅国公使も奉迎する由。愛知協会にては各町総代を招集し、奉迎に関する協議を為し、當日は盛んなる奉迎を為さんが為め、諸種の賑を催ぶす事に決せり。▲尚土地に於ける覚王殿建築事業は、総て曹洞宗に於て担当するに決したり。

仏骨訴訟騒ぎの後聞

〔明治35年11月16日 第四九七〇号〕
京都派運動者服部賢成等が、大谷光瑩伯外卅七名の各宗管長を相

手取り、訴訟を提起せし事は、逸早く報導せし処なるが、其一定の申立及び請求の原因は、実に左の如し。

一定の申立

明治三十三年六月十四日、暹羅国王陛下より下賜されたる積尊遺骨は、日本帝国仏教徒の内なる原告も、其共有物の一人たる事、及明治三十五年十月十二日の各宗派会議は無効たるを確定すべし。訴訟費用は被告の負担たる可しとの御判決を求む。

請求の原因

(一) 係争の積尊遺骨は、明治三十三年六月十四日暹羅国王陛下より我日本仏教徒、即ち信徒全体に下賜せられたるものにして、各宗派の僧侶に限定せられたる者にあらず。(二) 被告等は之を誤解して、各宗派の僧侶が下賜せられたるものと断定し、信徒の一人たる原告等を措き、不法にも宗派会議なる者をして、明治三十五年十月十二日、之を名古屋に移転するを決議し、原告の共有権を侵害したり。是れ明に民法二百五十一条に違反したるものとす。(三) 且彼等が為したる決議自体に於ても、有効たる事を得ず。即ち議員八十三名を以て組織せられたる会議なるに、十月十二日の決議は、三十八名の出席議員に於て決議せられ、該会則第四条に違反したり。(四) 原告服部は、真言宗の僧侶、原告人見義孝は日蓮宗信徒にして、僧侶の区別あるも、何れも仏教徒にして即ち信徒なりとす。奉還準備の全く成りたる今日、何故に突然仏骨に対して、忌はしき訴訟沙汰を惹起するに至りたるかと云ふに、訴訟提起者は、覚

王殿問題に就き、何か一儲けせんものと、予てより目録見居りしに、事計画と齟齬して、思はしき事もなかりしより、今回の如き挙に出でたるもの、由なれば、元より訴訟其物は彼等の目的とする所にあらずして、自己の利慾を充さんとの狂言に過ぎざるべしといふ。

仏骨名古屋に奉還せらるる (明治35年11月17日 第四九七二号)

京都派の運動者服部賢成等は、既報の如く仏骨差押の仮処分を申請したるも、二万円の供託金を調達する能はざりし為め、折角の計画も水泡に帰し、仏骨は予定の通り一昨日午前六時卅分、京都妙法院なる仮奉安殿を出で、八時四十分七条発別仕立の汽車にて、各宗の管長代理以下多数僧侶供奉して、名古屋に向ふこととなり。左れば奉送の為め花火を打揚ぐるなど、其混雑一方ならずりしが、斯く一路滞りなく、午後一時卅分名古屋なる笹島停車場に到着するや、仏骨は一応構内に設けありたる仮殿に奉安し、暫時休憩の上、暹羅公使は輦輿の前に、又大谷光演師は其後に供奉し、多数の僧俗更に其前後を圍繞して、順路門前町なる万松寺の仮殿に入りたり。左れば名古屋派の欣び一方ならず。市中は非常の賑ひを極めたりといふ。

仏骨奉還余聞 (明治35年11月18日 第四九七二号)

再昨十五日、京都妙法院内なる仮殿より名古屋に奉還したる仏骨は、辛櫃に納め錦の覆ひを掛けあり。京都にては流石好い心地も

せざりしと見え、奉送方稍々冷澹の様見受けられしが、之に反して名古屋に於る奉迎の光景は中々熾なものにて、笹島停車場より万松寺仮奉安殿までの沿道は、殆んど善男善女を以て充され、中には蓆を敷て地上に跪坐し、遺骨又は大谷新法主を拝して、流涕するものさへありたり。斯て万松寺の仮殿に着するや、正面に昇据え、暹羅公使、新法主、村田前会長、日置師以下順序参拝焼香して、午後五時ごろ孰も退散したり。

仏骨訴訟の開廷期〔明治35年11月19日 第四九七三号〕

既報の如く、京都府葛野郡松尾村、真言宗法輪寺住職、服部賢成、京都市上京区疏水二条下る岡崎町、日蓮宗信徒、人見義孝の二人より、各宗派管長委員卅八名を相手取りて、京都地方裁判所に提起したる、釈尊遺骨有権及び決議無効確認の訴訟の口頭弁論は、十二月中旬を以て開廷さるゝ模様なるが、此連中は右の訴訟如何に拘らず、大菩提会の負債十三万六千円中、第一回の払込金五万円にして、来る廿四日までに調達出来すれば、仏骨は再び京都に入ることゝなるべしなど、荐に力み居る由なり。

仏骨奉安彙報〔明治35年11月20日 第四九七四号〕

仏骨を奉安したる裏門前町万松寺は、其後続々参拝者ありて、日々二万人に下らざるが、再昨十六日は、妙法院門跡村田寂順師大導師となり、天台宗の僧侶二十余名参拝して法要を営みたり。▲一昨十七日は早川見竜師の法話あり。又た午後二時より曹洞宗

寺院住職二百名、同宗学生、雲衲八十余名参拝し、豊川閣妙嚴寺住職福山黙童師、管長代理として大導師となり、遺教経を誦し大法要を営み、夫より近藤疎賢師の法話ありたるが、當日は別に同宗の吉祥講員二千余名参拝して、堂内立錫の余地なかりし。尚ほ法要の前後に参聴社よりの奏楽ありたり。▲昨日は日蓮宗、本日は真宗、二十日は浄土宗西山派、二十一日は臨濟宗、黄檗宗、二十二日は真言宗各派の日割りにて、孰れも午後より各法要を営む由。▲十六、十七両日の賽銭は百円近くに上りたるが、同時据附の賽銭箱にては狭小に就き、南伊勢町美濃兼より、長九尺幅四尺総櫛造りにて、正面に大菩提会の定紋三葉蓮ある大賽銭箱を寄附するよしなり。

覚王殿敷地怪聞〔明治35年11月23日 第四九七七号〕

名古屋に於ける覚王殿敷地に關し、早くも二、三の醜聞は伝へらるゝに至れり。曰く覚王殿建設地はたゞ名古屋市附近とのみにて、未だ何所とも定まらざれば、市民は齊しく予て候補地として聞えたる八事、田代、千種、広路等の中に就て、其一を選定するならんと予想せる折柄、某々二、三の徒は最初より業に既に将来の私利に着眼し、今回新に八事、天道山以南、愛知郡笠寺、鳴海間の以北にある山林三十六町歩の払下げを請ひ、此の中より覚王殿の建設に要する地所を引去り、其残余を以て各自の私利に供せんと図る所あり。此事に就ては早くも夫々の向に対して手を尽し、尚ほ専ら運動に怠りな、云々。又曰く同地協賛会の吉田禄

在、服部小十郎、二、三の輩は来月暹羅皇太子の来遊さるゝ迄に、是非共これが地鎮式を挙行せざるべからずと唱へ、其建設地を前掲敷地以外、愛智郡御器所村字八幡山附近を之に充てんと熱心奔走しつゝある由なるが、該地所は曾て、名古屋遊廓移転論の起り、當時雨宮敬二郎等一派が之を遊廓地として、一攫万金の暴利を占めんとて買占め、移転論立消のため今まで持腐れとなりし場所にて、今は横浜蚕糸銀行へ抵當に差入れあり。吉田等は茲に覚王殿を建立せば、雨宮より二万円の報酬を得る条約あるため、斯くは頻りに運動せるなり、云々。

菩提会旧理事の苦心〔明治35年11月23日 第四九七七号〕

大菩提会本部は既に名古屋に移りたるも、彼の十三万六千円の負債中、五万円は来る廿四日迄に支弁すべき約束なるに拘らず、名古屋に於ては昨今の所、到底支弁の程覚束なく、旧役員等は再び裁判沙汰となりて、差押の醜名を蒙るに至るやも知れずとて、前田前副会長以下は、一昨日来切に密議を凝し、善後策を講じ居る模様なり。

暹羅皇太子御来遊に就て〔明治35年11月25日 第四九七八号〕

稲垣駐暹公使より、頃日某所に達したる書翰によれば、暹羅国皇太子殿下には、愈々来る十二月第二週日を以て、我国御到着の御予定にて、我皇室を始め奉り政府に於ても、懇篤に御待遇あるべきは勿論なるも、殿下には御幼少より専ら英国の教育を受けさせ

られたることゝて、其御氣質全く英国貴紳の美風を備へさせられ、随ひて我國民の歓迎等に対しては、一層御感得あらせらるゝ事に附、我國民一般に於ても充分歓迎の意を表せられんこと希望に堪へず。殊に刻下暹羅国に於ては、親厚なる盟兄国として、本邦に信頼するの傾向を呈しつゝあり。此際我國民の殿下に対し奉る歓迎振如何は、暹国有司の最も注意を怠らざる所なるべく、延ては此国賓歓迎の一事が、日暹両国間将来の關係に著しき効果あるべきは疑ふべからざる所に付き、此点に留意して「一般歡迎方遺憾なき様取計らはれたしといふに在りて、尚暹羅国皇帝陛下の御名代として、皇族御一名は殿下奉迎の為、巡洋艦マハチヤクリ号にて、本邦迄御渡般の儀決定し居りといふ。

覚王殿敷地選定の競争〔明治35年11月28日 第四九八一号〕

覚王殿設立地は京都、名古屋の両地競争の結果、漸く名古屋派の勝利に歸したるも、同派中又南部、東部の両派あり。南部派は予てより覚王殿敷地期成同盟会なるものを設け、必至の運動をなし居れば、東部派も又如何にもして愛知郡田代村月見坂西北の地を以て、右の敷地に充てんものと、去月中田代、鍋屋、上野、千種等の各村長始め、二千余名連署の請願書を呈出したるが、去る廿四日、更に鍋屋町大光寺に發起人四十余名集会協議の結果、昨廿七日其大会を開き、席上覚王殿敷地期成信徒同盟会なるものを組織し、会長には萱屋町中村与右衛門、副会長には古出来町柴田善右衛門を選定したり。

名古屋に於ける仏骨問題〔明治35年11月30日 第四九八三号〕

仏骨の名古屋遷移に就ては、予て大菩提会の負債に属する十三万六千円を、名古屋派にて皆済することゝなし、其償却期を五期に分ち、第一期五万円は本月廿五日仕払ひとなし、其他は四回に分ち、都合本年中に全額の仕払ひを為す事となり居たるに、其一期五万円の中二万円は退引ならぬ事情ありて、本月二十日仕払ひたるも、残額三万円の調金は、終に出来ざる為め、右金額受取の為め、京都より派出せし元菩提会会計部長豊田師は、大いに其の前約違背の処置に憤慨し、廿七日は菩提会本部に出頭して、日置副会長に談ずる処ありしも、是れ亦要領を得る能はざりしかば、此上は京都に歸りて、名古屋派の食言を各宗管長に報告し、善後策を議するより外なしと決心し、廿八日帰洛の途に就けりといふ。

名古屋市と覚王殿〔明治35年12月1日 第四九八四号〕

名古屋市有志者は、予て覚王殿愛知協賛会の釐革を目論見つ、ありたる折柄、端なくも菩提会不始末事件曝露され、負債銷却問題の解決如何によりては宗派会の再議となり、折角得たる覚王殿も、為に或は名古屋以外の処に遷されんも計り難く、斯くては区々たる協賛会の内議を云々する時にあらず。実に名古屋市の面目に関する大問題なれば、進んで其大目的たる覚王殿建設の事に力を尽さざる可からずとて、県市会議員諸氏は、青山市長にも協議する所あり。去る廿八日御園町宮房楼に有志会を開き、之が善後策に就て協議する所ありし由。

覚王殿敷地運動〔明治35年12月1日 第四九八四号〕

愛知県下、愛知郡田代村月見坂西北の地に、設置の意見を有する名古屋市東部の有志は、去月廿八日鍋屋町大光寺に大会を開き、出席者二百余名にて御遺形奉安地期成会なるものを組織するに決し、規則書制定の後、会長に中村与右衛門、副会長に柴田判左衛門を選び、尚ほ幹事十五名、評議員廿名を挙げて散会せり。

大菩提会の昨今〔明治35年12月3日 第四九八六号〕

覚王殿敷地選定に就ては、種々の怪説伝へらるゝにより、成るべく速かに決定せんとて、大菩提会にては、土地寄附希望者は去月二十八日を限り、申出べき旨廣告したるが、本部役員又は協賛会員中には、右は余り短期日に過ぐるを以て、他日、役員中に野心家ありて、急劇に敷地を選定したりなど、謗を受けることあるやも憚られず、との杞憂を懐くものあり。終に寄附申込期日を、本月十日限りと改正したり。▲他府県に於ける会員募集は、協賛会の事業進捗して負債の償還を了へ、敷地の地均等に着手したる後之を為す筈にて、既設の各支部は夫々事務の整理をなさしめ、未設の分は会員募集に着手するまで、設置を見合すこととなり居れりと。▲愛知協賛会にては、漸く名古屋市内の勧募に着手したるのみにて、郡部に向つては未だ勧募の方法すら決定し居らざる由なれども、夫の五十万円の責任寄附金中、其大部分は名古屋市内に於て募集するの覚悟なれば、同市内全般の勧募其緒に就きたる上、郡部に切り入る筈にて、其方法も一、二郡宛着手するか、ま

た或は一時に全県下に向つて勸募を始むべきやの二途に就ては、目下考案中なるが如し。

大菩提会近事〔明治35年12月4日 第四九八七号〕

其本部を名古屋に移転せしより以来、会務整理の爲め事務分担を協定し、同時に役員の任命を行へる由なるが、今其人名を聞くに会長大谷光演、副会長日置黙仙、会計部長中村勝契、建築部長福山黙堂、庶務部長津田日厚、会計監査部長土宜法就の諸師にて、奉仕部長並に奨励部長の二名のみは未定なりといふ。▲昨紙所報の如く、同会にては覚王殿敷地選定に就き公平を保たんが爲め、来る十日迄敷地寄附申出期限を延期したるが、現在申込二十一個所の中、本部の定めたる資格を有するものは、愛知郡広路村妙見山、及び東春日井郡小幡村字小幡ヶ原の二ヶ所なり。▲御遺形奉迎に關し尽力したる、本邦駐劄暹羅公使ビヤ、ラハヤ、ヌブラバングダ氏の功勞を表彰する爲め、同本部より同会名誉会監の推薦状を送附したり。

大菩提会の負債償却に就て〔明治35年12月6日 第四九八九号〕

名古屋の菩提会協賛会と旧菩提会役員との間に契約したる、第一回払込金五万圓中二万圓だけは、既に履行済みとなりたるも、残額三万圓は未だ支払なき爲め、旧役員にては去月々末の支払金に差問を生じ、大に困難を感せしかば、菩提会前会計理事豊田心静師は、去一日名古屋に到り、該契約の履行を迫り居たるも、何等

要領を得ず。而して今名古屋協賛会が、何故に契約を履行せざるやと云ふに、最初菩提会の負債は何程なるやと問ひしに、九万圓には過ぎざるべしとのことなりしに、僅か二ヶ月程の間に十三万六千圓となりたるに就ては、少しく疑ふ所あり。依て菩提会移転以来、名古屋協賛会に於て会計諸帳簿を詳細に調査したるに、支徒明瞭ならざる廉あるにぞ。該契約を履行するには、充分の調査を遂げたる上ならでは、現金を支出し難しと云ふにあり。然れども既に十三万六千圓の負債あることを認め、之が支払を承諾したる以上は、今更些々たることを楯として、契約を履行せざる如きは、名古屋協賛会の爲め、大に執らざる所なりとて、京都派は大に激昂せる趣きなるが、尚聞く処によれば、名古屋よりは京都に於ける旧役員の醜事を暴露せんとて既に入洛し、頻りに秘密探偵に従事し居れりと云ふ。

暹羅皇太子の御来遊に就て〔明治35年12月7日 第四九九〇号〕

暹羅皇太子を載せたるインプレス、オフ、チャイナ号は、不日本邦に到着の筈なるが、仏教各宗派はこれに対して如何なる大歓迎会を催すべきや、周到の注意こそ望まほしけれ。

覚王殿問題協議会〔明治35年12月8日 第四九九一号〕

飯覚王殿なる名古屋市方松寺内の愛知協賛会は、去る三日の夜幹事会を開き、出席員十三名にて、日置黙仙、土岐法竜両師より寄附金勸募に就き依頼する所あり。副会長吉田禄在氏より、仏骨安

置の顛末、及び新聞紙上に伝へられたる怪聞に由りて、世の疑懼を惹き起したること、及び之が為め名古屋市の紛議を来し、歩調の整はざることを憤り、懇談する所あり。又予て名古屋市會議員に由りて組織されたる九日会の一団は、其翌四日午後六時、忘年会を兼て覚王殿問題に就き得月樓に会合せり。出席十七名にて種々協議せる所ありしが、柳原英三氏一人を除き、他の諸氏は覚王殿建設の如きは、一部人士の愛知協賛会に委ぬべきにあらざれば、宜しく歩調を一にして、協賛会の革新を期すべしとの内議を決したるよし。又同日午前十時、名古屋南部選出市會議員九名は、土井勝清氏の宅に會して、協賛会を解散し更に全市挙て別に施設すべしとの決議を為し、此議を協賛会に申込みんと協賛を為せし由。

暹羅皇太子歓迎準備 (明治35年12月8日 第四九九一號)

名古屋大菩提会にては、不日渡来あらせらるゝ暹羅皇太子歓迎の爲め、去る五日同本部なる同地の万松寺にこれが協議会を開き、副会長日置師以下出席諸般の打合せを為したる由。又京都本願寺及妙法院にては、同様御招待の準備中。

●本派本願寺法主の東上 本派本願寺法主大谷光尊伯は、一昨夜静岡に一泊し、昨日午後三時三十分、新橋着にて東上したり。用向は何か親戚向きの事に関し、一個人の資格に於て東上したるなりといふ。

「明教新誌」・「日出国新聞」における仏骨奉迎の記事について (下)

大菩提会の法要月番 (明治35年12月8日 第四九九一號)

大菩提会にては、法要月番を一月天台宗、二月真宗各派、三月真言宗、四月浄土宗、五月日蓮宗、六月臨濟宗、七月曹洞宗と定めたり。

仏骨所有権確認訴訟 (明治35年12月9日 第四九九二號)

仏骨所有権問題に関し、曩に真言宗僧侶にして、失敗派の一人なる服部賢成氏外一名より、各宗管長並に同委員を被告取り、仏骨は元來暹羅皇帝より我邦仏教徒全体に対して分与されたるものなれば、各宗派管長及同委員等のみの専斷を以てこれを議決し、これを左右すべき性質のものにあらずとの旨趣に依り、同所有権確認の訴訟を京都地方裁判所に提起したる由は予て聞く所なるが、右に就き本日午後一時、同地方裁判所に於て口頭弁論を開始する筈なり。因に各宗派管長側の弁護士は、名古屋の加藤重三郎氏其他なりといふ。

暹羅皇太子殿下歓迎準備 (明治35年12月14日 第四九九七號)

同殿下御來遊に就き、仏教各宗派にては、これが盛んなる歓迎会を催さんとして、一昨十三日午後、芝公園浄土宗務所内に其準備会を開き、席上曹洞宗よりは嶽尾來尚、芳川雄悟の両氏、日蓮宗よりは増田海門、浄土宗よりは竹石口善、千葉秀胤の両氏を委員に選定し、門末檀信徒に向つて夫々勧誘するに決して、同四時解散せり。なほ名古屋の大菩提会にては、釈尊御遺形奉安地へ、是

非共同殿下の御立寄を仰がん計画にて、目下同国公使と打合せ中の由なるが、弥々御立寄と事定りたる以上は、これ亦盛大なる歓迎会を催すべしといふ。

仏骨訴訟の延期 (明治35年12月14日 第四九九七号)

京都洛西嵯峨法輪寺の住職服部賢成師より、大谷光瑩師外三十七人を被告として提起したる、仏骨共有権確認及び決議取消の訴訟は、去る九日口頭弁論開廷の筈なりしが、原被の都合に由り延期となり、弥々来年一月二十二日開廷の旨、去る十一日京都地方裁判所より原被両造に通知せり。而して右被告の代理は、依然名古屋の弁護士加藤重三郎氏なり。

大菩提会愛知協賛会 (明治35年12月15日 第四九九八号)

仏骨の移転と同時に、大菩提会本部をもこれを名古屋に移し、従来の覚王殿敷地問題期成同志会は、其会名を變じて、大菩提会愛知協賛会と名くるに至れる由は、既にこれを報じ置きたるが、右協賛会にては、この頃漸く七名の起草委員の手にて其規則書を脱稿し、一兩日前これを幹事總會の議に附し、異議なく可決したり。因に同会の会長には、徳川義礼公を戴く筈にて、既に其内諾を経たりといふ。

暹羅皇太子殿下御着と各宗管長の奉迎 (明治35年12月16日 第四九九九号)

暹羅国皇太子殿下マハ、ヴマヤリウド親王は、去る一日エンブ

レス、オフ、チャイナ号に搭じて、晚香坡を発し、海路無事本日前八時、弥々横浜に御着あり。皇宮附属邸にて暫時御休憩、同九時横浜発列車にて午前十時新橋御着。それより芝離宮に入らせらる、都合なるが、右に就き曩に芝公園浄土宗々務所内に歓迎事務所を設けたる仏教各宗派よりは、在京各宗務管長、並に各宗派執事等三十有余名は、新橋停車場構内プラツトホームに、他の各役員、府下仏教各宗有志僧侶、各宗学校生徒及び檀信徒總代等二万余名は、停車場より離宮までの沿道に整列すべく、又日蓮宗中池上本門寺貫主を始め同末寺、並に日蓮宗第一中学区中檀林生徒等数百名、及び同宗徒数百名は、大森停車場にて奉迎し、横浜市の仏教各宗派寺院、並に同仏教講話会々員等は、同地に於て各々団体を組織し、これが奉迎を為すべしといふ。因に新橋停車場に於ける仏教各宗派の奉迎事務所は、停車場前の鶴屋なり。

暹羅皇太子殿下捧呈の念珠 (明治35年12月17日 第五〇〇〇号)

過日来暹羅公使館と交渉中なりし、同国皇太子殿下古屋御立寄の件は、弥々大菩提会々員の所願通りに運ぶこととなり、同殿下は帰京一週間の後、積尊御遺形御参拝として名古屋に出発せらる、都合なるが、其際大菩提会よりは念珠一聯を殿下に捧呈するに決し、既に其調製方を京都の某商店に命じたる由。因に該念珠は水晶の玉に金色の縹を着けたる、頗る見事なるものなりといふ。

暹羅皇太子殿下と名古屋市民〔明治35年12月18日 第五〇〇一号〕
 暹羅皇太子殿下には、釈尊御遺形参拝の爲め、近日名古屋へ出発せらるゝに就き、同市民はこれか盛んなる歓迎を為さんとし、目下其準備中にて、同市門前町より仮御遺形奉安殿なる万松寺へ達する道路の如き、数日前よりこれが修覆中に取掛りたりといふ。

仏骨問題再紛擾〔明治35年12月24日 第五〇〇七号〕

愛知協賛会より支払ふべき負債額十三万有余円に対し、第一期支払額五万円の中、曩に三万円を調達し、残り二万円は副会長日置黙仙師（内実は長谷川百太郎、服部代議士両氏の責任を以て）名義の手形二通を振出し、其支払期日を去る十五日と限定せし処、右期日に至るも調金ならず。止むを得ず京都派は、日置師の住職地遠州可睡齋に出張し、執達吏をして債権保全の差押を為さしめんとしたるが、時恰も同寺の祭典なりしを以て、其日は示談を遂げ、一方長谷川氏は急遽上京して、服部代議士を訪ひ、目下其善後策に就き擬議中なりといふが、若し愈々調金出来ざるに於ては、京都派は仏骨を取戻さんと意気込み居る由。

大菩提会負債問題〔明治35年12月27日 第五〇一〇号〕

日置黙仙師名義にて振出したる手形に対し、京都派の督促劇しく、苦心惨憺の結果、漸く去る二十一日、二万円の内金五千円だけを渡して一時示談を整へたり。因に曹洞宗信徒等は、日置師が名古屋派の爲めに欺かれて、目下の苦境に陥れるを気の毒なりと

し、此際断然其関係を絶つべしと勧告し居る由。

大菩提会の奉迎準備〔明治35年12月28日 第五〇一二号〕

暹羅皇太子殿下には、明廿九日午後四時二十六分着列車にて、名古屋に御着の御予定につき、大菩提会本部にては、奉迎送の次第を左の如く定めたり。

名古屋停車場御着の際は、各宗派管長、日本大菩提会正副会長、同会重役、各宗派取締、日本大菩提会愛知協賛会正副会長構内プラットホームにて奉迎し、御旅館名古屋ホテル迄随従する事。▲各宗僧侶、日本大菩提会奉迎員及会長、并に信徒等は、停車場附近にて奉迎する事。▲殿下には三十日午前九時、御旅館御出門新柳町通を本町通に出で、門前町を東へ、釈尊御遺形仮奉安殿へ成らせらるゝに附、各宗僧侶及奉迎員、并に信徒等は、御道筋両側に参列して、敬意を表する事。▲仮奉安殿御着の節は、菩提会々々長御先導申上げ、御休憩の上御参拝式を挙行す。式の次第は奏楽、次は御昇殿御着床、次に僧侶読経、次に殿下御参拝御焼香、次に奏楽、御退殿にて引続き御記念式を執行す。其次第は奏楽、次に御昇殿御着床、次に大菩提会長式辞、次に殿下植樹の式を行はせられ、次に各宗管長総代の祝詞、信徒総代の祝詞、次に大菩提会長の発声にて殿下の万歳を三唱し、次に奏楽、御退殿、御帰館、奉送は奉迎と同様の事。▲翌三十一日午前名古屋御出発。奉送は奉迎と同様の事。尤も奉迎送には僧俗とも正服用の事。

暹羅皇太子殿下の京都各山御成〔明治36年1月6日 第五〇一六号〕

目下京都御滞在中の同殿下には、去る三日午前十時、御旅館京都ホテル御出門。御予定の御道筋を洛東妙法院に成らせられたり。

これより先き同門跡村田寂順大僧正、並に各宗派管長等は、山門まで御出迎ひ申上げ、村田門跡の御先導にて奉安殿に入らせられ、一同に拝謁を賜ひ、同十一時過ぎ一先づ御帰館御中餐後、午後一時二十分再び御出門。西六条の本派本願寺に赴かせられたるが、同寺にては白書院を以て御休息所に充て、両堂御参拝の後飛雲閣、宝物、大学林等を御巡覽遊ばされ、それより東六条の大谷派本願寺に入らせられたり。同寺にては大寝殿を以て御休憩所と爲し、中央上段の床には、暹羅国皇帝陛下より仏骨奉迎の時、奉迎正使たる同派新法主に賜りたる金像釈迦仏を安置し、殿下これ等参拝、並に両堂参拝終るや、宮御殿に於て茶菓の饗応あり。頻りに御満足の体にて、薄暮御旅館に帰らせられたり。

京都各寺院と暹羅皇太子〔明治36年1月7日 第五〇一七号〕

去二日を以て京都に入らせられたる暹羅皇太子殿下には、翌三日午前九時、旅館京都ホテルを出で、先づ妙法院に成らせられ、村田寂順師より堯恕親王の筆に成る、普賢延命尊者画像の進献を受け、空也堂にて念仏踊の御覧ありて、一旦御帰館。午後二時十分、再び西本願寺に成らせられ、大谷光尊師以下の案内にて、白書院上段の間にて休憩の上、阿弥陀堂に於る修正導師作法と云ふ法要に臨み、夫より大師堂に参拝したる後、白書院にて精進料理

の饗応あり。經典及び六枚折屏風の進献を受け〔随員一同は天鷲絨及び友禅織額面一箇宛〕させられて、午後四時退出。更に東本願寺に抵らせられ、大谷光瑩、光演両法主の案内にて宮御殿に入らせられたるに、上段の床には、暹羅国皇帝陛下より、仏骨奉迎正使として渡航せし光演師に賜はりし釈迦仏を安置しあり、極めて満足の体なりしが、斯くて茶菓の饗応ありたる後、同く阿弥陀堂、大師堂を巡拝し、經典教種、陶器製の香炉等の進献を受けて退出されたり。

奈良に於ける暹羅皇太子殿下〔明治36年1月8日 第五〇一八号〕

京都に御滞在中の同殿下には去る五日、早朝随員並に接伴官を随へさせられ、奈良觀光の爲め御出発あらせられたり。當日奈良駅のプラットホームには、日暹両国の大國旗を交叉し、同駅前及び滑り坂（以上二箇所とも緑門）菊水楼前の四箇所にも両大國旗を朝風に翻へし、市内は戸々國旗を掲出し、御通路及び公園の各所は、前日來清潔に掃除せられ、御通路其他要所には、平服官服の巡查を配置して、警戒残る隈もなく、又臬庁より殿下御一行のために準備の馬車二台を同駅に差廻しありたるも、殿下には却つて人力車の方を好ませたまひ、直に是れに召され、拝観者堵列の間に、三条通りを春日神社へ御参向ありしが、殿下には途上群れ来る神鹿を珍らしく御覧せられ、自ら餌を投じたまひ、春日日本宮に御参詣の後、同社直会殿に入らせられ、神樂所にて巫女の大和舞を御覧せられ、次で御徒歩にて、武蔵野を経て手向山八幡宮へ御

参拝の上、再び人力車にて大仏殿に赴かせられ、佐保山東大寺住職の御案内にて、同殿中門より殿内に入り、大仏像に向ひ丁寧に御拝礼ありて上壇に登り、大仏像を周廻して嘆称の辞を洩らしたまひ、夫より菊水楼の三階大広間に於て御昼餐の後、寺原奈良県知事以下に拝謁が許され、御挨拶の御言葉あり。午後二時半、同楼御出門。奈良帝室博物館御観覧りて、同地餅飯殿通りを奈良三条駅に出でさせられ、午後三時十三分同駅発。奈良鉄道列車にて京都へ向け御発車あらせられたり。當日殿下には、奈良市に対し慈善事業の爲金百円を下賜せられ、又春日神社及び東大寺（大仏殿）へ各金二十五円、手向山神社へ金五円を寄せられたり。

大菩提会近事（明治36年1月9日 第五〇一九号）

暹羅国皇太子殿下御機嫌伺として、去一日夜神戸に向け出発したる日置大菩提会副会長、丹羽同理事は、翌二日殿下に御随従申上げて京都に引返し、三日大仏妙法院に於て拝謁を仰せ附けられ、翌四日午前十時大谷大菩提会々長を訪問。東本願寺奥御殿（黒書院）にて菩提会改正会則草案、及び覚王殿敷地の寄附願書図面等を差出し、詳細に具申する処ありたり。▲会長大谷光演、副会長日置黙仙両師は、大菩提会の過去、現在、将来の事歴と希望とを詳細に認めたる上、奏文（会長の手許にて成りたる英訳文）及両会長の合意に成りたる大菩提会主旨書の訂正文（英文に訳されたるもの）、式辞、祝詞等を持し、一昨七日京都に暹羅国皇太子殿下御旅館京都ホテルに伺候し、暹羅国陛下に奉り度旨申出たり。

「明教新誌」・「日出国新聞」における仏骨奉迎の記事について（下）

▲日置副会長は去三日、暹羅国皇太子殿下の妙法院より出御遊ばされし後、出迎員一同列席の午餐席上に於て、名古屋に於ける大菩提会の現況、経歴及び将来の方針につき、長時間痛快なる演説をなしたるが、各宗管長以下満堂の人々は、何れも満足の意を表したりと云ふ。▲丹羽菩提会理事は、去五日午後京都を発し、加賀富山の菩提会支部巡視の途に上れり。▲中村菩提会々計部長は、過日来自坊密蔵院に在りたるが、去五日帰部したる由。

暹羅国公使の吊詞（明治36年2月1日 第五〇四二号）

本邦駐劄暹羅国公使ピヤ、ラジャ、ヌプラバンタ氏より、法主遷化につき、左の吊詞を新法主大谷光瑞師に宛て送られたり。

敵君大谷光尊師の訃音に接し、悲嘆の情に堪はず。上吾国王陛下より皇太子殿下を初め奉り、下吾国人の禪師と面識ある者の、等しく哀悼する処なりと確信仕候。右は弔詞申上度、如斯御座候。

暹羅国特命全權公使

ピヤ、ラジャ、ヌプラバンタ

一月二十七日

大谷光瑞師殿下

覚王殿建設地の調査（明治36年2月14日 第五〇五三号）

覚王殿建設地の調査に就きては、大菩提会にて出来るだけ慎重の態度を採る由にて、此程愛知協賛会に対し、左の如き通牒ありた

る由なれば、不日確定発表に至るべし。

拝啓積尊御遺形奉安地は、本部に於て至急選定致度に付き、左の目的に依り、本年二月十四日限り御調査相成度、此段土地請願書を相添へ及御依頼候也。

追て名古屋市附近の奉安地は、予て土地選定比較調査委員の決議に基き、奉安地と名古屋市との距離一里以内の寄附地に限り居り候間、其寄附地のみを御調査被成下度候。

日本大菩提会副会長 日置黙仙印

日本大菩提会愛知協賛会副会長 吉田禄在殿

調 査 事 項

第一、奉安地請願の書類完全なるや否や

第二、請願地と名古屋市境界との距離

第三、愛知県庁所在地と請願地との距離

第四、諸官衛及隣地関係者異議の有無

第五、土地雅俗

第六、建設地寄附者姓名及び別字等関係役場の証明を取らしむ

る事

第七、寄附地に対し寄附者より直ちに登記の手續きが為さしむ

る事

第八、飲用水其他水利の如何

第九、奉安地迄の荷物運搬百貫目に対する費用の額

第十、荷物運搬の便不便

第十一、道路の便不便

第十二、全国信徒参詣の便不便

第十三、名古屋将来膨脹の關係

御遺形選定事項の追加〔明治36年2月20日 第五〇五九号〕
奉安地

大日本菩提会にては、御遺形奉安地選定準備として、曩に日置菩提会副会長より、吉田愛知協賛会に対し、寄附請願地調査事項を具して照会する所あり。更に去る十二日、左の如き調査事項を追加したり。

積尊御遺形奉安地調査の件、去る五日附を以て、本月十四日迄に結了の儀、御依頼に及び置き候処、左記の各項に対しては、相當の日数を要し候儀と存候条、更に来廿八日迄に、詳細御調査相成度候也。

明治三十六年二月十二日

日本大菩提会副会長日置黙仙

日本大菩提会愛知協賛会副会長吉田禄在殿

請願地と名古屋市境界との距離の測量

請願地の測量及製図

隣地其他多数関係者の異議の有無

寄附地約二千坪に対する関係役場の証明を取らしむる□地上権

に関する調査

覚王殿建設地の内定〔明治36年2月22日 第五〇六一号〕

大日本菩提会にては、積尊御遺形奉安地の選定につき、去月来

種々調査中の由は予て記載し置きたるが、今聞く処によれば、該奉安地は愛知県愛知郡田代村字月見坂に於ける献納地十萬坪、即ち名古屋市の東部千種町停車場より、十二町を距りたる高燥なる土地に略々決定せり。

积尊金像巡瞻会〔明治36年2月23日 第五〇六二号〕

大日本菩提会に属する加越能三国に於る同会員の希望により、暹羅国王殿下御寄贈の积尊金像巡瞻会は、昨年十一月執行すべき筈なりしも、本部移転等の為め遷引し居たるが、愈々来月十五日より四月五日まで、石川県下各地巡瞻することに決定したり。

覚王殿の奉用大法会〔明治36年2月24日 第五〇六三号〕

名古屋の日本大菩提会本部にては、今廿六日小松宮殿下御葬送の當日、仮覚王殿に於て、小松宮奉用大法会を執行する由なり。

菩提会の動物救護〔明治36年3月12日 第五〇七九号〕

名古屋なる菩提会にては、去八日名古屋市の各要所五ヶ所に施餅所を設け、勞苦に無音の痛苦を偲べる牛馬を救護したりと云ふ。

覚王殿の敷地の決定〔明治36年4月21日 第五二一七号〕

积尊の御遺形を奉安する覚王殿の建設地は、いよ／＼愛知県愛知郡田代村字月見坂と決定したれば、去る十七日に至り日置菩提会副会長より、同村敷地寄附出願者惣代加藤慶二氏へあて左の書面

を發したり。

愛知郡田代村敷地期成会長 加藤慶二殿

明治三十五年十二月十日出願に係る覚王殿建設地寄附願の件採納す。

明治卅六年四月十七日

日本大菩提会副会長 日置 黙仙

猶其他の敷地寄附出願者にも、書面を以て其旨を通じ、翌十八日には各宗派管長及び各支部各事務長へも夫々通牒を發したるが、同菩提会にては、不日会員の大募集と通路地均、及び地鎮式準備に着手する筈にて、五月中旬を期し各宗派管長會議を名古屋に開き、右等に関して協議をこらす事となりたり。

覚王殿敷地後問〔明治36年4月28日 第五二二四号〕

愛知県愛知郡田代村字月見坂に覚王殿を建設する事となりたることは、既に記載せし処なるが、其敷地寄附者惣代加藤慶二以下地主一同は、同地真宗事務所に於て敷地に関する諸般の事務取扱を開始し、昨今にては敷地以外の寄附地分割の手續等に軼掌し居れり。而して近日の内に敷地の周囲四十間毎に小杭を樹て、境界を明示し、区画を定むる筈なれども、右敷地確定前後の消息につき、頗る曖昧なる点ありとの風説にて、或は法廷に事を争ふの結果を生ずるやも知れずといふ。

●白尾義夫師の帰山 此程より東上中なりし同師は、去二十二日午前九時、七条着の列車にて帰山し、直ちに法主に面謁を遂げ、

内務省に交渉の宗制寺法補則の件に就て報告を為し、退いて事務所に出頭し、上局渥美以下各録事等に同く其の顛末を報告し、終つて午後一時二十分、七条発の奈良鉄にて奈良に赴かれたり。右は井上伯に右の交渉顛末報告のためなり。

●妙法院門跡の寄附 同門跡村田寂順師は、慈善財団へ金百円を寄附せらる。

覚王殿敷地建標式〔明治36年5月2日 第五二二八号〕

此程決定したる名古屋市の覚王殿敷地は、去月廿七日いよくその建標式を挙行したるが、當日建標前には五色の御幣を樹て、御鏡餅、洗米、神酒等を供へ、其準備全く備ふや、中村部長は祭文を朗読し、続て各宗僧侶の読経あり。余興には煙火の打ち揚げなどあり。頗る盛況を極めたり。

覚王殿敷地の紛紜〔明治36年6月6日 第五二六三号〕

一度名古屋に確定したる釈尊遺形を奉安すべき覚王殿の敷地に就て、其後十一ヶ所候補地の競争甚だしく、中にも八事山（十万坪）月見坂（十三万坪）の如きは飽まで抗争し、一時は月見坂に議決したれども、八事山派は之に服せず、更に各宗派会を開くべしと主張し、去月末委員二名を京都に出張せしめて運動を開始したるが、京都各本山の意嚮は到底これに応ずべき模様なしといふ。

菩提会の疑獄〔明治36年6月24日 第五二八一号〕

名古屋市小川要吉外二名は菩提会に関係し、覚王殿敷地の件より反対の位置に立ち、去二十日を以て明鏡新聞を発行し、更に中島郡に於て商工銀行といふを設立し、菩提会の機関銀行たらんと運動中、十九日私印私書偽造、詐欺取財の廉を以て拘引せられ、直に名古屋監獄に収檻されたり。右に就き小川一派に関係ある菩提会の僧侶等の、或は拘引せらるゝものあらんも知れず、為に菩提会に一疑獄起らんとする有様なりといふ。

仏骨奉安地と稲垣公使〔明治36年7月29日 第五二二六号〕

仏骨奉安覚王殿名古屋建設の議決してより既に二百余日、大菩提会の失態は徒らに朝野有志の不信用を買ひしのみにして、覚王殿建設の功何れの日に竣ふべきや、未だ計るべからず。稲垣駐暹公使、嘗て任地に在て皇室よりの御下問に対し、恐懼措く能はず。竟には外交上の威信にも関すと為し、今回の帰朝を利して事業の緒を開かんと期し、過般滞京中それ〳〵尽力するところありしが、去る廿一日名古屋に赴かれ、日置菩提会副会長と共に徳川侯爵を訪問してその尽力を求め、翌日又深山知事、青山市長その他二、三の有力者を訪問し、更に同日同地の信徒百余名と前津小林東陽館に会見して、談合するところありたりと。尚ほ公使は近日、清韓漫遊の途に上り、帰朝後名古屋に於て各宗管長会議の開会を謂ひ、該殿建築の基礎を確定すべき筈なりといふ。

西派法主と覺王殿〔明治36年8月6日 第五二二四号〕

各宗派が従来殆んど持ち余したる覺王殿建築問題は、其後名古屋にて熱心の運動あるにも拘らず、内部に於て種々故障ありて、人氣一向に引き立たざれば、稲垣公使並に一派の策僧日置黙仙師等の尽力に依り、西派法主を頭に頂き各宗派を統御し、四本願寺の声望を利用して此の事業の完結を謀らんと、覺王殿の委員と西派との間に交渉談判中なりと云ふが、又一方法主に忠実なる人々は、斯くもコジクレ果てたる上に、有らん限りの醜聞中に、野師連中の翫弄に於てアグまれたる同問題の如き、今更何等の口実を以て相談を仕向けらるゝとても、西本願寺に於ては最初より確定動かざる方針のあることなれば、今日之を変じて態度を破るが如き愚挙あるべからず。中天隆々の声望ある法主をして、再び妖口の中に葬らしむるに忍ぶびずとて、熱心に反対せるものありと云ふ。

仏骨の成行〔明治36年8月10日 第五二二八号〕

京都と争ひて名古屋に迎へたりし仏骨は、之を納むべき覺王殿の成らざる為め、万松寺内なる一院に仮に安置しあるが、夫の十三万六千円の出金問題尚解決せず。帰朝以来此事に奔走し居たる稲垣暹羅公使、再び名古屋に抵りて右の処分を協議せん筈なりしに、前田誠節師差支ありて来らざりし為め、公使は日置黙仙師及び加藤重三郎氏（支会議長）と共に京都に入り、村田寂順師等と会見し、負債始末の処分（稲垣公使は為に刑事被告人を出すも已むを得ずとの説を持せりと）を協議せし由なるが、何分先立つ金の無き相談なれば、結局纏まらざりしよしにて、稲垣公使は数日前神戸出帆の芝罘丸にて清国漫遊の途に就き、日置、加藤氏は名古屋に帰れり。尤も覺王殿新設に熱心なる吉田禄在氏は、四面楚歌の聲に屈したれば、加藤市会議長之に代るべく、一説には京都に対する問題解決し、名古屋市民の一致する上は、東京某銀行に於て仏骨を担保に貸金をなすべしとの内議あり。

暹羅皇帝在位紀念碑〔明治36年8月15日 第五二三三号〕

暹羅皇帝陛下には、今年五十歳の高齡にして、在位三十五年の久きに涉らせらるゝが、陛下は現朝の第五代に當り、先代は孰れも在位短く、最も長きものにて廿七年を出ざるを以て、陛下の如く長く在位せられしもの無し。之が為陛下には此程此紀念として、巴里造幣廠にメタルの注文を命ぜられしが、そはダブルメタルにして、二個の小なる卵形の賞牌より成り、三角形に接続されたる三個の環を以て繋ぎ、頭部に暹羅産の三頭象と暹羅字を刻し、裏面には暹羅の武器を交叉したる、二個の笏の上に置きたる模様を示し、周囲は皇帝の頸環を以て飾りたるものなりと。

日暹寺と宗務局長〔明治36年9月5日 第五二五四号〕

彼の覺王山日暹寺創建に就き、斯派宗務局長語て曰く、主務省の内規として寺院の新設は、特別の事情若くは由緒あるものゝ外、一切認可せざる方針にて、例へば移民地開墾地等の如き場所には

新建を認可するも、其他は廃寺の再興又は移転等に非ざれば認可せざる方針なるも、若し彼の積尊遺形奉安殿が寺院として認可を出願するが如きことあれば、多分認可する事となるべし。而して其出願の手續を推測するに、別に一宗一派を開く訳ならざるを以て、関係ある宗派の管長個人より、該特別寺院建立認可の出願を為すべく、其他の關係諸宗派は、協定に依り之れを承認し、財産信徒其他必要の条項を具備して出願することならん。さて建立の曉に於て該寺院の位地は如何と云ふに、現在の各宗派以後に特立することを許さざれば、必らず何宗派にか属すべき必要あり。即ち出願の署名及び連署賛成せる各宗派に共属すべきものにて、彼の善光寺が天台、浄土両宗に共属するが如し。若し天台、真言、曹洞、臨濟、真宗、日蓮諸宗が出願及び承諾せば、即ち此各宗に共属するものと認められ、一個の寺院として他の寺院と異なる待遇を受くること能はざるも斯の如くなれば、日本仏教各宗共属の寺院として特色を保すことを得べし、云々。

勅額下賜請願〔明治36年9月5日 第五二五五号〕

覚王山日蓮寺創建に附ては、今月下旬又は十月上旬京都に於て各宗派会を開き、同寺建立発企請願を其筋に差出す筈なるが、猶ほ同寺に対し、覚王山日蓮寺の勅額御下賜を宮内大臣へ請願せんとする筈なりといふ。

大菩提会存廃問題〔明治36年9月6日 第五二五五号〕

紛争に次ぐに紛争を以てし、醜声に代ゆるに醜声を以てしたる彼の大菩提会の前途愈々危く、今やその存廃を議するものあるに至るは、仏教界の一大不名誉たると共に、又今日各宗の所謂高僧なるもの、心操、如何を疑はずんばならず。抑々仏骨分受の議起りしは、去る卅三年二月暹羅国駐劄稲垣公使の我国各宗管長に寄せたる一書に基き、同年五月大谷派新法主大谷光演師を正使に、前田誠節（臨濟宗妙心寺派）、藤島了穩（本願寺派）、日置嘿仙（曹洞宗）の三師を副使に選び、同国に渡りて之を奉迎し、爾後京都妙法院内に安置し、建仁寺会議、妙心寺会議、妙法院會議等を経て、遂に昨秋建仁寺に開会せる各宗派会に於て、名古屋に覚王殿を建設するに定まりたるが、此の會議の前後に於ては、京都派、名古屋派両々対立して、宗教界にあるまじき取賄沙汰を見るに至り、役員等の濫費蕩散により出でし十三万円の大菩提会の負債と、神聖なる仏骨とを交換することとなり、はるく暹羅より渡られたる仏骨は、アワレにも名古屋の辺隅なる万松寺といふ小寺に移されたるは、浅間しき限りなるが、元々名古屋派の熱心に仏骨を同地に迎へんとせるは、山師の僧俗相集て一儲けせんとする魂胆に外ならざれば、其の後快く同会負債の償却を為さず、覚王殿建設の運びも又々そのまゝになり居れり。然るに稲垣公使過般帰朝して大に之を憂へ、頻りに運動したるもその効なく、遂に大菩提会をして、何等かの名議の下に解散せしめ、かゝる醜劣なる歴史を伴はざる、新らしき計画の下に此事を成就せんとし、而し

て十三万の負債は、更に之を審査して、果して名古屋派が引受く可きものなるや否やを定めんとせしが、大菩提会々長村田寂順師大に怒り、その事の不當を鳴らせしより、稲垣氏は更に斯波宗教局長に計りて一策を案じ、日暹両国親和の意を表せん為め、覚王山日暹寺を創立し、その創立費を五十万円とし、内廿五万円を名古屋に引受けしめ、残り二十五万円は全国より勸財すること、せば、人気立ちて功を遂ぐる可き事なるべし。従て菩提会の負債も償ふを得べしとし、日置副会長の如きは目下専心諸方運動中なるが、臨済各派の如きは、却て之を喜ばざる色ありといふ。ともかくも本月下旬、若くば来月上旬頃、京都に各宗派会を開きて此の大問題を決すべしといへば、大菩提会に取ては、此の会議こそ其の運命の定まるべき時ならん。

本派本願寺と日暹寺建立問題〔明治36年9月12日 第五二六一号〕
大菩提会副会長、日置黙仙師等は、本派法主光瑞師が壮年氣鋭と云ふを利用し、巧みに担ぎあげ、場合に依りては会長に推挙せんなど画策し、同法主及び小田執行長、藤井執行に対し、日暹寺建設の件に付、同意調印を請求し来りしが、同派にては最初の趣旨終始一貫して変ずる事なく、如何程同盟各宗派建設委員等が賛成を乞ふも、之に賛同せざるは勿論の事なるに拘はらず、日置師一派は、臨済宗其他の管長等を籠絡せん為に、本派本山の小田執行長、藤井執行等の重役は、日暹寺建設に不賛同を称へ居る由なれど、既に稲垣公使は本派法主と須磨別邸に面接したる上、法主は

覚王山日暹寺建設に賛成し、之が調印を承諾されしのみならず、本年冬期に至れば暹国皇帝陛下へ御礼の為め渡暹の事まで決定せしなど、誠しやかに吹聴せしより、智恩院其他二、三の宗派は、之を信実として終に調印済となりし向もある由なるが、本派本願寺にては、毫も日暹寺建立に関係なく、殊に一昨日を以て、同建設委員日置黙仙師に対し、小田執行長、藤井執行より、同意調印の請求に応じ難き旨を回答し、尚同盟各宗派に於て奉安殿建設の経営ならざる時は、本派に於て引受け、奉安殿を建設し、崇敬誠意を尽すべけれど、日暹寺建立に関し各宗合同は、断然謝絶する旨をも附記したりと云ふ。

日暹寺と西本願寺〔明治36年9月14日 第五二六三号〕

覚王山日暹寺建設に付、其建設委員たる日置黙仙師より、西派法主に対し建設願書に調印を求め来れるも、同派は之に不同意にて、同盟各宗派と提携する能はず。調印の要求には応じ難しと云ふ。然れども若し同盟各派に於て建設せざるに於ては、西派に引受け奉安殿を建設と、崇敬の実を尽すべきも、日暹寺建設には毫も関係せざる旨を回答したりといふ。

覚王山日暹寺〔明治36年9月16日 第五二六五号〕

大菩提会が覚王殿檢察に就て、名古屋、京都両派の争ひより、遂に名古屋に仏骨を奉遷したることは、當時の紙上に記載せしが、其後名古屋に於ても種々の障碍出で、在再今日に至り、稲垣暹羅

公使帰朝後種々幹旋する処あり。遂に腐敗の代名詞と見做されたる菩提会と關係を離れて、単に有志の義捐により、覚王殿のみを建設することとし、其名称をも覚王山日暹寺と改むるの議起り、別に會議を開かずして、日置黙仙師等専ら各宗派の間を奔走して、個別賛成を求めつゝあるが、去月廿八日迄に調印済となりたるものは左の如し。

天台宗、同真盛派、同寺門派、真宗大谷派、同高田派、同仏光寺派、同興正寺派、真言宗、浄土宗西山派、融通念仏宗、華嚴宗、法相宗、真言律宗、越前四派

●曹洞、日蓮、真宗木辺派等は無論賛成なるが、本派本願寺は如何といふに、過日稲垣公使が須磨に光瑞法主を訪うて対談の際、元來本派は菩提会の事業が慈善、教学等を含みて頗る広汎に過ぎ、随て本派の現に経営しつゝある事業と衝突する処あるより同意する能はざりしが、単に覚王殿、即ち仏骨を奉安する堂宇建設に就ては賛成なれば、今回の組織に就ては異議ある筈なしと快諾したるが、公然の回答をなすには顧問会に諮問せざるべからざるを以て、未だ決議確答の運びに至らずといふ。然るに京都臨済各派は、去月廿八日建仁寺に於て賛否の會議を開きしに、彼仏骨を名古屋に奉遷するときの契約、即ち菩提会の負債十三万六千円の支払を未だなさざるより、此問題の解決を条件として賛成せざることに決したるが、鎌倉の建長寺、円覚寺の二派は、無論賛成する筈なりと。又浄土宗智恩院派も最初多少の行掛りより菩提会に入会せざりしが、仏骨奉安には異議なきより、今回の挙には同意

する意嚮なりといふ。

本派本願寺と日暹寺〔明治36年9月18日 第五二六七号〕

去月下旬來、大菩提会副会長日置黙仙師より、本派法主及び同寺執行に面接、又は書面を以て、日暹寺建設の賛同を求め、且つ願書に同意調印を請ひたる往復の書面は左の如し。

謹啓 残暑尚未収候、猥下益御健勝に被為渡候条、奉賀候。陳は先年暹国皇帝陛下より、釈尊御遺形を日本仏教徒へ御頒貽相成候節は、貴宗派より藤島了穩殿御差遣に相成り、當時暹国皇帝陛下よりは、莊重なる御待遇も被為在候御事も有之候。のみならず教主世尊に對する衷情よりするも、一日も速に御奉安其処を得せしむるは、教主に對し国王に尽すべき一大責任と奉存候。特に暹国皇太子殿下は曩に猥下御訪問相成候事も有之、又稲垣公使より日暹両国の將來の厚誼にも影響する処尠なからざる趣も、陳情被致居候事も、伝聞致居候。且猥下に被為於ては日暹両国國際の如何と彼我仏教の連鎖に至りては、夙に御懸念の御事と奉存候。就ては御遺形奉安所として、這回覚王山日暹寺創建の事に決し、各宗管長猥下の御調印を請ひ候に付、過日貴宗派執行藤井皆立殿迄詳細なる事情陳述致置候へば、同人より既に上陳の事と奉存候。速に御調印被成下度及御依頼候。敬具

大谷光瑞殿

日置黙仙

尚本月上旬日置師は小田執行長、藤井執行へ左の書面を送りた

り。

拝展、兼々御依頼申上置候。覚王山日暹寺調印の件、不日稲垣公使帰国仕候間、夫れまでに取纏めの必用有之。殊に過日申上候通、本件最終の義に候へば、是非貴宗本山にて円満相願申候。水流て海に帰し、月落て天を離れず。奉迎當時に立戻り発議の通りに運候事に候得ば、何分宜しく願上候右得貴意候。

早々頓首

されど本派本願寺にては、既記の如く断然調印を謝絶すとて、両執行より日置建設委員に宛て、左の回答をなしたるなりといふ。

拝啓、日暹寺創建願書に対し、弊山へ同意調印可致旨御請求相成候処、御承知の通り御遺形奉安殿建設の件に就ては、予てより御同盟各宗派の御経営に係る義にして、弊山は従来関係不致義に候得者、過日も申述候通り。御請求に難応候条此段及御回答候也。

但、到底御同盟各宗派に於て、御共同御経営難相成事情も有之候得ば、進んで弊山に引請奉安所を建設し、御崇敬の誠を尽べく候得共、此場合に於ては従来之行掛上、他宗派合同の義は判断致候外無之候。此段添申上候。

日暹寺創立と高田派（明治36年9月27日 第五二七五号）

覚王山日暹寺の創立に關し、曩に菩提会より高田派へ賛同の調印を求めたりしが、元來同派本山には、各宗派方と本願寺派方とありて、昨年死去せし参務日野法雷氏が職中は、同氏が各宗派方隊

「明教新誌」・「日出国新聞」における仏骨奉迎の記事について（下）

長たる丈ありて、尤も勢力を有せり。故に彼宗教法案の騒ぎの節も、本派より如何程手を尽して提携を勧誘せしも、断乎として跳付けたるを以て、時の赤松連城師を男泣に泣かせたと云ふ程の勇氣ありしが、同参務は昨年越前へ新法主に随行し、終に彼地に死去せしより、已來は各宗派方も大に衰微し、現今の同派内局は全く本派方の占むる処となれり。故に今回交渉中の日暹寺創立に対する同派の回答は、本派が調印せば調印すべし。若し本派にして調印せざる以上は、我派も又調印すること能はず、との回答を申送れりとぞ。

禅二宗と日暹寺（明治36年9月30日 第五二七八号）

日暹寺創立に同盟調印を要求せられたる黄檗、臨濟の八本山は、協議の上調印せざる旨返答せしに付き、去二十五日、日置黙仙師入洛最後の交渉を為せしも遂に纏まらず、内務省への創立出願に副申する為、二十六日左の書面を同盟各派管長に提出し、全く日暹寺と絶縁したれば、同盟各派は愈兩三日中に内務省へ出願すべしと也。

日暹寺創立出願に付承認書

一 今般日暹寺創立出願の件は、同盟連署せられたる各宗派の所為に任せ、異議なきは勿論、一切関係無之候也。

右 明治三十六年九月二十六日

黄檗宗管長 佐伯 蓮山
臨濟宗東福寺派管長 濟門 敬沖

同	建仁寺派管長	竹田	点吉
同	相国寺派管長	中原	東岳
同	南禅寺派管長	豊田	毒湛
同	大徳寺派管長	菅	広州
同	永源寺派管長	久松	琢宗
同	天竜寺派管長	高木	竜洸

同盟各宗派管長狹下御中

日暹寺創立願〔明治36年10月6日 第五二八四号〕

日暹寺創立請願は、三十三宗派中真宗本願寺派、同木辺派、臨濟宗東福、南禅、建仁、相国、天竜、大徳、源永の七派、黄檗宗の十宗派を除き、二十三宗派が調印し、愛知県知事を経て内務省へ進達する筈なるが、目下右願書に信徒総代として、東京にて渋沢栄一、大倉喜八郎氏外三名、名古屋に於て小栗富次郎外四名、都合十名の調印を求めつつありと云ふ。

日暹寺創立認可〔明治36年10月16日 第五二九四号〕

名古屋に建立する覚王山日暹寺創立の出願は、内務省宗教局にて願書調査の結果、十四日認可せられたるが、同願書に調印せる宗派は、天台宗、同寺門派、同真盛派、真言宗、浄土宗西山派、臨濟宗妙心寺派外十七宗にして、日暹寺は右廿三宗派に共属するものなり。同寺の寺法として制則十六個条を定め、住職は任期を一ケ年とし、前記天台宗座主、乃至真言律宗管長の順序を以て任

命し、其下に執事一名、理事二名を置いて庶務を処理せしめ、又信徒互選に依り信徒総代十名を置く外、関係宗派一千ヶ寺に一名の割合を以て評議員を選出し、評議員会を組織し財産管理の方法及び毎年度の収支予算を協定せしめ、尚ほ同会に顧問三名を関係宗派管長の中より選出し、顧問は寺門の内外を協商して、財法二途の円満を計らしむるに在り。該制規は宗教局に於て調査中なるが、遠からず認可せらるべく、関係各宗派は近日名古屋に宗派会を開きて創立事務協議の由。

覚王山日暹寺〔明治36年10月30日 第五三〇七号〕

同寺創建の件、及び二十二ヶ寺院の聯合制規並に寄附金募集の件に就き、其筋の認可を得たる由は、別項これを記載せしが、右に就き聯合各宗派に於て評議員を選挙し、来月中に評議員会を開き、日暹寺に関する諸般の事件を協議すると同時に、菩提会関係の各宗派会を開き、同会の存廃問題を決する筈なるが、菩提会は結局其負債十三万六千円を日暹寺の寄附金中より支払ひ、解散することとなるべし。而して日暹寺は、去三十三年中暹羅国王より贈られたる釈尊遺形と降魔形釈迦牟尼仏金像を奉安するため、愛知県愛知郡田代村に本堂（百八十坪）参拝堂（八十八坪）靈院（十六坪）庫裡（百廿八坪）客殿（二百五十坪）菩提門（廿八坪）事務所（二百五十坪）廻廊（六十坪）物置（六十四坪）唐門（六坪）等、合計千七十坪の諸建物を建立し、賽物仏供米、法要回向料、永代祠堂料、信徒特別喜捨、雑収入等一年の経常収入、

予算二万四千八百余円を以て維持する見込みなりといふ。

覚王山日暹寺住職〔明治36年11月1日 第五三〇九号〕

同寺住職は、最初に天台座主兼任することに内定し居れども、現座主三津玄深師は来月が満期にて、大阪四天王寺の吉田源応師、其後を襲ふ事となり居るに付、同師座主に就職すると同時に、日暹寺住職兼任の許可を内務省へ申請する都合なりと。

菩提会の醜報〔明治36年11月29日 第五三三五号〕

俗僧共が寄り集つて、スワブリ上げたる仏骨に、十三万六千円といふ借金を負はして、名古屋連中に売り渡したるも、名古屋方とていづれ劣らぬ悪鬼羅刹、容易に其金を出さざるのみならず、何とかして京都市の裏を掴かんと魂胆を廻らせし折も折とて、曩に名古屋連中に代償させし古證文の名宛、日附に偽書あると曝露したりければ、十三万六千円は夢の煙に吹き散さんと計り、若し否応いふが最後、直ちに刑事問題を惹き起さんず擬勢を示すにぞ、流石に馬の目の玉をも抜き兼まじき雲助坊主も、傷持つ脛の是非もなく、両手合はして名古屋方に再拜し居れりとかや。嗚呼零碎一片の仏骨、今や群鬼利を争ふの害器に供せらる。积尊の靈血を吐くこと三斗。

仏骨立退の訴訟〔明治36年12月27日 第五三六三号〕

仏骨が昨年十一月、名古屋に移されし以来募集せる覚王殿建設の

〔明教新誌〕・「日出国新聞」における仏骨奉迎の記事について（下）

寄附金は、今日迄の入帳一万余円に及べるも、悉く費消し果したれば、曩日帰朝の稲垣暹羅公使も見るに見兼ねて内務省に交渉し、覚王山日暹寺とは為したりしが、是とて實際は異名同体の菩提会の掌管する所なれば、関係は依然と存続し不始末重なるのみにて、遂に去る十一月下旬の如きは些の入金もなく、薪炭の料にも窮し、岐阜瓦町野須新兵衛氏より三千元の高利を借入れて、其日を過せる次第なれば、仮安置の堂宇使用料の延滞せりと云ふも其筈にて、偕は茲に仏骨立退の訴訟起らん事とはなれるなり。万松寺住職等より、各宗管長に出せる詳なる顛末書ありて、過日の宗派会議に提出したるものにて、一方には直接當事者吉田禄在氏、并に日暹寺住職吉田源応師に交渉したるも、孰れも要領を得ざりしを以て、即ち既報の如く弁護士岡田芳三氏を訴訟代理人とし、去る十五日附を以て従前の約定解除と、更に契約締結の催告状を発し、一週間の期限を示して、執達吏金子健次郎氏より住職吉田師に送達したり。然るに二十二日迄は、何等の回答なきを以て、更に岡田弁護士より仏骨立退の訴訟を、名古屋地方裁判所に提起する事となる由なるが、同時に先づ以て吉田禄在氏に支払命令を発し、家賃の請求に及ぶ筈なれば、結局茲に仏骨は忽ち無宿となり、執達吏の仮処分にも遭ふに至るべきなり。

菩提会の近況〔明治37年2月6日 第五四〇一号〕

同会は名古屋移転後も世評兎角面白からず、随て寄附金の如き少しも集らざるより、善後の窮策として覚王殿の名目を廃し、之に

代ふるに日暹寺建立の名を以てし、昨秋内務省の設立認可を受け、同地月見坂に建立する事に決したるも、奈何にせん一度菩提会にて味噌を付けたる悪名は容易に雪がれず、其の不評判は依然として変わらず。今は差當り日日の支払ひ費用にも差支ふる有様となり、其極仏骨は遂に俗吏の差押へを喰ふなど、古今未曾有の大失敗を來したるも、是れまで失態不都合に狎れたる役員は一向平氣にて、頼りに寄附金募集に尽力し居れるも、到底其効なきは明白なり。▲例の旧負債の十余万円は、今日に至るも其まゝなるが、能くも債権者が何時までも猶予する事よ、と不思議に思ふ程なりき。其れも其筈にて、菩提会の金は實際妙心寺より出で居り、現在同会の副会長たる前田誠節氏が中間に在りて、万事を隠蔽するより、辛ふじて一時を弥縫し來りたるが、近来内部の事情薄々門末に知れたるより、一紛擾持上らんとせしを、機敏の同氏は早くも重なる二、三を買収して其場を切抜けたるが、来る三月の門末会議には、再び紛議を見るべく、氏は昨今予防策に肝胆を砕き居れり。▲菩提会の現在会長は、大阪四天王寺住職、吉田源応師にして、副会長は日置黙仙師の処、今度前田氏を更に副会長に推選したれば、同会は二名の副会長となれり。▲各宗より五名の実行委員を出して、日暹寺創立の経営に當ることとなり、前田は其の委員長となれり。▲釈等固は妙心寺の執事として前田と結託し、同寺の教学資金二十余万円を滅茶滅茶に為したりとの風評あり。同寺も遠からず大谷派の二の舞を見るに至るべし。

日暹寺の敷地問題 (明治37年2月8日 第五四〇三号)

愛知県愛知郡田代村字月見坂に選定したる覚王山日暹寺は、曩に各宗派委員会にて創立決定以來種々の紛争絶へず、結局敷地を少數北方に移して落着。既に土工の準備に着手せし由。斯くて此建設事業も漸く其緒に就ける事なれば、此上ヨモヤ既往の如く、荏苒日時を空過する事はなかるべしとなり。尤も此敷地の變更は、各宗派会の協賛を経たるものにあらずとなれば、早晚多少の異議は起るならんも、目下の場合強ち差したる物議を惹起すに至るまじ、と某師は語りき。

菩提会の悲境 (明治37年3月11日 第五四三四号)

覚王山日暹寺建築募集の爲め、各宗派管長の調印請求中の処、大谷派本山は委任状の不完全を口実にして拒抗する処となり、其他の本山は時節柄不穩當の挙動なりとて、忠告的の下に味まく謝絶さるゝ処より、菩提会の悲境は、益々其度を進めつゝ、有りといふ。